

令和2年9月定例会（9月7日開会
9月18日閉会）

池田町議会会議録

令和2年9月池田町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (9月7日)

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	4
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	5
開会及び開議の報告.....	6
諸般の報告.....	6
会議録署名議員の指名.....	7
会期の決定.....	7
町長あいさつ.....	8
承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9
認定第1号より認定第6号まで、議案第34号の一括上程、説明.....	11
報告第19号、報告第20号の一括上程、報告.....	39
監査委員による令和元年度の決算審査意見について.....	40
認定第1号より第6号まで、議案第34号の質疑.....	47
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	54
散会の宣告.....	55

第 2 号 (9月8日)

議事日程.....	57
本日の会議に付した事件.....	58
出席議員.....	58
欠席議員.....	58

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	58
事務局職員出席者.....	58
開議の宣告.....	59
議案第36号、議案第37号の一括上程、説明、質疑.....	59
議案第38号の上程、説明、質疑.....	61
議案第39号より議案第41号まで、一括上程、説明、質疑.....	67
議案第42号より議案第46号まで、一括上程、説明、質疑.....	71
認定第1号より認定第6号まで、議案第34号、議案第36号より議案第46号まで、各委員会に付託.....	81
請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	81
散会の宣告.....	82

第3号（9月15日）

議事日程.....	83
本日の会議に付した事件.....	83
出席議員.....	83
欠席議員.....	83
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	83
事務局職員出席者.....	83
開議の宣告.....	86
一般質問.....	86
中山 眞 君.....	86
大 厩 美 秋 君.....	98
横 澤 は ま 君.....	106
那 須 博 天 君.....	118
薄 井 孝 彦 君.....	128
散会の宣告.....	140

第4号（9月16日）

議事日程.....	141
-----------	-----

本日の会議に付した事件.....	1 4 1
出席議員.....	1 4 1
欠席議員.....	1 4 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 4 1
事務局職員出席者.....	1 4 1
開議の宣告.....	1 4 3
一般質問.....	1 4 3
服 部 久 子 君.....	1 4 3
大 出 美 晴 君.....	1 5 6
矢 口 稔 君.....	1 6 2
松 野 亮 子 君.....	1 7 6
散会の宣告.....	1 8 1

第 5 号 (9 月 1 8 日)

議事日程.....	1 8 3
本日の会議に付した事件.....	1 8 3
出席議員.....	1 8 3
欠席議員.....	1 8 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 8 4
事務局職員出席者.....	1 8 4
開議の宣告.....	1 8 5
○各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	1 8 5
○認定第 1 号より認定第 6 号、議案第 3 4 号について、討論、採決.....	2 0 3
○議案第 3 6 号、議案第 3 7 号について、討論、採決.....	2 0 7
○議案第 3 8 号について、討論、採決.....	2 0 8
○議案第 3 9 号より議案第 4 1 号について、討論、採決.....	2 0 9
○議案第 4 2 号より議案第 4 6 号について、討論、採決.....	2 1 0
○請願・陳情書について、討論、採決.....	2 1 2
○日程の追加.....	2 1 5
○同意第 1 号の上程、説明、採決.....	2 1 5

○諮問第 1 号、諮問第 2 号について、一括上程、説明、採決.....	2 1 5
○発議第 3 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 1 8
○発議第 4 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 1 9
○発議第 5 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 2 1
○発議第 6 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 2 2
○発議第 7 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 2 4
○発議第 8 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 2 6
○総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	2 2 8
○日程の追加.....	2 2 9
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	2 2 9
○日程の追加.....	2 3 0
○議員派遣の件.....	2 3 0
○町長あいさつ.....	2 3 0
○議長あいさつ.....	2 3 1
○閉会の宣告.....	2 3 2
署名議員.....	2 3 3

池田町告示第92号

令和2年9月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月31日

池田町長 齋 聖 章

1.期 日 令和2年9月7日(月) 午前10時

2.場 所 池田町役場議場

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山眞君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	矢口新平君
7番	大出美晴君	8番	和澤忠志君
9番	薄井孝彦君	10番	服部久子君
11番	那須博天君	12番	倉科栄司君

不応招議員（なし）

令和 2 年 9 月 定例 町 議 会

(第 1 号)

令和2年9月池田町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年9月7日(月曜日)午前10時開会

諸般の報告

報告第14号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第15号 議員派遣結果報告について

報告第16号 例月出納検査結果報告(6・7・8月)

報告第17号 寄附採納報告について

報告第18号 令和元年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

会期 9月7日(月)から18日(金)までの12日間

日程第3 町長あいさつ

日程第4 承認第14号 令和2年度池田町一般会計補正予算(第5号)について
上程、説明、質疑、討論、採決

日程第5 認定第1号 令和元年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和元年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和元年度池田町下水道事業特別会計予算歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和元年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第34号 令和元年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定につ

いて

一括上程、説明

- 日程第 6 報告第 19 号 池田町財政健全化判断比率の報告について
報告第 20 号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について
- 日程第 7 監査委員による令和元年度の決算審査意見について
決算審査意見に対する質疑
- 日程第 8 認定第 1 号より第 6 号、議案第 34 号まで、質疑
- 日程第 9 議案第 35 号 池田町土地開発公社の解散について
上程、説明、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	松野亮子君	2 番	大厩美秋君
3 番	中山真君	4 番	横澤はま君
5 番	矢口稔君	6 番	矢口新平君
7 番	大出美晴君	8 番	和澤忠志君
9 番	薄井孝彦君	10 番	服部久子君
11 番	那須博天君	12 番	倉科栄司君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麩聖章君	副町長	小田切隆君
教育長	竹内延彦君	総務課長	塩川利夫君
企画政策課長	大澤孔君	会計管理者兼 会計課長	伊藤芳子君
住民課長	蜜澤佳洋君	健康福祉課長	宮本瑞枝君
産業振興課長	宮澤達君	建設水道課長	丸山善久君
学校保育課長	寺嶋秀徳君	生涯学習課長	下條浩久君

佐補長課務
兼係務總

山 岸 寛 君

監 査 委 員

吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

丸 山 光 一 君

事 務 局 書 記

矢 口 富 代 君

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

議長（倉科栄司君） おはようございます。

令和2年9月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

本定例会は令和元年度の一般会計及び特別会計の決算の認定等を御審議願うことになっております。

各位の御協力をいただき、順調な議会運営ができますよう、よろしく願ひを申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の令和2年9月池田町議会定例会を開会といたします。

会議に入る前にお諮りいたします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については、言い間違えとして議長において会議録を修正させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（倉科栄司君） 諸般の報告を行います。

報告第14号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告いたします。

報告第15号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりで

す。

報告第16号 例月出納検査結果報告（6月・7月・8月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第17号 寄附採納報告について。

この報告についてはお手元に配付した資料のとおりです。

報告第18号 令和元年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（倉科栄司君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番、横澤はま議員、9番、薄井孝彦議員を指名します。

会期の決定

議長（倉科栄司君） 日程2、会期、日程の決定を議題にします。

会期、日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ御審議を願っております。

議会運営委員長から報告を求めます。

那須議会運営委員長。

〔議会運営委員長 那須博天君 登壇〕

議会運営委員長（那須博天君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を行います。

令和2年9月池田町議会定例会の会期は、本日9月7日より9月18日までの12日間とし、議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程案といたします。どうか御審議の旨よろしくお願いいたします。

なお、9月15、16日に行われまず一般質問はコロナ対策により質問時間を1人40分とした

しますので、併せてよろしくお願いを申し上げます。

以上、報告といたします。

議長（倉科栄司君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期、日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙、会期日程案のとおりと決定をいたしました。

町長あいさつ

議長（倉科栄司君） 日程3、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

9月定例会開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただき厚く御礼申し上げます。

米どころ池田町では、稲穂のこうべが垂れ、収穫期を迎えるところであります。無事収穫が完了することを願っております。

9月は台風シーズンとなりますが、自然の猛威は、局地的豪雨が想定外の被害を引き起こす事象が各地で見られます。このたびの令和2年7月豪雨災害では、九州をはじめ全国各地で多くの方が犠牲となりました。亡くなられた皆様に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げまするものでございます。

また数日前より接近しておりました超大型と言われております台風10号は、九州各地に被害をもたらし、現在長崎沖を通過中とのことであります。これ以上被害の広がらないことを

願うばかりであります。

池田町では、今のところ台風による被害は大事に至っておりませんが、防災対策の必要性を痛感しているところであります。

国でも避難勧告等の見直しが行われ、警戒レベルも5段階に変更されました。それを受けて、町でも町民に「自らの身の命は自らが守る」を基本に、いち早い避難を呼びかけていきます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新しい生活様式の実践も引き続いてお願いいたします。

台風シーズンとなりますが、町民の皆様の安心・安全に万全を期してまいります。

国政におきましては、安倍首相による長期政権も終焉を迎え、新たなリーダーが生まれようとしております。地方創生施策のさらなる推進を大いに期待するところであります。

本定例会は、令和元年度の各会計の決算議案の認定を中心に、また令和2年度後半に向けての行政執行に必要な補正予算等の提案となります。

提案いたします議案は、報告案件7件、承認案件1件、認定案件6件、条例改正案件等8件、補正予算案5件の合計27件であります。提案いたします議案については、十分御審議をいただき、認定及び御決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、最終日には追加案件も予定しております。

以上、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程4、承認第14号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 承認第14号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第5号）の提案理由の説明を申し上げます。

この承認案件は、主に新型コロナウイルス感染症対策として、国の地方創生臨時交付金第2次交付分に係る各種事業等を計上した補正予算を7月15日付の専決処分により編成したも

ので、地方自治法第179条第1項の規定により、議会に報告し承認を願うものであります。

歳入歳出それぞれ2億3,530万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ63億8,240万円、詳細は7月15日の議会全員協議会にて御説明したとおりであります。

歳入では、国庫支出金2億562万円及び県支出金2,317万2,000円を計上し、不足する財源として財政調整基金を650万9,000円を繰り入れました。

歳出の主なものとしては、まずコロナ対策事業として、款7商工費に町民へ2万円の商品券を配布した「生き生き池田スマイルクーポン」の発行経費や商工会未加入事業者への経済支援等に2億1,988万円を、款10教育費に図書館の蔵書充実、衛生対策として書籍及び書籍消毒機購入費180万円を、またコロナ対策以外で、款2総務費に法人町民税中間納付額の還付金として434万9,000円、款12災害復旧費に7月の豪雨災害の復旧対応として826万円をそれぞれ計上しました。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御承認をお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） お願いいたします。

歳出の点で1点お聞かせください。

6ページなんですけれども、商工振興費の中の地方創生臨時交付金を用いました新型コロナウイルスの対策事業「生き生きスマイルクーポン」の関係でございますけれども、町民の皆さんから非常に好評を得ているかと思えます。その中で、現在の今、把握している中で、どの程度の利用率なのか、1点。

もう一点、商工会に入っていない方の小規模事業者への支援なんですけれども、8月31日で締め切ったと思えますけれども、何件くらいあったのか、その点についてお聞かせください。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） ただいまの件ですけれども、商品券の利用率につきましては、商工会のほうで週1回、小切手を渡して換金をしているんですけれども、ちょっと具体的にまだどのぐらいというのはこちらのほうで数値としては押さえておりません。また適宜、情報等もらおうかなというふうに思っております。

それから、商工会未加入者の件ですけれども、一律10万円支給したものにつきましては148件、減収補填につきましては48件、それぞれ申請があって支援金を交付する予定であります。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

承認第14号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

認定第1号より認定第6号まで、議案第34号の一括上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程5、認定第1号 令和元年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和元年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和元年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第34号 令和元年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 認定第1号から議案第34号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。

この認定等案件は、令和元年度の一般会計ほか6会計の予算執行結果の認定と水道事業会計の剰余金処分の議決をいただくため提案するものであります。

地方自治法の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけ、併せて主要な施策の成果説明書も提出いたしましたので、御審査、御審議をお願いいたします。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、財政の指標となる健全化判断比率及び資金不足比率については、この決算認定とは別に報告をいたします。

以下、決算の主要事項を報告し、提案説明といたします。

初めに、認定第1号 令和元年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和元年度池田町一般会計予算では、移住定住推進事業、プレミアム付商品券事業、現年発生公共土木施設災害復旧事業、農業農村整備管理費などにおいて12回の補正を行い、総額2億8,413万円の追加補正予算を編成いたしました。

決算額は、歳入総額61億8,286万2,725円、歳出総額60億5,383万552円で、歳入歳出差引残額は、1億2,903万2,173円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は、5,357万4,000円、実質収支額は7,545万8,173円で、そのうち地方自治法に基づく基金積立金として財政調整基金に3,780万円の積立てを行う決算となりました。

決算の主な項目について申し上げます。

歳入では、町税は収入済額9億5,510万2,881円で全体の15.5%を占めております。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の全ての税目で増加し、対前年比1,081万5,773円、1.1%の増となっております。

主な税収では、町民税4億7,542万8,801円、固定資産税3億9,420万3,579円の決算となりました。

地方譲与税では6,151万9,006円で対前年比4.0%の減、地方消費税交付金は1億7,313万2,000円で5.3%の減となりました。

地方交付税は20億1,821万4,000円で、対前年比4.3%の増となりました。歳入の32.7%を占めております。

分担金及び負担金では、4,019万1,826円で28.5%の減となりました。主な要因は10月からの幼児教育無償化に伴う保育料負担金の減でございます。

使用料及び手数料は6,824万6,650円、前年比0.1%の減となりました。

3月は、新型コロナウイルス感染予防対策として公共施設を休館にいたしました。

国庫支出金は、4億9,074万9,589円で3.3%の減となりました。主なものは障害者総合支援給付金国庫負担金、社会資本整備総合交付金でございます。

県支出金では、5億4,640万4,017円で10.0%の増となりました。主なものは農地耕作条件改善事業補助金、農村活性化支援事業交付金等でございます。

財産収入は、1,652万7,144円で、町有土地の売却等により18.9%の増となりました。

寄附金は、6,364万283円で118.4%の増となりました。このうち、ふるさと応援寄附金は、6,254万283円でございます。

繰入金では、5億9,083万4,000円で対前年比、19.5%の増となりました。社総交事業等に充当するため、財政調整基金及び公共施設等整備基金を取り崩し、繰り入れました。

町債は、7億8,550万円でございます。大型事業である社総交事業や農地耕作条件改善事業、穂高広域施設組合新ごみ処理施設建設等により36.8%の増となり、歳入全体の割合では12.7%となっています。

歳入全体では平成30年度と比較し、対前年度比9.5%、額にして5億3,789万6,565円増の61億8,286万2,725円の決算となりました。

次に、歳出について主な項目を申し上げます。

まず、議会費は、6,164万2,003円で前年比3.9%の増でした。

総務費は、7億5,790万3,581円で、前年比10.5%の増となっております。歳出全体への構成比は12.5%でありました。庁舎管理等の経常経費のほか、公民館跡地ミニ公園整備事業、ふるさと応援基金への積立て、移住定住補助金などとなっております。

民生費は、13億7,363万415円で、前年比1.0%の減となっております。歳出構成比では22.7%でありました。総合福祉センター、福祉企業センター、保育園などの運営経費のほか、福祉事業に対する負担金、補助金、及び扶助費などとなっております。

衛生費は、4億3,111万7,243円で、前年比69.0%増となりました。増加の要因は穂高広域施設組合新ごみ処理施設建設負担金の増でございます。

「人生100年健診・減塩から健幸生き生き長寿宣言」と「気候非常事態宣言」2つの宣言を表明し、役場庁舎に懸垂幕を掲げました。

労働費は、2,075万156円でございます。主なものは勤労者生活資金等預託金に関する支出となっております。

農林水産業費は、6億7,560万5,255円で、前年比では17.9%の増となりました。主なものでは産地パワーアップ事業、花とハーブの里づくり事業、農村活性化支援事業、農地耕作改善事業などがございます。

商工費では、1億3,926万450円、前年比4.7%減となりました。主なものは、町商工会に対する補助、まちなか活性化施設シェアベースにぎわいの指定管理、事業の委託などがございます。また、観光費では、町観光協会及び観光推進本部への補助等を行い、ワイン祭りほかのイベントを開催いたしました。

土木費は、5億9,139万7,973円で、前年比19.0%増となりました。社総交事業町道251号線道路工事、辺地対策事業での陸郷地区の道路整備などがございます。

消防費は、1億9,497万3,719円で、前年比6.5%増となりました。北アルプス広域連合常備消防費負担金のほか各分団への交付金が主な支出であります。

教育費は、11億7,749万5,629円、前年比で10.4%増となりました。歳出構成比では19.5%となりました。増加の要因として、教育総務費では小・中学校3校へのエアコン設置工事を行い、社会教育費では交流センター建設に関する支出をしております。令和元年度は「子どもがまんなか 未来を拓く ひとづくり」を基本理念とした池田町第2次教育大綱を策定いたしました。また、交流センターは令和元年8月31日、竣工式を執り行い、以来多くの町民に御利用いただいております。

公債費は、5億8,062万9,179円でございます。総合体育館耐震改修工事ほかの償還が始まったことにより、前年比10.6%の増となりました。

災害復旧費では、4,942万4,949円で前年比9.1%の減となりました。町道609号線田の入地区、町道300号線の中之郷地区の復旧費となります。

なお、令和2年度へ繰越しをして事業を実施するため繰越明許費は、事業費ベースで総額2億9,361万円を繰り越すことといたしました。

以上、令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げます。

次に、認定第2号 令和元年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入は、前年度からの繰越金608万5,240円、歳出は事業執行がありませんでしたので、そのまま同額を令和2年度へ繰り越す決算であります。

次に、認定第3号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は10億7,632万9,126円で前年比0.6%の増、歳出決算額は、10億7,114万4,944円で前年比1.6%増となり、差引残額は518万4,182円となり、うち300万円を国保支払準備金へ積み立てることといたしました。

歳入では、国保税収入は1億9,176万1,653円と前年比5.5%減となりました。基金繰入金として400万円を国保支払準備基金より繰り入れております。歳出は、保険給付費が7億8,371万9,524円と前年比で3.1%増となりました。

次に、認定第4号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入決算額は1億4,055万5,693円で前年比2.6%の増、歳出総額は1億4,042万7円で前年比2.7%の増となり、差引残額は13万5,686円の決算となりました。歳入の主な内容は保険料と一般会計からの繰入金となり、歳出は後期高齢者医療広域連合への納付金となります。

次に、認定第5号 令和元年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額6億9,443万6,938円で前年比6.6%の増で公共下水道使用料、一般会計からの繰入金及び起債が主なものとなっております。歳出総額6億8,638万5,304円、前年比5.6%の増で汚水処理事業に係る維持管理及び事業実施に伴う借入金の元利償還事業が主なものとなっております。

下水道事業は地方公営企業法が令和2年4月1日から適用されたことに伴い、下水道事業特別会計は令和2年3月31日での打切り決算となっており、歳入歳出の差引残額805万1,634円は特別会計から池田町下水道事業会計に引き継ぎました。

次に、認定第6号 令和元年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額924万4,454円、前年比17.2%の減、歳出総額922万2,136円、前年比16.9%の減で差引残額は2万2,318円の決算となりました。広津簡易水道の維持管理のために行った借入金の元利償還を実施いたしました。

次に、議案第34号 令和元年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定についてであります。

この案件につきましては、地方公営企業会計制度見直しに伴い、決算剰余金の処分について議決が必要とされ、単年度に発生した剰余金を、資本金に組み入れることを議決いただくこととなります。

それでは、決算状況を説明申し上げます。

収益的収入では、水道事業収益 2 億 4,512 万 8,093 円、支出では、水道事業費 1 億 5,703 万 6,735 円、資本的収入 1,206 万 1,100 円、資本的支出は 2 億 298 万 8,347 円でありました。令和元年度の純利益は 7,710 万 9,575 円で、元年度末処分利益剰余金は 5 億 816 万 8,465 円となりました。剰余金処分量として、議会の議決による資本金への組入れ額は、1 億 2,491 万 9,454 円でございます。条例第 4 条による処分量として、減債積立金に 48 万 3,560 円、利益積立金に 2,000 万円、建設改良積立金に 1,000 万円をそれぞれ積み立てし、差引翌年度繰越利益剰余金は、3 億 5,276 万 5,451 円の予定であります。

以上、認定第 1 号から議案第 34 号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御認定及び議案第 34 号中の剰余金処分について御決定をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は、会計管理者及び担当課長にいたさせます。

議長（倉科栄司君） これをもって、提案説明を終了します。補足の説明を求めます。

認定第 1 号より第 6 号までについて。

伊藤会計管理者兼会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 伊藤芳子君 登壇〕

会計管理者兼会計課長（伊藤芳子君） おはようございます。

認定第 1 号から認定第 6 号までの補足説明をいたします。

決算書の事項別明細書により、金額の大きなものなどを御説明申し上げます。

なお、町長の提案説明と重複するところもあろうと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、認定第 1 号 令和元年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定から御説明申し上げます。

決算書 8 ページからの事項別明細書を御覧ください。

歳入、款 1 町税でございますが、収入済額は 9 億 5,510 万 2,881 円でございます。徴収率は 96.78% で、対前年比 0.57% の増となっております。不納欠損額は 75 万 9,424 円で、19 人 81 件が対象となっております。収入未済額は 3,102 万 3,834 円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。

町税の主なものを申し上げます。

項 1 町民税、目 1 個人収入済額は 4 億 1,677 万 901 円。徴収率は 97.84%。対前年比 0.72% の増となっております。不納欠損額は 4 万 9,324 円で、4 件が対象となっております。

項2 固定資産税、目1 固定資産税の収入済額は3億9,056万6,779円で、徴収率は95.29%、対前年比0.52%の増でございます。不納欠損額は67万9,300円で72件が対象となっております。

項3 軽自動車税、目1 軽自動車税収入済額は3,554万8,199円で、不納欠損額は3万800円で5件が対象となっております。現年課税分の徴収率は98.88%、対前年比0.34%の増でございます。

目2 環境性能割収入済額は80万8,600円でした。こちらは令和元年10月よりそれまでの自動車取得税に代わり導入されたもので、自動車取得時に県に収められた環境性能割の一部が町に支給され、令和元年度は導入後の10月から3月分となっております。

次に、9ページを御覧ください。

款2 地方譲与税の収入済額は6,151万9,006円でございます。項3 森林環境譲与税収入済額159万6,000円は、令和元年度より新たに交付されたもので森林整備及びその促進に資することを目的に、人口割林業就労人口割で交付されております。

なお、元年分の譲与税は全額を森林環境譲与税基金に積み立てております。

10ページ中段を御覧ください。

款7 自動車取得税交付金収入済額は841万8,000円で、前年比44.1%の減。款8 環境性能割交付金収入済額は204万3,000円、前年比皆増となっております。これらは自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入に伴い、款7 自動車取得税交付金は9月分まで、款8 環境性能割交付金は10月以降の交付分でございます。

10ページ最下段、款9 地方特例交付金収入済額は2,407万6,000円で、対前年比431.1%の増ございました。増加の要因として、11ページ、項1 地方特例交付金、節2 自動車税減収補填特例交付金、節3 軽自動車税減収補填特例交付金が交付されております。

これらは、消費税引上げに起因する減収を補填するために交付されたもので、令和元年及び令和2年のみの交付となります。

項2 目1 節1 子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育無償化に対する財源として交付されました。令和元年度のみでこちらも増加の要因となっております。

款10 地方交付税の収入済額は20億1,821万4,000円で、歳入決算額の32.7%を占め、歳入の中では一番大きな割合を占めております。

12ページ下段を御覧ください。

款13 使用料及び手数料の収入済額は6,824万6,650円でした。収入未済額は373万7,200円で、

翌年度へ滞納繰越額として繰越ししております。

主なものを御説明します。

項1 使用料、目1 総務使用料、13ページ、節1 バス使用料、収入済額は1,142万2,800円で、6路線で運行し、乗降者数は6万938人でした。目2 民生使用料、節1 総合福祉センター使用料は収入済額1,346万4,261円でした。入浴施設、会議室と合わせて5万207人の利用がございました。

なお、3月はコロナウイルス感染予防のため、入浴施設、会議室等の使用を一部中止いたしました。

14ページを御覧ください。

目6 土木使用料、節3 住宅使用料は収入済額1,116万6,480円で、62戸のうち55戸に入居がございました。

項2 手数料、収入済額は1,743万6,890円でした。

15ページ、目3 衛生手数料、節6 可燃物処理手数料1,040万円は燃えるごみの証紙代でございました。

款14 国庫支出金、収入済額は4億9,074万9,589円でした。収入未済額の4,041万6,766円は繰越明許費の未収特定財源となります。

項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、収入済額は2億996万7,557円でした。

主なものは、節2 障害者福祉費負担金、16ページ、節4 児童手当負担金でございました。

目3 災害復旧費国庫負担金、収入済額は3,076万5,274円で町道609号線田の入地区、町道300号線中之郷地区での災害復旧に対するものでございます。収入未済額は360万1,766円で、繰越明許費の未収特定財源となります。

項2 国庫補助金、収入済額は2億4,040万8,380円でした。

主なものを御説明します。

目1 総務費国庫補助金、節1 社会資本整備総合交付金、収入済額1億3,962万円、収入未済額3,600万円でございます。社会資本整備総合計画に基づく地域交流センター建設、道路改良等の財源で、収入未済額は繰越明許費の未収特定財源となります。

17ページ、目2 民生費国庫補助金、収入済額は2,120万8,131円で、収入未済額81万5,000円は繰越明許費の未収特定財源となります。

節3 子ども・子育て支援補助金、節17 プレミアム付商品券事業補助金などがございます。

18ページを御覧ください。

目5 教育費国庫補助金、節4 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、収入済額は5,828万6,000円で、小・中学校3校のエアコン設置への交付金となっております。

項3 委託費、収入済額は896万4,128円でした。主なものは、項1 総務費委託金、節3 国政選挙委託金で、7月の参議院議員通常選挙に対する委託金となっております。

19ページを御覧ください。

款15 県支出金の収入済額は5億4,640万4,017円でした。収入未済額4,672万円は繰越明許費の未収特定財源となります。

項1 県負担金の収入済額は1億5,688万775円で、主なものは目1 民生費県負担金で、節4 障害者福祉費負担金、節5 福祉企業センター施設事務費負担金、節6 児童手当負担金などでございます。

項2 県補助金、収入済額は3億6,993万3,845円でした。収入未済額4,672万円は繰越明許費未収特定財源でございます。

20ページを御覧ください。

目2 民生費県補助金、収入済額は3,875万2,000円でした。主なものは節3 福祉医療費給付事業費補助金、節6 子ども・子育て支援補助金でございます。

節9 子ども・子育て支援事業費補助金は、令和元年10月からの幼児教育無償化への体制整備に対する補助金でございます。

21ページ、目4 農林水産業費県補助金、収入済額は3億2,263万5,845円でした。収入未済額は4,672万円で、繰越明許費の未収特定財源でございます。主なものですが、節9 土地改良事業補助金、節11 農地耕作条件改善事業補助金などでございます。

22ページ、節17 農村活性化支援事業交付金、節19 経営体育成交付金、節21 産地パワーアップ事業補助金、節25 農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金は、農業者への補助金の財源として充当しております。

続いて23ページを御覧ください。

項3 委託金、収入済額は1,958万9,397円でした。徴税费各種調査、選挙などに係る県からの委託金でございます。

24ページを御覧ください。

款17 寄付金の収入済額は6,364万283円でした。

項1 寄附金、目2 ふるさと応援寄附金は収入済額6,254万283円で、前年比124%増で4,259件から寄附を頂きました。

25ページ、款18繰入金の収入済額は5億9,083万4,000円でした。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は2億4,910万円でございます。

目2公共施設等整備基金繰入金は2億7,954万8,000円で、保育園及び小・中学校のエアコン設置、交流センター建設事業の財源として繰り入れました。

目4池田町でてる坊主のふるさと応援基金は6,153万円を繰り入れ、ハープセンターの施設修繕、保育環境整備費などの財源として活用させていただきました。

款19繰越金の収入済額は1億6,942万6,154円で、対前年比60%の増でございます。このうち節2繰越明許費繰越金は1億3,745万2,000円で、備考欄にございますとおり、各事業の一般財源分の繰越金でございます。

26ページ下段を御覧ください。

款20諸収入の収入済額は1億5,994万1,175円で、対前年比11.6%の増でございます。収入未済額の1,377万9,889円は、大北森林組合補助金返還金でございます。

30ページを御覧ください。

項4雑入、目5雑入、備考欄55プレミアム商品券販売収入は1,735万6,000円で889名が購入され、購入率は43.3%でした。

款21町債の収入済額は7億8,550万円でございます。社会資本整備総合事業債、一般廃棄物処理事業債、学校教育施設等整備事業債などがございます。

32ページを御覧ください。

32ページの最下段、歳入合計ですが、予算現額63億9,940万9,000円、収入済額61億8,286万2,725円、対前年比は9.5%の増でございます。不納欠損額75万9,424円。収入未済額は2億8,357万7,689円となっております。

歳入は以上でございます。

33ページを御覧ください。

歳出について御説明申し上げます。

款1議会費は支出済額6,164万2,003円で、議会運営の経費でございます。

次に、35ページを御覧ください。

款2総務費の支出済額は7億5,790万3,581円で、翌年度繰越額は8,172万6,000円でした。

項1総務管理費、目1一般管理費の支出済額は2億7,738万1,458円で、一般管理経費、庁舎管理経費でございます。翌年度繰越額は7,155万円で、公民館跡地ミニ公園整備事業に係る繰越しとなっております。

主なものを御説明します。37ページを御覧ください。

備考欄二重丸、庁舎管理経費、13委託料、20設計監理委託料は役場庁舎外壁改修工事及び役場庁舎1階エアコン設置工事設計委託料となっております。

38ページを御覧ください。

中段の15工事請負費、10庁舎施設補修工事は役場庁舎外壁改修工事を行いました。

二重丸、公民館跡地ミニ公園整備事業、15工事請負費は旧公民会館解体撤去工事、アスベスト除去工事、跡地ミニ公園整備事業の前金払いでございます。

40ページを御覧ください。

目5財産管理費、支出済額は973万5,469円でした。主なものですが、41ページ、備考欄15工事請負費で旧上原商店事務所解体工事を行いました。

目6の企画費の支出済額は2億5,919万7,267円でした。翌年度繰越額は1,017万6,000円で、都市再生整備計画事後評価業務、専門学校整備事業に係るものでございます。

主なものを御説明します。

備考欄二重丸、てるてる坊主のふるさと応援寄附金経費、13委託料、10ふるさと納税業務委託料は3つのポータルサイトへの返戻金を含めた業務委託料となっております。

25積立金、10池田町てるてる坊主のふるさと応援基金積立金は6,254万283円で、頂いた寄附金を基金に積み立てした額となっております。

二重丸、企画一般経費ですが、42ページ、備考欄を御覧ください。

11総合計画審議会委員報酬、第6次池田町総合計画改定に伴う審議会委員報酬でございます。13委託料、20公共施設長寿命化計画策定支援は、公共施設等の施設更新について施設ごと更新、改修、廃止に係る中長期計画策定の委託料となっております。80設計監理委託料（繰越明許費）、43ページ、15工事請負費は町内の専門学校の寮などの整備に係る支出となっております。43ページ中段二重丸、情報処理費では各事業で使用している情報処理システム運用に係る支出となっております。

46ページを御覧ください。

備考欄中ほど二重丸、移住定住推進事業です。13委託料、60調査委託料は旧上原商店跡地の土壌調査の委託料です。19負担金補助及び交付金のうち、47ページ、30移住定住補助金は65件へ補助いたしました。11月に補助要綱を拡充しております。移住定住促進係が関与しての移住者は78人ございました。

目7自治振興費、支出済額は2,172万290円でした。主なものは19負担金、補助及び交付金

でございます。このうち、備考欄19の15元気なまちづくり事業補助金は7自治会、7事業、5団体、5事業、17コミュニティ助成事業補助金は2自治会、1自主防災会への補助となっております。

50ページを御覧ください。

目11防災対策費、支出済額は1,225万5,515円でした。備考欄二重丸、防災対策事業費、11需用費、10消耗品費では災害時避難済み表示取組事業として「無事ですエコバッグ」を作成し、全戸に配布いたしました。

51ページを御覧ください。

項2徴税费、支出済額は6,095万9,109円でした。徴収嘱託員報酬、派遣職員負担金、課税収納業務に係るシステム委託料などの支出でございます。

52ページ、備考欄13委託料、10土地鑑定評価事業委託料は評価替えに向けた委託料となっております。

53ページ下段を御覧ください。

項4選挙費、支出済額は1,520万4,480円でした。令和元年度は4月県議会議員選挙、町議会議員選挙、7月参議院議員通常選挙、3月町長選挙が行われ、それらの経費が主なものとなっております。

58ページを御覧ください。

款3民生費の支出済額は13億7,363万415円で、翌年度繰越額は84万円でした。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、支出済額は1億6,192万2,768円でした。主なものは、池田町社会福祉協議会ほかへの負担金、補助金、福祉委員関係事業。

60ページ、備考欄二重丸、国民健康保険特別会計繰出金経費でございます。

備考欄二重丸プレミアム付商品券事業、19の10商品券交付金は2,166万7,500円で、購入者に対する換金率は99.87%でした。

61ページを御覧ください。

目2高齢者福祉費、支出済額は1億8,938万2,697円でした。主なものは、備考欄二重丸、高齢者福祉事業、20扶助費、62ページ、1養護老人ホーム等入所措置費、その下の二重丸、後期高齢者医療事業となっております。

目3障害者福祉費、支出済額は2億5,210万6,518円でした。障害者総合支援法に基づく施策など障害者支援に係る支出となっております。障害に関する手帳をお持ちの方は年度末で971名でした。

63ページ下段を御覧ください。

目4 介護保険費、支出済額は1億7,081万9,504円でした。介護保険サービスへの町負担分で、保険者である北アルプス広域連合への支出が主なものとなっております。年度末で要支援・要介護の認定者が621名、事業対象者58名でした。

64ページを御覧ください。

目5 地域包括支援センター運営費、支出済額は5,408万4,354円でした。

66ページを御覧ください。

目6 介護予防・日常生活支援総合事業費、支出済額は1,156万162円でした。

目5、目6ともに北アルプス広域連合からの事務委託により行っている介護保険地域支援事業に係る事業費でございます。

目7 医療給付事業費、支出済額は7,324万4,829円で、福祉医療給付に係る事業費でございます。受給者1,841人に延べ2万2,160件の支給を行いました。

68ページを御覧ください。

目8 総合福祉センター管理費、支出済額は3,607万2,840円で、総合福祉センターに係る光熱水費など管理経費でございます。

次に、69ページ中段を御覧ください。

目10福祉企業センター費、支出済額は2,688万7,069円でした。主な内容は、所長、指導員6名の臨時職員賃金と、27人の作業員賃金でございます。作業員1人当たり、平均の月額工賃は2万8,360円でした。

71ページを御覧ください。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、支出済額は2億2,111万4,670円でした。翌年度繰越額は84万円で、保育園での新型コロナウイルス対策加湿空気清浄機の購入財源として繰越しました。池田保育園、会染保育園の運営及び保育認定に係る支出となっております。3月1日時点で池田保育園に127名、会染保育園に99名の園児が保育認定を受け通園しております。

72ページ下段を御覧ください。

備考欄15 工事請負費は池田、会染両保育園へのエアコン設置ほかの費用となっております。

73ページ、備考欄二重丸、保育認定事業19の20施設型給付費負担金は教育保育給付認定を受け、町外の保育施設に通園している児童3名、令和元年10月開始の施設等利用給付認定を受け、認可外保育施設に通う4施設6名に係る負担金でございます。

74ページ、備考欄二重丸、幼児教育無償化事業は令和元年10月からの幼児教育無償化に伴

う体制整備に係る支出で、システム改修委託料などとなっております。

目3 児童福祉費、支出済額は1億2,182万2,453円で、児童手当給付に係る支出でございます。児童手当の給付延べ人数は1万1,121人でした。

75ページを御覧ください。

目4 児童センター費、支出済額1,526万7,835円でした。臨時職員賃金など児童センター、児童クラブと放課後子ども教室などに係る支出でございます。

76ページ下段を御覧ください。

目5 子育て支援費、支出済額は1,621万5,028円でした。子供に関する相談を2,159件対応いたしました。備考欄8 報償費、77ページ、10入学祝金は小学校入学1人5万円を62名、中学校入学1人3万円を73名に支給しております。

78ページを御覧ください。

款4 衛生費、支出済額は4億3,111万7,243円でした。対前年比69%の増となっております。増加の主な要因は、穂高広域施設組合負担金の増でございます。翌年度繰越額は64万5,000円でございます。

項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費は8,354万4,256円でした。主なものとして備考欄19 負担金、補助及び交付金、10安曇総合病院増改築工事補助金の支出がございます。

79ページを御覧ください。

目2 の予防費、支出済額は4,907万3,097円で、予防接種や健診に係る報酬委託料などが主なものとなっております。翌年度繰越額64万5,000円は需用費で、消毒液、マスクなどの衛生材料購入の財源として繰り越しております。

82ページを御覧ください。

備考欄二重丸、感染症風疹予防事業は令和元年度から3年間の事業で、元年度は対象者561名中風疹抗体検査109名、予防接種24名に実施しました。

目3 環境衛生費、支出済額は870万9,343円で、主なものは、83ページ、備考欄19負担金、補助及び交付金、1 池田松川施設組合葬祭センターの負担金、二重丸、地球温暖化対策事業19の1 太陽光発電システム設置補助金などとなっております。

85ページを御覧ください。

項2 清掃費、目1 清掃費、支出済額は2億7,924万4,995円でした。

86ページ中段、備考欄19負担金、補助及び交付金、2 穂高広域施設組合負担金は2億3,369万3,762円で、このうち1億7,250万5,000円が新ごみ処理施設建設負担金となっております。

ます。

87ページを御覧ください。

款6 農林水産業費の支出済額は6億7,560万5,255円でした。翌年度繰越額は8,040万9,000円でございます。

項1 農業費、目1 農業委員会費、支出済額は1,604万9,248円で、農業委員会運営に係る支出でございます。

89ページを御覧ください。

目3 農業振興費、支出済額は1億3,653万2,290円でした。翌年度繰越額は630万円で、花とハーブの里づくり事業、ハーブセンターガラス温室に係るものとなっております。主なものですが、備考欄二重丸、農業振興事業、19負担金、補助及び交付金4,151万2,917円となっております。このうち90ページ、46中山間地域直接支払補助金は第4期対策5年目で、7地区合計面積98万1,575平方メートルを対象に交付いたしました。

91ページ、71農業次世代人材投資資金は、新規就農者の就農定着を図ることを目的とした給付金で、4件が対象でございました。

備考欄二重丸、花とハーブの里づくり事業では、11需用費、62施設修繕費でハーブセンター各所の修繕を行いました。13委託料、2指定管理委託料はハーブセンターの指定管理委託料でございます。

93ページを御覧ください。

備考欄中段二重丸、海外販路開拓等推進事業です。地方創生推進交付金による事業で、全額、池田町海外販路等推進協議会への補助金となっております。

備考欄二重丸、花とハーブの里再ブランド化事業でございます。ハーバルヘルスツーリズム推進事業として、11需用費、40印刷製本費ではPR用パンフレットを作成し、13委託料、94ページ、10運營業務委託料では体験ツアーを2回開催いたしました。16原材料費はハーブガーデン植栽整備のための苗代等となっております。

94ページ中段を御覧ください。

備考欄二重丸、農村活性化支援事業ですが、先ごろオープンとなった町内第1号のワイナリーの建設に関する事業でございます。13委託料、80所得向上推進委託料は町内でのワイナリー建設事業計画策定支援等の業務を委託し、19負担金、補助及び交付金、1農村活性化支援事業交付金は建設に係る補助金でございます。

備考欄二重丸、豚コレラ対策事業は豚熱、旧名称豚コレラへの対策経費で、19負担金、補

助及び交付金は町内養豚場への野生イノシシ等の侵入を防ぐための侵入柵及び消毒ゲート設置に対する補助金でございます。

95ページ下段を御覧ください。

目7土地改良費、支出済額は4億5,164万6,596円でした。翌年度繰越額7,410万9,000円は農地耕作条件改善事業として繰り越しいたします。

主なものを御説明いたします。備考欄二重丸、農業農村整備総務費、97ページ、備考欄19負担金、補助及び交付金、10農業農村整備事業負担金は会染西部地区の県営ほ場整備事業に対する地元負担金でございます。74県営かんがい排水事業利子軽減補助金は、内川受益者の負担軽減を目的とした補助金でございます。78多面的機能支払交付金は、農業生産基盤を守るための取組として、農地維持資源向上のための交付金でございます。

備考欄二重丸、農業農村整備管理費では、農地耕作条件改善事業として、遊休桑園をワイン用ブドウ生産圃場として整備しました。また、水田の圃場整備と水路改修工事を実施しております。

98ページを御覧ください。

項2林業費、目1林業振興費、支出済額は1,578万1,498円でした。主なものとして、備考欄二重丸、林業振興事業、13委託料、60森林整備委託料、鵜山地区に定植されたブドウを野生鳥獣からの食害を防止するための緩衝帯を整備いたしました。

備考欄最下段、25積立金159万6,000円は令和元年度創設した池田町森林環境譲与税基金への積立てでございます。

99ページ、備考欄二重丸、松くい虫被害対策事業では13委託料、70森林整備委託料で被害木や危険木の伐採などを行いました。

100ページを御覧ください。

款7商工費の支出済額は1億3,926万450円でした。

項1商工費、目1商工振興費、支出済額は8,343万9,868円でした。主なものは、備考欄二重丸、商工振興事業、19負担金、補助及び交付金で、池田町商工会への各種事業の補助のほか、70池田町住宅リフォーム促進事業補助金となっております。リフォーム促進事業補助金は令和元年度創設の補助金で、町内業者により施工される改修工事費の20%を補助するもので、10月17日から11月7日の募集期間に申請のあった37件に対し補助いたしました。

101ページ下段、備考欄二重丸、まちなか活性化支援事業、19負担金、補助及び交付金、10まちなか活性化支援事業補助金は、シェアベースにぎわいの施設設備の改修とイベントの

実施に対する補助金となっております。令和元年度の施設入場者は1万6,306人でした。

なお、3月はコロナ感染予防対策として貸出し等を中止いたしました。

102ページ下段を御覧ください。

項2 観光費、支出済額は5,078万5,794円で、主なものは103ページ備考欄19負担金、補助及び交付金、76池田町観光協会補助金、78観光推進本部負担金、その他観光イベント等への補助金となっております。

備考欄二重丸、外国人旅行者誘致事業では、13委託料、104ページ備考欄60観光海外プロモーションで、日本語、英語、中国語で動画映像を作成し、90外国語サイン製作委託料で、町内15か所へ日本語、英語、ベトナム語の3か国語表記の矢羽根看板を設置するなど、外国人旅行者の誘致に取り組みました。

105ページを御覧ください。

款8 土木費の支出済額は5億9,139万7,973円、翌年度繰越額は1億66万5,000円でした。

106ページを御覧ください。

項2 道路橋梁費、目1の道路橋梁維持費、支出済額は5,294万2,538円で、道路補修工事2か所、施設修繕44か所、除雪委託206路線などとなっております。

備考欄二重丸、道路橋等の定期点検事業では5つの道路橋の点検を委託、3つの道路橋修繕工事を行いました。

107ページ、備考欄二重丸、舗装個別施設修繕事業では1か所延長525.3メートルの修繕工事を行いました。

目2 道路改良費、支出済額は2億852万3,137円で、翌年度繰越額9,842万2,000円となっております。令和元年度は町道登波離橋、町道八代線、町道旧県道線、町道251号線の道路改良を行いました。八代線、251号線で翌年度へ繰越しとなっております。

108ページ中段を御覧ください。

目3 道路舗装費、支出済額は1,936万5,600円で、町道740号線など4路線の舗装工事を実施いたしました。

項3 河川費、支出済額は454万3,632円で、合計13か所の砂防事業を実施しました。

109ページ中段を御覧ください。

項4 都市計画費、目1 都市計画総務費、支出済額299万3,580円で、主なものとして備考欄13委託料、28都市計画基礎調査委託料、これは都市計画法の規定によりおおむね5年ごとに実施する調査ですが、委託にて実施いたしました。翌年度繰越額224万3,000円は土地利用調

査基本計画改定業務委託事業となっております。

110ページ、目2公園事業費、支出済額は2,100万8,654円で、クラフトパーク、東山夢の郷公園などの維持管理の経費となっております。

111ページ中段、目2公共下水道事業費は、下水道事業特別会計へ2億4,996万5,000円の繰り出しをいたしました。

項5住宅費、目1住宅管理費、支出済額は338万9,262円で、町営住宅の管理に係る経費などでございます。

112ページ下段を御覧ください。

款9消防費の支出済額は1億9,497万3,719円でした。

項1消防費、目1の常備消防費、支出済額は1億5,794万5,000円で、北アルプス広域連合常備消防費負担金でございます。

目2非常備消防費、支出済額は3,194万9,750円でございます。消防団員定数は230名で、団員に対する費用弁償、分団活動交付金などが主な支出でございます。令和元年度は3件の火災、台風19号関連巡視等に出動しております。また、大会関係では小型ポンプが県大会3位の成績を収めております。

113ページ備考欄15工事請負費、10工事請負費は、八幡神社防火水槽撤去工事を行いました。

114ページを御覧ください。

目3消防施設費は300万1,346円で、主なものは、備考欄19負担金、補助及び交付金、10消火栓設置負担金で相道寺ほか5か所の消火栓取替えを行っております。

目4災害対策費は207万7,623円で、エアーベッド、防災ラジオ、ファクス付電話機など災害時に備え備蓄品を購入いたしました。

款10教育費の支出済額は11億7,749万5,629円でした。

115ページを御覧ください。

項1教育総務費、目2事務局費、支出済額は3億2,967万8,429円でした。

主なものを御説明します。

116ページ備考欄中段、13委託料、5定住促進に向けた地域の取り組み事業委託料は、地域を担う人材づくり事業として池田工業高校の取組の番組制作と放映委託料でございます。

117ページを御覧ください。

備考欄20扶助費、10就学援助費は83名が対象となっております。

118ページ備考欄二重丸、学校施設改修費は池田小、会染小、高瀬中へのエアコン設置事業でございます。

119ページを御覧ください。

項2 小学校費の支出済額7,210万343円でした。池田小、会染小に係る支出で、両校とも町費により用務員、図書館司書、教育支援員を配置しております。

124ページを御覧ください。

項3 の中学校費、支出済額は3,526万8,535円でした。用務員、図書館司書に加え教科指導講師3名、英語指導助手1名を配置いたしました。

126ページを御覧ください。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費、支出済額は5億1,141万5,380円でした。主なものですが、127ページ、備考欄中ほど二重丸、地域交流センターと建設事業でございます。令和元年度は備考欄13委託料、調査測量設計監理委託料1,205万1,000円、15工事請負費、80工事請負費（繰越明許費）4億329万8,141円、128ページ、18備品購入費、80庁用器具・機械器具購入費（繰越明許費）4,680万6,042円などを支出し、交流センターの総事業費は12億9,164万2,389円となりました。8月31日に竣工式、11月3日にグランドオープン記念講演を行いました。交流センター、図書館の利用者はオープンから年度末まで6万937人ございました。

なお、3月はコロナ感染予防対策として休館にしております。

128ページ、目2 公民館費、支出済額は1,355万185円でした。

備考欄二重丸、交流センター管理経費は、開所以降の光熱水費等諸経費のほか、オープン記念に係る経費となっております。

129ページ中段、備考欄二重丸、公民館事業活動経費は文化活動交付金などがございます。

132ページを御覧ください。

目3 文化財保護活用推進費、支出済額は3,234万7,496円でした。文化財の保護業務、資料整理に係る支出のほか、備考欄二重丸、文化財管理施設整備事業は旧図書館の改修工事を行い、1階を文化財管理施設、2階を教育委員会事務室といたしました。

133ページを御覧ください。

目4 図書館費、支出済額は2,378万5,952円でした。

備考欄13委託料、63移転作業委託料515万9,160円は、旧図書館からの移転作業の委託料でございます。5月6日から10月24日を休館とし、移転作業を行い、10月25日にプレオープン

となりました。移転作業は町民の参加を得ながら、オープン記念品として町内の小・中学生が作成したしおりを配布いたしました。令和元年度は3,278冊の図書を受入れし、年度末蔵書数は7万1,357冊となっております。

134ページを御覧ください。

目6 美術館費、支出済額2,871万3,150円、翌年度繰越額は352万円で、空調設備の修繕費として繰り越しました。

主なものとして、備考欄11需用費、80一般修繕（繰越明許費）は展示室CO₂消火設備などの修繕、13委託料、20美術館指定管理委託料となっております。入館者は1万4,202人となっております。

なお、3月1日から22日はコロナ感染予防対策として予定していた企画展を中止し、臨時休館いたしました。

135ページを御覧ください。

目7 創造館費、支出済額は459万4,270円で、創造館の管理経費となります。利用者は1万5,482人で行いました。3月はコロナ感染予防対策として休館いたしました。

136ページを御覧ください。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費、支出済額は8,202万3,051円で、主なものは池田松川施設組合負担金の給食センター分となっております。

目2 総合体育館費、支出済額は3,409万3,053円でした。主なものとして、138ページ、備考欄17公有財産購入費、80土地購入費（繰越明許費）は、駐車場用地の購入費となっております。

備考欄二重丸、体育振興経費では町民球技大会などの大会や教室の開催の委託、大かえで倶楽部ほか、各種スポーツ団体への補助金交付を行っております。総合体育館の年間利用者は2万1,691人でした。総合体育館をはじめとする体育施設もコロナ感染予防対策として3月は閉館いたしました。

目3 体育施設費、支出済額は758万2,900円でした。総合体育館、学校を除く各体育施設の管理に関わる経費でございます。各施設及び学校体育施設の利用者は合計4万6,413名となっております。

142ページを御覧ください。

款11公債費の支出済額は5億8,062万9,179円でした。

款12災害復旧費の支出済額は4,942万4,949円でした。

項1 公共土木施設災害費、目1 道路橋梁災害復旧費の支出済額は4,942万4,949円で、町道300号線中之郷地区、町道600号線田の入地区に係る復旧費でございます。翌年度繰越額は2,580万5,000円で町道609号線田の入、町道300号線中之郷に係るものとなります。

143ページ、最下段の一般会計の歳出合計でございます。

予算現額63億9,940万9,000円、支出済額60億5,383万552円、対前年比11.2%の増、翌年度繰越額は2億9,361万円、13事業を繰越しいたしました。

次に、144ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額61億8,286万3,000円、2、歳出総額60億5,383万1,000円、3、歳入歳出差引額1億2,903万2,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額5,357万4,000円、実質収支額7,545万8,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金3,780万円でございます。

基金繰入額につきましては、基金条例に基づいて当該年度の実質収支額の2分の1以上の額を、翌年度中に財政調整基金へ繰り入れることが規定されておりますので、決算承認後に積立てをいたします。

145ページを御覧ください。

令和2年3月31日現在、財産に関する調書でございます。

1、公有財産、(1)土地及び建物。土地につきましては、かえで広場ほか4,251平方メートルの増加で、年度末現在53万4,114平方メートルとなりました。建物は、木造では旧広津町営住宅取りしほか190平方メートル減少し、非木造では交流センターなど1,902平方メートル増加し、合わせて延べ面積6万8,491平方メートルとなっております。

146ページに増減の内訳を掲載しております。

続いて、147ページでございます。

左上の(2)有価証券でございますが、前年度からの増減がなく、年度末現在高は8,642万7,000円となっております。(3)出資による権利でございますが、こちらも増減なく、年度末現在高7,144万1,000円となっております。

2、物品、公用車両の関係でございますが、年度末74台となっております。

一番下、3、債券でございます。池田町小企業振興資金あっせん預託金として八十二銀行と松本信用金庫に、勤労者生活資金等預託金として長野県労働金庫に、それぞれ1,000万円ずつ、合計3,000万円となっております。資金を4月に預託し、3月末に返還していただく手続を取っておりますので、年度末現在高はゼロとなっております。

次に、右側の4、基金でございます。表の区分に記載してございますが、新たに森林環境譲与税基金を加え12の基金を保有しております。各区分2段に記載されておりますが、上の段が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの増減高、下の段が令和2年4月1日から令和2年5月31日までの出納整理期間中の増減高でございます。

12の基金の合計は、3月31日現在で4億4,817万7,000円減少し、年度末現在高15億9,380万円でございます。なお、5月31日現在で13億4,199万1,000円となっております。

以上が一般会計の決算でございます。

続きまして、認定第2号 令和元年度工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

152ページを御覧ください。

歳入は、前年度繰越金608万5,240円のみでございます。

153ページを御覧ください。

歳出は支出がございません。

154ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額608万5,000円、歳出総額ゼロ、3、歳入歳出差引額608万5,000円、実質収支額608万5,000円でございます。

以上が工場誘致等特別会計の決算でございます。

次に、認定第3号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

159ページを御覧ください。

歳入でございます。

款1 国民健康保険税の収入済額は1億9,176万1,653円でした。不納欠損額は54万6,080円で67件が対象となっております。

収入未済額は3,452万9,010円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。現年分の徴収率は95.8%で、対前年比0.3%の増でございました。国保加入状況ですが、年度末で国保世帯は1,487世帯、対前年比で13世帯の減、被保険者数は2,293人で52人の減でした。

次に、160ページを御覧ください。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、収入済額は8億91万7,298円でした。

161ページを御覧ください。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、収入済額は6,268万4,657円でした。

項 2 目 1 基金繰入金、収入済額は400万円で、国保支払準備金より繰入れいたしました。

款 8 諸収入、収入済額881万630円でした。内容は162ページ、項 1 の延滞金、項 2 の雑入で第三者納付金、返戻金、健診実費手数料、国保連合会返還金となっております。

歳入合計は、予算現額10億7,207万1,000円、収入済額10億7,632万9,126円、対前年比0.6%の増となっております。不納欠損額54万6,080円、収入未済額3,452万9,010円でございます。

次に、163ページの歳出を御覧ください。

款 1 総務費、支出済額は415万879円で、事務の効率化、適正化、賦課徴収のための支出でございます。

164ページを御覧ください。

款 2 保険給付費の支出済額は7億8,371万9,524円で、対前年比3.1%の増となっております。項 1 療養諸費、支出済額は6億9,410万2,675円で、一般の1人当たりの療養給付費は29万7,143円、療養費は2,311円でございます。

項 2 高額療養費の支出済額は8,743万6,849円で、給付件数は一般、退職合わせて1,696件となっております。

165ページを御覧ください。

項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金は4件。項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費は10件分の支出がございました。

166ページを御覧ください。

款 3 国民健康保険事業費納付金、支出済額は2億5,470万6,154円で、長野県への納付金となります。

167ページを御覧ください。

款 4 保険事業費の支出済額は2,046万9,999円でした。

項 2 特定健康診査等事業費、支出済額は1,880万7,982円でした。特定健診受診者は1,201名で受診率は66.8%となっております。

169ページ下段を御覧ください。

歳出合計でございます。予算現額10億7,207万1,000円、支出済額10億7,114万4,944円、対前年比1.6%の増でございます。

170ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額10億7,632万9,000円、2、歳出総額10億7,114万5,000円、3、歳入歳出差引額518万4,000円、実質収支額518万4,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は300万円でございます。基金繰入額につきましては、国保条例に基づき、当該年度の実質収支額の2分の1以上である300万円を基金へ繰り入れるものでございます。決算承認後に国保支払準備基金へ積立てをいたします。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

次に、認定第4号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明を申し上げます。

175ページを御覧ください。

歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料の収入済額は1億404万3,900円でした。収入未済額は121万3,900円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでおります。全体の徴収率は98.9%、対前年比0.5%の減となっております。平均の被保険者数は2,035人となっております。

款3 繰入金収入済額は3,617万2,629円で、一般会計からの繰入金でございます。

176ページを御覧ください。

下段、歳入合計は予算現額1億4,044万9,000円、歳入済額1億4,055万5,693円、収入未済額121万3,900円となっております。

続きまして、177ページを御覧ください。

歳出でございます。

款1 総務費、支出済額は59万4,578円で、保険証、納付書等の発送など事務的経費の支出でございます。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億3,977万2,829円でした。県の後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

178ページを御覧ください。

歳出の合計です。

予算現額1億4,044万9,000円、支出済額1億4,042万7円となっております。

179ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額1億4,055万6,000円、2、歳出総額1億4,042万円、3、歳入歳出差引額13万6,000円、実質収支額13万6,000円でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

次に、認定第5号 令和元年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出の認定についての御説明を申し上げます。

下水道事業は、令和2年4月1日地方公営企業法が適用されたことにより、下水道事業会計へ引継ぎいたしました。よって、本特別会計は令和2年3月31日での打切り決算となっております。

184ページを御覧ください。

歳入でございます。

款1 分担金及び負担金の収入済額は1,423万5,500円でした。

款2 使用料及び手数料の収入済額は1億8,694万5,672円でした。不納欠損額は25万4,770円で7名62件が対象となっております。収入未済額は776万7,236円で、こちらは4月に下水道事業会計へ未収分として引き継いでございます。

目1 使用料の収入済額は1億8,642万3,872円でした。年度末の受益者人口9,218人に対し接続済受益者8,517人で、接続率は92.4%となっております。

款3 繰入金、収入済額2億4,996万5,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

185ページを御覧ください。

款6 町債の収入済額は2億4,200万円でした。

款8 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 下水道事業国庫補助金、節3 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金、収入未済額930万円となっておりますが、下水道事業会計へ引継ぎし、5月に収入となっております。

歳入合計、予算現額6億9,037万3,000円、収入済6億9,443万6,938円、対前年比は6.6%の増となっております。不納欠損額25万4,770円、収入未済額1,715万236円の歳入決算でございます。

次に、186ページの歳出を御覧ください。

款1 公共下水道事業費の支出済額1億1,107万5,320円でした。

項1 公共下水事業費、目1 公共下水事業費、支出済額4,913万7,206円でした。主なものは備考欄二重丸、公共下水事業、13委託料、10企業会計移行委託業、27公課費、20消費税、187ページ、備考欄二重丸、公共下水道事業（ストックマネジメント計画策定事業）計画策定業務委託料となっております。ストックマネジメント計画は高瀬浄水園等の更新に係る事業で、令和元年度、2年度で策定しているものでございます。

目2 汚水処理事業費、支出済額6,193万8,114円は、高瀬浄水園ほか諸施設の維持管理に係

る支出でございます。有収水量は79万1,000立方メートルとなっております。

主なものとして、備考欄13委託料、15維持管理委託料は、高瀬川浄水園維持管理業務等の委託料、50の汚泥処理委託料は高瀬浄水園で浄化処理をした残りの汚泥、658.67トンの運搬及び最終処分などに係る支出となっております。

188ページ中段を御覧ください。

款2 公債費の支出額は5億7,530万9,984円でした。

188ページを下段を御覧ください。

歳出合計、予算現額6億9,037万3,000円、支出済額6億8,638万5,304円、対前年比5.6%の増となっております。

次に、189ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額6億9,443万7,000円、2、歳出総額6億8,638万5,000円、3、歳入歳出差引額805万2,000円と実質収支額805万2,000円でございます。

183ページにお戻りください。

183ページ、右下に歳入歳出差引残額がございます。差引残額805万1,634円、こちらの額を4月に下水道事業会計に引継ぎいたしました。

以上が下水道事業特別会計の決算でございます。

続きまして、認定第6号 令和元年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

194ページを御覧ください。

194ページ、款1 使用料及び手数料の収入済額は424万9,610円でした。収入未済額29万6,530円は翌年度への滞納繰越額として引き継いでございます。給水世帯は44世帯、給水人口79人、1万4,100立方メートルの給水を行い、給水の75%が業務営業用となっております。

次に、款2 繰入金収入の収入済額493万1,000円でした。簡易水道事業債の元利償還を補給するための一般会計からの繰入れでございます。

歳入合計、予算現額923万9,000円、収入済額924万4,454円、対前年比17.2%の減、収入未済額29万6,530円。

以上が歳入の決算でございます。

次に、195ページの歳出を御覧ください。

款1 簡水総務費の支出済額は386万4,910円でございます。簡易水道施設の維持管理に係る経費で、主なものは、備考欄11需用費、62施設修繕料で6か所の修繕を行いました。

款 2 公債費は、支出済額は535万7,226円でした。

歳出合計でございます。予算現額923万9,000円、支出済額922万2,136円、対前年比16.9%の減となっております。

196ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額924万4,000円、2、歳出総額922万2,000円、3、歳入歳出差引額 2 万2,000円、実質収支額 2 万2,000円でございます。

以上が簡易水道事業特別会計の決算でございます。

以上、認定第 1 号から認定第 6 号までの補足の説明を申し上げます。

なお、事業の成果につきましては、お手元でございます成果説明書により報告させていただきましましたので、併せて御覧ください。よろしくお願いいいたします。

議長（倉科栄司君） 議案第34号について、丸山善久建設水道課長。

丸山課長。

〔建設水道課長 丸山善久君 登壇〕

建設水道課長（丸山善久君） お疲れさまでございます。

それでは、議案第34号 池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について御説明を申し上げます。

決算書は197ページからとなりますので、お願いいいたします。それから、水道事業会計の業務報告につきましては、成果説明書127ページからとなりますので、御覧をいただきたいと思ひます。

それでは、決算書199ページの決算報告書を御覧ください。

初めに、水道事業会計の決算報告書の決算額は、消費税込みの額で表示し、損益計算書等の財務諸表につきましては、消費税抜きの額で表示してございますので、よろしくお願いいいたします。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入の決算額は 2 億4,512万8,093円、支出の決算額は 1 億5,703万6,735円でございます。

次に、200ページの資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は1,206万1,100円、支出の決算額は 2 億298万8,347円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億9,092万7,247円につきましては、当年度分損益勘定留保資金5,603万307円、減債積立金 8,741万6,118円、建設改良積立金3,750万3,336円及び当年度消費税資本的収支調整額997万7,486円で補填をしてございます。

201ページの損益計算書につきまして、1の営業収益1億9,953万4,889円で、2の営業費用では1億4,393万4,365円ですので、営業利益は5,560万524円でございます。3の営業外収益は2,834万3,330円で、4の営業外費用では683万4,279円ですので、差引き2,150万9,051円となり、これによりまして、経常利益は7,710万9,575円で、当年度の純利益となっております。また、前年度繰越利益剰余金は3億613万9,436円、その他未処分利益剰余変動額は1億2,491万9,454円ですので、当年度純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は5億816万8,465円でございます。

次に、202ページの剰余金計算について御説明いたします。

剰余金計算書中段、当年度変動額につきまして、工事負担金の1,171万9,500円を資本剰余金に整理し、利益剰余金は、減債積立金の取崩し分8,741万6,118円と建設改良積立金の取崩し分3,750万3,336円に、当年度純利益7,710万9,575円を合わせました2億202万9,029円が未処分利益剰余金の当年度変動額となり、当年度末残高は5億816万8,465円でございます。

この未処分利益剰余金につきましては、利益処分計算書案において、当年度未処分利益剰余金5億816万8,465円のうち、減債積立金と建設改良積立金を取崩した1億2,491万9,454円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、条例第4条における処分では、未処分利益剰余金のうち3,048万3,560円を処分し、決算認定後に48万3,560円を減債積立金に、2,000万円を利益積立金に、1,000万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるものでございます。

203ページの貸借対照表につきまして、まず資産の部でございます。1の固定資産は20億8,969万5,941円で、2の流動資産は7億9,516万2,693円ですので、資産合計は28億8,485万8,634円でございます。

次に、負債の部でございます。3の固定債は4,147万369円、4の流動負債は1億3,943万2,390円で、5の繰延収益は7億1,091万4,872円ですので、負債合計は8億9,181万7,631円でございます。

続いて、資本の部につきまして、6の資本金は8億417万8,637円で、7の剰余金は11億8,886万2,366円ですので、合計は19億9,304万1,003円となり、負債資本合計は28億8,485万8,634円でございます。

204ページ以降には、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収入支出明細書を記載してございますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

経営状況につきまして、成果説明書の127ページを御覧をいただきまして、収入人口が減少したことに加え、令和元年10月の消費税率の引上げに伴う実質の料金の値下げの影響もあり、給水収益が減収しており、このような厳しい経営環境にある中で、純利益7,710万9,575円を計上することができました。

令和元年度事業としましては、中段の建設改良に記載してございますが、陸郷地区の送水管布設替え及び電気設備工事、池田、会染地区の配水管布設替え工事、第2水源の総水流量変換器取替えなどを行うなど、経年施設の更新を実施しております。また公用車の更新についても行っております。

今後につきましても経営改善に積極的に取り組み、引き続き健全経営を維持しながら、安全で良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

令和元年度池田市水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了いたします。

日程の途中でありますが、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ再開いたします。

報告第19号、報告第20号の一括上程、報告

議長（倉科栄司君） 日程6、報告第19号 池田町財政健全化判断比率の報告について、報告第20号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について、以上報告第19号、第20号を一括して報告を願います。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 報告第19号、報告第20号について一括報告いたします。

まず、報告第19号 池田町財政健全化判断比率の報告についてであります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づき算定した財政健全化判断比率を監査委員の審査に付し、議会へ報告するものであります。

財政健全化判断比率の判断4項目のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字がないため数値は発生しませんでした。実質公債費比率は、昨年より1.4%増の11.8%、平成元年度単年では14.0%であります。今後の動向を注視してまいります。

その下の将来負担比率は、地方債などの将来負担額を充当可能財源等が上回るため数値は算出されませんでした。

以上、いずれの比率につきましても、早期健全化基準に達しておりませんので、当町の財政状況が健全であることを報告させていただきます。

次に、報告第20号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告についてありますが、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定により、令和元年度決算に基づき算定した公営企業における資金不足比率を議会に報告するものであります。

当町における公営企業会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の3会計であります。いずれの公営企業会計も資金不足比率の数値が発生せず、経営が健全であることを報告いたします。

以上でございます。

監査委員による令和元年度の決算審査意見について

議長（倉科栄司君） 日程7、監査委員による令和元年度の決算審査意見の報告を求めます。

吉澤代表監査委員。

〔監査委員 吉澤暢章君 登壇〕

監査委員（吉澤暢章君） 皆さん、午前中からの審議、お疲れさまでございます。

なお、この審査意見書の内容につきましては、本日、今までの説明と大分数字が重複しておりますけれども、その辺は御了承をいただきたいと思っております。

それでは、令和2年8月7日、町長に提出いたしました令和元年度池田町各会計決算及び各基金の運用状況等の審査意見書につきまして御報告をいたします。

なお、今回の監査につきましては、私、吉澤と和澤忠志監査委員、2名で行っております。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和元年度池田町各会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況並びに財政健全化の状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

1、審査の概要

(1)審査の対象 令和元年度池田町一般会計歳入歳出決算から 令和元年度財政健全化の状況を示す書類までを審査の対象といたしました。

(2)審査の期間 令和2年7月13日から令和2年7月21日まで。

(3)審査の手続 審査に当たっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況を示す書類及び財政健全化の状況を示す書類について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実地いたしました。

2、審査の結果

審査した一般会計、特別会計、公営企業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と照合した結果、誤りのないことを確認いたしました。各基金の運用状況及び財政健全化の状況を示す書類の係数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないことを確認いたしております。

(1)総括

決算規模

一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。

決算歳出額は前年と比較して、一般会計で6億1,039万546円、率にして11.21%の増、特別会計では5,520万9,801円、率にして2.98%の増となっている。

特別会計のうち金額の大きいものでは、下水道事業特別会計が3,636万4,961円、国民健康保険特別会計が1,702万8,333円の増となっている。

この決算額のうち、一般会計から特別会計へ3億5,375万3,286円の繰り出し、また、一般会計の基金繰入額は5億9,083万4,000円となっている。

決算収支

総決算における歳入額は81億951万4,176円、歳出額は79億6,100万2,943円、歳入歳出差額は1億4,851万1,233円の黒字となっている。この内訳は、一般会計1億2,903万2,173円、特別会計1,947万9,060円である。

令和2年度への繰越明許費総額は、一般会計の2億9,361万円で、このうち一般財源は5,357万4,000円であった。

決算剰余金のうち、地方自治法等の規定により、一般会計は財政調整基金へ3,780万円、国民健康保険特別会計では国保支払準備金へ300万円の積立て予定となっている。

予算の執行状況

歳入決算額は、総予算額に対し2億811万1,824円の減であり、収入率は97.5%、前年度89.7%に対し、7.8ポイント上回っている。未収金は、町税及び国保税の滞納と令和2年度への繰越明許事業の未収入繰越しが主なものとなっている。

予算額との比較の中では、一般会計の町税及び国保会計の国保税の収入が予算額を超えて収入されている。

歳出決算額は、総予算額に対して94.6%の執行率で、前年度の87%に対し7.6ポイント上回っている。繰越明許事業の金額が減少したためである。

財産に関する調書

地方自治法施行規則第16条の2に規定する財産に関する調書により示された財産の内容については、次のとおりで、特に問題なく処理されていた。

公有財産。

取得したものは、土地では、総合体育館駐車場用地1,672.74平方メートル、建物では交流センターかえで2,264.11平方メートルなどとなっている。また、公有財産の売却及び取壊しが行われた主なものとして、土地では弓道場跡地876.8平方メートルを売却し、建物取壊しは旧上原商店事務所375.68平方メートルなどである。

有価証券及び出資による権利。

決算年度中の増減はない。

基金については後述をします。

(2)会計別意見

一般会計

歳入総額61億8,286万2,725円、歳出総額60億5,383万552円、差引残額1億2,903万2,173円

となっている。

イ、歳入

歳入総額は、前年度に比べ5億3,789万6,565円、率にして9.53%の増である。

歳入構成比は、第1位地方交付税、第2位町税、第3位町債となっている。

基金からの繰入金として、財政調整基金2億4,910万円、公共施設等整備基金2億7,954万8,000円、スポーツ振興基金65万6,000円、てるてる坊主のふるさと応援基金6,153万円をそれぞれ取り崩した。

ロ、歳出

予算総額63億9,940万9,000円に対して、歳出済額は60億5,383万552円で、予算執行率は94.6%。

翌年度への繰越明許による繰越額は、総務費の8,172万6,000円、民生費84万円、衛生費64万5,000円、農林水産費8,040万9,000円、土木費1億66万5,000円、教育費352万円、災害復旧の2,580万5,000円となり、総額2億9,361万円である。

公債費は、5億8,062万9,179円で、前年度に比べ5,566万4,385円の増となり、歳出全体に占める割合は9.6%となっている。

令和元年度決算審査に当たり、例年と同じく、委託料、備品購入費、工事請負費、負担金・補助金について重点を置き審査を実施したが、適正な処理がなされており、問題はなかった。

特別会計

イ、総説

水道事業会計を除く5会計の歳入総額は、19億2,665万1,451円、前年度に比べて2.7%増、歳出総額は19億717万2,391円で、対前年比3.0%の増である。

各特別会計収支の状況は、以下の表のとおりである。

ロ、各説

池田町工場誘致特別会計

歳入総額は前年度繰越金のみで、歳出はなかった。

池田町国民健康保険特別会計

令和2年度の池田町国民健康保険特別会計の収支状況は以下のとおりである。

歳入合計額は10億7,632万9,126円で、うち国保税の収入額については1億9,176万1,653円となり、対前年度比で5.5%の増となった。また、収納率は95.79%となった。収納率につい

ては、前年度を僅かに上回ったが、滞納繰越金は依然として多額であり、引き続き徴収努力を継続し、収納率の向上につなげていただきたい。

歳出合計は10億7,114万4,944円であり、保険給付費の支出額が7億8,371万9,524円で、歳出全体の73.17%を占める。保険給付費は、医療費のうち保険者が負担する費用であるが、対前年度比では1.0%の増となった。特定保健指導により、治療の長期化、医療費の高度化となる生活習慣病の予防効果が現れてきている。

決算認定後、決算余剰金の2分の1以上となる300万円を国保支払準備基金へ積み立て、残額の218万4,182円が次年度へ繰り越される。

国民健康保険事業の大部分を占める保険給付については、計画的な事業執行は困難であるが、引き続き予防事業との連携により、医療費の抑制に向けた取組に努められたい。

池田町後期高齢者医療特別会計

令和元年度の決算状況は、歳入合計額が1億4,055万5,693円である。歳入の内容は、保険料、一般会計繰入金等である。保険料の現年分は69.77%が特別徴収で、30.23%は普通徴収である。現年分の収納率は特別徴収が100%、普通徴収が97.23%、合わせて99.16%で滞納繰越分の収納率は46.62%であった。

歳出合計額は1億4,042万7円であり、後期高齢者医療広域連合への納付金が歳出全体の約99.54%を占めている。歳入歳出差引残高の13万5,686円が決算余剰金として次年度へ繰り越される。

池田町下水道事業特別会計

下水道事業費は、高瀬浄水園をはじめとする諸施設の維持管理に努めた。歳出決算額の前年度対比は5.6%の増額となっているが、公債費については前年度対比2.0%の増となっている。本年度も平準化債の導入により一般会計への負担軽減がなされているが、その分、償還期限は延長される。今後は、新たな加入促進による財源確保、償還手法等に対し調査・研究をして取組に努力されたい。

池田町の下水道水洗化率は92.4%と順調に推移しているので、引き続きつなぎ込みの啓発を推進されたい。また、使用料、負担金の未収では、ともに減少している。引き続き適正な徴収事務に努力されたい。

なお、今後も下水道施設の適切な維持管理を行い、施設の延命、経費の軽減に努められたい。

池田町簡易水道事業特別会計

水道使用状況は、給水世帯数44世帯、給水人口79人で、年間14.100立方メートルの使用があった。施設の老朽化の進行に対応し、施設の更新に意を尽くしている。今後も水源の確保を図り、水の安定供給に努められたい。

(3)池田町水道事業会計

イ、営業

給水戸数3,950戸、給水人口9,623人、有収水量は88万378立方メートル、有収率86.1%であった。給水収益は税抜きで1億9,555万3,413円、前年度より558万30円の減となった。受託工事収益は、前年度より22万7,681円減の210万9,319円となり、営業収益全体では1億9,953万4,889円で、577万9,858円の減となった。

ロ、経理

地方公営企業の独立採算の趣旨に沿った運営と合理化に努められた。税別で、総収益2億2,787万8,219円に対し、総費用は1億5,076万8,644円となり、7,710万9,575円の純利益を生ずる決算となった。また、年度末の利益剰余金は8億3,683万8,377円となった。

水道の基本は、いつでもどこでも安心して飲める水を十分に供給することである。この基本に沿った安定供給に一層努められたい。

(4)基金について

基金の額については、決算年度中に減債基金2,000万円、森林環境譲与税基金79万8,000円、国民健康保険支払準備基金847万1,000円が増額となった。また、財政調整基金7,702万3,000円、スポーツ振興基金49万3,000円、てるてる坊主のふるさと応援基金293万円、公共施設等整備基金3億9,700万円がそれぞれ減額となった。

出納整理期間中では、てるてる坊主のふるさと応援基金101万円、森林環境譲与税基金79万8,000円がそれぞれ増額され、また、財政調整基金2億4,897万8,000円、国民健康保険支払準備基金398万3,000円、スポーツ振興基金65万6,000円が減額となった。令和2年5月31日末現在では13億4,199万1,000円である。

金利の動向に十分注意を払い、非常に厳しい状況であっても、さらに効率的な運用を図られたい。

各基金の額は次のとおりである。表のほうを御参考いただきたいと思います。

令和元年度財政健全化審査意見書

1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された財政判断化比率及びその算定の基礎となる事

項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1)総合意見

審査に付された結果、下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)個別意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、当町は黒字決算につき該当はない。

実質公債費比率について、令和元年度の実質公債費比率は11.8%となり、早期健全化基準の25%と比較すると、これを大きく下回り、良好な状態にあるが、昨年より1.4ポイント上がった。引き続き公債費負担の抑制を図らねたい。

将来負担比率について、令和元年度末の将来負担額よりも充当可能財源等のほうが多いため、将来負担比率はない。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度公営企業会計健全化審査意見書

1、審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1)総合意見

審査に付された結果、資金不足及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)個別意見

資金不足比率について、当町は該当しない。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度決算審査意見書

実質公債費比率11.8%となり、平成30年度の10.4%よりも増加となっている。令和2年度は、財政状態も厳しくなっており、長期的な分析を行っていただきたい。特に、令和元年度単体では14.04%、令和2年度については、確実に令和元年度を上回ると推測されるので、

この点については十分配慮をしていただきたいと思います。

町の公債状況は、普通会計の51億8,066万7,780円と特別会計の44億9,859万4,775円となっている。合計額では96億7,926万円で、前年よりも5,400万円ほど減となってはいますけれども、普通会計だけを見ますと、平成30年度より2億2,205万1,000円ほどの増となっております。借入れについては計画性を持って行っていただきたいと思います。

行政の目的は町民へのサービス向上、福祉の充実であることを再認識し、一層業務に取り組んでいただきたいと思います。

町の財政状態も非常に厳しい状態となっています。成果説明書にも記載されてあるとおり、実質単年度収支は2億3,759万4,000円のマイナスとなっています。細心の注意を払い、堅実な財政運営に努められ、計画的な事業執行と施設の維持管理に万全を尽くしていただきたいと思います。また、職員各位には特に健康管理に努められ、それぞれの職務に創意と工夫を持って最大限の努力を傾注して取り組まれるよう望み、監査報告といたします。

以上で報告とさせていただきます。

議長（倉科栄司君） ただいまの決算審査意見報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で意見報告を終了します。

認定第1号より第6号まで、議案第34号の質疑

議長（倉科栄司君） 日程8、認定第1号より第6号まで及び議案第34号について、各認定、議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号 令和元年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

初めに、歳入関係、続いて歳出関係の順に行います。

まず、歳入全般、8ページから32ページについて質疑はありませんか。

9番、薄井孝彦議員。

9番（薄井孝彦君） 御苦労さまです。

歳入未済額というのは、滞納繰越額が、大分、前年度より増えているようなふうに思いますけれども、その原因は何でしょうか。

それと、令和元年度で、収入未済額が前年度よりも減少しているように思いますけれども、すみません、不納欠損額が昨年の場合、約3分の1になっているといますけれども、その辺の理由は何でしょうか。

2点、お聞きします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 1点目でございますけれども、薄井議員の言われていることは、成果表の13ページ、見ていただきたいわけなんですけれども、これにつきましては、徴収の部分でございますけれども、ここを見ていただくと、令和元年度につきましては、徴収率としましては96.78%ということで、昨年より0.57ポイント上がっているわけでございますので、未収が増えたというふうに言われたですけれども、その辺がちょっと、もう一度お願いしたいと思いますし、あと不納欠損につきましては、不納欠損とするものが、令和元年度は少なかったということで、不納欠損の額は減っているということで御了解していただきたいといます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） すみません。ちょっと説明が悪かったといますけれども、成果説明書の17ページです。そのところに、 のところに、令和元年度の滞納の額が書いてあるわけですけれども、それぞれの項目見ても、かなり令和元年度は平成30年度より、滞納の額が増えているというふうに、これ見れば、見えるということですので、ちょっとその辺、もし分かったら教えていただければということです。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） それにつきましても、昨年のを、私今ここに持っているんですが、それでいきますと、3,400万円の収入があったのが、今年度は3,100万円ということで減っているということで、徴収している職員としては、ちゃんと徴収率を上げて未収を減らしていることをやっておりますので、薄井議員の言う、この内容的なものは各滞納者が、固定資産税とか住民税とか、そういうものが減って、の合計が3,100万円ということで、実質的には、昨年よりは300万円ほどは未納が減ったというふうに、私のほうでは解

積しております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） そのとおりだとは思いますが、ただその滞納が、繰越しの滞納が増えているというのが、令和元年度に多いということが、表から見れば言えることだと思うので、その辺の原因が何なのかというので、決して、その滞納に、収納に対して努力をしていないということを言っているわけじゃないんです。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） これにつきましては、今までの蓄積している滞納者の方の部分が、令和元年度も増えているという、そういうことで御了解していただきたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について各款ごとに質疑を行います。

第1款議会費、33ページから35ページ、第2款総務費、35ページから58ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費、58ページから78ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費、78ページから87ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第5款労働費、87ページ、第6款農林水産業費、87ページから100ページ、第7款商工費、100ページから105ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第8款土木費、105ページから112ページ、第9款消防費、112ページから114ページ

について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第10款教育費、114ページから142ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第11款公債費、142ページ、第12款災害復旧費、142ページから143ページ、第13款予備費、143ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

以上で歳出について各款ごとの質疑を終了しますが、認定第1号の全般について質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 全般について質問をさせていただきます。

財政の関係でございますけれども、3月の議会のときに、来年度予算、非常に厳しいというところで、3月の年度末にかけて、町のほうとして危機感を持って、様々なところでなるべく予算を使わずに済むものは使わずにしてほしいという、そういったものがあったかと思えますけれども、町長にお尋ねしますけれども、143ページのところで、やはり5,196万円、5,200万円弱の不用額が生まれました。また、財政調整基金も当初の予定よりも大幅に繰入れをしないで済みました。これは本当に町民にとってありがたいことだと思いますけれども、どのような、こういう3月の頃に、そういったリーダーシップを発揮して、こういった数字が生まれてきたのか教えていただければと思います。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それぞれの事業の削減効果かなと思いますが、ちょっと詳しいことは財政のほうからお話ししたいと思います。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） まず、当初予算の編成の考え方なんですけれども、まず歳入と歳出ありますけれども、歳入は先ほどの税の徴収率ということがありますので、割と歳入全般は厳しめに予算立てをしております。ですから、徴収率は、実際は97%とか98%という数字でありますけれども、実際は95%くらいというようなことで、厳しく見ておりますし、一番

歳入の率の大きい地方交付税ですが、これにつきましても過大な見積りはしないという県とのルール文がありますので、厳しく見ております。

それに対して、歳出は、何があっても対応できるということで、割と多めにしているということがあります。それで、結果やってみますと、歳出面では不用額が出てきたということが一つと、その歳入は、税収の徴収率が上がった、普通交付税も特別交付税も合わせて、当初よりは多く入ってきたということで歳入超過ということがありまして、それで差し引きすると、こうした余剰金が出たということでもあります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 数字上は、多分そういうことだと思いますけれども、やはり職員の皆さんの努力もあったかと思うんですよね。そういったところも、やはり私たちも議会として評価いなきゃいけないなとは思っております。その点について、何かそういった町側からの職員、各課への、なるべく抑えるところは抑えるといった、要するに町側の財政の指導といいますが、適正にやってくれという指導はあったんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 令和元年度の決算でありますけれども、令和2年度の厳しさは見ておりました。これは、実質公債費比率のアップ等もありますし、そういう点では、年初から厳しいということで、職員の皆さんにはお願いをして、それぞれ削減を図られているかなと思います。そんな効果も、私は出ていると感じておりますが。

以上です。

議長（倉科栄司君） 認定第1号の全般について。9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 経常収支比率なんですけれども、これが前年度に比べて6.5%増えまして、91.5%というかつてない数字になっているわけなんですけれども、その辺の理由について、どんなふうにかかっているのかということと、あと実質公債費比率なんですけれども、今年3月の財政計画資料見ますと11.5%という率だったんですけれども、今回、11.8%ということで0.4%増加しているわけですね。その原因が、一体どこにあったのかということと、それから、本年度、令和2年度の財政計画資料見ますと、令和4年度で実質公債費比率が13.5%になるという、そういう予測になっておりますけれども、この辺のところ、今年のこの監査結果を見て変わっていくのかどうか、その辺も、2点お聞きします。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） まず、経常収支比率でございますけれども、やはり昨今、物件費、補助費等が上がってきまして、そのあたりで率が上がってきているということでございます。ですので、財政の硬直化というものが、ここにきて厳しい、顕著になってきているというようなことで理解をしております。

それと実質公債費比率ですね。これにつきましても、なかなか見通しが立てられないものでございます。本当に財政は、その場その場で変わっていくものですから、数字的にはあれなんですけれども、13%超えるというようなこともございますけれども、5年後にも、それ以上に上がってしまうということも予想されますし、引き続きそのあたりを、上がらないような形で、なるべく財政的にも頑張っていければなと思っておりますので、お願いしたいと思えます。

議長（倉科栄司君） ほかに認定第1号全般について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって認定第1号についての質疑を終了します。

認定第2号 令和元年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第3号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第4号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第5号 令和元年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第6号 令和元年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第34号 令和元年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で認定第1号より第6号まで及び議案第34号の質疑を終了します。

ここでお断りを申し上げます。

議案第35号 池田町土地開発公社の解散を議題とすることに当たり、土地開発公社の理事等の職にある議員は除斥となります。

よって、地方自治法第117条の規定により、議事進行を副議長にお願いすることといたします。

副議長（矢口新平君） それでは、議長を交代し、私が議事を進行いたします。

議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

副議長（矢口新平君） 日程9、議案第35号 池田町土地開発公社の解散についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、矢口稔議員、大出議員、和澤議員、倉科議員の退席を求めます。

〔5番 矢口 稔君、7番 大出美晴君、8番 和澤忠志君、12番 倉科栄司君 退席〕

副議長（矢口新平君） それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 議案第35号 池田町土地開発公社の解散について、提案理由の説明を申し上げます。

池田町土地開発公社は、昭和48年6月の設立以来、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的として、公共用地の先行取得や住宅地の造成事業等を行い、町づくりに大きな役割を果たしてまいりました。

しかし、近年の地価の継続的下落傾向や、公共用地の需要及び公社経営における土地の先行取得の意義が失われていることから、5月28日の公社理事会において公社の解散が同意されましたので、池田町土地開発公社を解散するに当たり、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第35号について提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

副議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

副議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第35号を挙手により採決します。

この議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

副議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案どおり可決されました。

矢口稔議員、大出議員、和澤議員、倉科議員の復席を求めます。

〔5番 矢口 稔君、7番 大出美晴君、8番 和澤忠志君、12番
倉科栄司君 復席〕

副議長（矢口新平君） これをもって議事進行を議長と交代いたします。

散会の宣告

議長（倉科栄司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1時46分

令和 2 年 9 月 定例 町 議 会

(第 2 号)

令和2年9月池田町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年9月8日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第36号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第37号 池田町執行機関の付属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一括上程、説明、質疑
- 日程第 2 議案第38号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
上程、説明、質疑
- 日程第 3 議案第39号 池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第40号 池田町児童クラブ設置条例の制定について
議案第41号 池田町児童センター等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一括上程、説明、質疑
- 日程第 4 議案第42号 令和2年度池田町一般会計補正予算(第6号)について
議案第43号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第44号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
議案第45号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第46号 令和2年度池田町下水道事業会計補正予算(第1号)について
一括上程、説明、質疑
- 日程第 5 認定第1号より第6号まで、議案第34号、議案第36号より第46号まで委員会に付託

日程第 6 請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山眞君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	矢口新平君
7番	大出美晴君	8番	和澤忠志君
9番	薄井孝彦君	10番	服部久子君
11番	那須博天君	12番	倉科栄司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麩聖章君	副町長	小田切隆君
教育長	竹内延彦君	総務課長	塩川利夫君
企画政策課長	大澤孔君	会計管理者兼 会計課長	伊藤芳子君
住民課長	蜜澤佳洋君	健康福祉課長	宮本瑞枝君
産業振興課長	宮澤達君	建設水道課長	丸山善久君
学校保育課長	寺嶋秀徳君	生涯学習課長	下條浩久君
総務課長補佐 兼総務係長	山岸寛君	監査委員	吉澤暢章君

事務局職員出席者

事務局長	丸山光一君	事務局書記	矢口富代君
------	-------	-------	-------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案第36号、議案第37号の一括上程、説明、質疑

議長（倉科栄司君） 日程1、議案第36号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 池田町執行機関の付属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

定例会2日目、御苦労さまでございます。

それでは、議案第36号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第37号 池田町執行機関の付属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

池田町特別職の職員等の給与に関する条例については、今回、健康長寿推進協議会委員、認定こども園入園及び在園児審査委員会委員、教育委員会就学支援委員会委員を新たに追加するため改正するものであります。

また、池田町執行機関の付属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、健康長寿推進協議会委員、認定こども園入園及び在園児審査委員会委員、教育委員会就学支援委員会委員を新たに追加するため改正するものであります。

なお、施行日は令和2年10月1日です。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いい

たします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第36号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第37号 池田町執行機関の付属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議長（倉科栄司君） 4番、横澤議員。

4番（横澤はま君） 3点質問させていただきます。

健康長寿の関係でありますけれども、この際の今まで食育推進計画があります。これが来年で終わりますけれども、その人員構成といいますか、かなり専門部門が入ってくるかと思えます。その構成について、詳しく教えていただきたいと思えます。

それから、もう1点なんですが、健康長寿の関係でやはり健康増進計画がございます。これが1つの委員会の中に2つ、食育推進計画と2つ流れていくわけなんですが、この辺の健康増進計画というものはどういう内容であるのか、ひとつお伺いしたいと思えます。

それから、もう1点なんですが、健康増進と食育推進計画とどのように効果を上げられるのか、その考えもお聞きしたいと思えます。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは横澤議員の御質問にお答えします。

現在選定をしているところですけれども、今回は学識経験を有する者というところで、どのような方がいいかというところを今慎重に検討しております。

また、議会議員、医療、保健福祉の関係者の代表ということで、実際にそういう医療、教

育、福祉に関係する方、それから実際に食育の食事なんかを作っている方とか育てている方、そういう方も入ったほうがいいんじゃないかということで、今慎重に審議しているところでございますのでよろしくお願いいたします。

それから、2点目の健康増進計画はどのような内容かということですが、生まれたときから高齢者の方までそれぞれのライフステージに応じた健康づくりについて、健康増進法にのっとってつくっている計画となっております。

それから、3点目の御質問の食育推進計画と健康増進計画とどのようなところでというお話だったかと思うのですが、健康長寿のための食というところでは健康増進とは切っても切り離せられない部分がありますので、そこと食というところを結びつけるためにも、併せて協議する場と考えておりますので以上となります。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第38号の上程、説明、質疑

議長（倉科栄司君） 日程2、議案第38号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、議案第38号の提案理由の説明を申し上げます。

当町は池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものであります。

提案理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する国の基準が一部改正されたことに伴い、町の条例を改正するものであります。

当町におきましては、現在認可外保育施設が町内に2か所ありますが、本条例の一部改正に該当する施設はございません。

今回の国の基準が一部改正された内容に対して、地域の特殊性を特に考慮すべき点がないため、国の基準に準じて条例の一部改正を行うものであります。

御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 議案第38号の補足説明をいたします。

改正の内容は10項目ございますが、主な改正点は代替保育の提供先の緩和、卒園後の受皿の提供を行う連携施設確保の緩和、食事の外部搬入の容認範囲の拡大等でございます。

内容的には、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関して基準を緩和する方向で一部改正が行われており、当町におきましては、認可外保育施設安曇野シュタイナーこども園おひさまと安曇病院内の院内保育所あずみっこの2か所がございますが、家庭的保育事業者等の対象施設には当たりませんので、御理解をお願いいたします。

補足説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、服部議員。

10番（服部久子君） 3点お尋ねします。

池田町は今言われた家庭的保育をする必要がないと思いますが、それに対してこの条例を制定する意味があるのでしょうか。

それから、もう1点は町長が保育士と同等と認める者を置くことができるとなっています。ということは、保育の質が落ちていくことが心配されます。

あともう1点の質問は、給食の外部搬入を可能とするということをしております。そうすると、今、町は食育に対して力を入れていますが、何と云うんですかね、アレルギー対応の子供さんも増えておりますし、そういう添加物が入ったようなものを外部に注文するとそういうことになりかねないので、その辺も非常に心配です。

その3点お尋ねいたします。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの服部議員の御質問にお答えいたします。

1点目につきましては、町内には該当施設、認可外保育施設が該当するものがないのに今回の改正が意味があるのかという点でございますけれども、該当する施設があるなしにかか

ならず、国の基準が一部改正されたことに伴う基準を町のほうとしても国の基準に準じた形で一部改正となりますので、当然意味はございますので御理解をお願いいたします。

2点目の保育の質の低下につながるのではないかと懸念でございますが、こちらにつきましても、特別保育の低下につながるという直接的な基準の改正等はないかというふうに判断しております。

また、3点目の外部搬入のアレルギー対応、こちらにつきましても、実際のところアレルギー対応の認定こども園、池田保育園、会染保育園ではアレルギー対応のほうをさせていただいておりますけれども、認可外保育施設に該当するような今回改正ではございませんので、直接影響はないかというふうに考えます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 2点伺います。

この条項そのものが国の法律が変わったということで、これはあくまでも都会の待機児対応のためにやむを得ず多分やっているものだというふうに私は解釈して、それは都会においてはそれなりの待機児に対する緊急的な対応として意味があるのだというふうに、私は考えますけれども、ただ池田町の場合はそういう状況にはないというふうに思うわけですね。

現実として、例えば家庭的保育所とか小規模保育所、これについて池田町に作りたいたいというようなそういう動き、要望というのはあるのでしょうか。まず、そこからお聞きします。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 薄井議員の御質問にお答えいたします。

1点目の今回の一部改正の趣旨が都会における待機児童の解消という目的が趣旨ではないかということで、地方部においてはあまり意味がないという御指摘ですけれども、地方部に起きましても、連携している状況であれば当然関係がある部分ではありますので、そういった認可外施設が存在する地域であれば、当然地方部においても、今現在そういう連携が取れている認可外施設の緩和については運営のほうが一層しやすくなるという点もございますので、一方的に都市部だけの話ではなく、全国的にもこれは共通した内容かというふうに考えます。

2点目のその点につきましては、町のほうの考えといたしましては進めるというような、特に今のところ個別なそういう予定等はございませんのでお願いいたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 将来的に、そういう例えば家庭的保育所をやりたいとか小規模保育所をつくりたいという要望がもし出てきた場合については、それは認めていくという、そういう内容なんですか。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 今回につきましては、国の基準の一部改正に伴う基準を改正するということがありますので、あくまでも町といたしましても国の基準に沿った形で考えていくということでございます。よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 当町の場合は、本当にいわゆる認定こども保育園でゼロ歳から3歳の子供がいい環境の下に手作りの食事を本当に私はいい保育状況で子供が育っているというふうに思います。そのことは池田町の誇りでもあると思うのですけれども、ぜひそういったものは守っていくという考え方を持ってもらって、やっぱりこの条例案を見れば保育の質が落ちるという可能性は十分ありますので、本当に子供を大切にすれば今の状態を守っていくということが必要だと私は思うんですけど、それについての考え方、教育長さんお願いします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

今、議員御指摘いただきましたように、保育の質を高めていくということは、これからの町にとっては絶対必要であるというふうに私も認識しております。国のほうのこの基準の法律の改正に伴っての今回の条例の一部改正ということでございますけれども、大前提としては保育の質が下がらないような環境づくりを目指すというのは当然のことでございますので、今後具体的な事案等が出てきた場合も含めて、池田町の保育の質の向上というものを常に追求し続けるという、そういう姿勢を大切にしたいと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） もう1点だけ、ちょっとお聞きしたいんですけども、いわゆる安曇病院のあずみっこ、それからシュタイナー保育園のおひさま、これについてはいずれにしても今回の条例には該当しないということで、それはしょうがないと思うんですけども、やはりこの国の法律あるいはこの条例は、そういうどちらかというと恵まれていない施設に対して、いわゆる連携を取ることによって少しでも環境をよくしていこうというのが、やっ

ぱり1つ狙いだと思うのです。その点については、私はいいと思うんです。そういう意味で2つのあずみっこ、それからシュタイナー保育園に対しても、たとえ認定されていなかったり、あるいは地域としての公募をしないということで、ここの地域保育事業に該当しないということであったとしても、やっぱりうまく連携を取って、少しでもその2つの保育所がよりよくなるように指導、援助というは、やっぱり私はしていくべきだと思うんですけれども、その辺についての考え方、教育長に伺います。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

今、お話いただきました2つの園につきまして、その中でも特にシュタイナーこども園のおひさまにつきましては、私も就任以来何度も現地を見学させていただいたり、代表の方と意見交換もさせていただいております。

今、議員お話いただきましたとおり、これからも町の財産として子供たちの1つの育つよい環境づくりをしっかりと町も連携しながら応援していきたいなというふうには思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） あずみっこの保育園についてはどうでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

現在、具体的に何か町で連携をしているということはございませんけれども、当然保育所からの何か要請があったりとかまた保護者の方からの要請があったりとか、そういうことには真摯にお答えしていきたいなというふうには思っております。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） これは要望ということで受け止めていただければいいと思うのですが、ぜひ、あずみっこについても、要請があればという姿勢ではなくて、積極的に町からも、どうですかという問いかけをしていただいて、ぜひうまく連携して保育の質の改善だとか、そういうことにつながるような支援をお願いしたいと思います。これは要望です。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑ありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 1点お願いいたします。

様々な議論がされておりますけれども、池田町は認定する施設は今のところないというこ

となんですけれども、やはり特に先ほど教育長が申されましたシュタイナーのこども園おひさまの関係については、池田町の保育の選択肢の1つとして大きく関与できるところかなと思っております。その中で、やはり人数の募集や様々なハードルが認可外の保育所はありませんけれども、こういった条例を制定することによってより連携が取りやすくなる、また町の施策に準じて広報や入園の募集の案内等も一緒に行うことができる、そういういい面での影響があるのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 矢口稔議員の御質問にお答えいたします。

認可外保育園、現在町内に2か所ございますけれども、そういった2園についての今回の一部改正による一般的には緩和措置になりますので、当然今までの基準よりは規制が緩くなるという今回の改正内容でありますので、おひさま、あずみっこについては今回対象施設ではありませんけれども、そういった社会的な状況、流れに沿った形で、また、町との連携等もこういった国の基準が緩和されているというところを踏まえまして、先ほど教育長も申し上げましたけれども、町との連携等についてはより関係性を深めていく方向ではあるかというふうに考えます。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

10番、服部議員。

10番（服部久子君） シュタイナーとかあずみっこ連携して、環境がよくなっていくというのは非常にいいと思うんです。今、実際に家庭教育、これを実施している市町村、特に都会なんかは保育士さんが1人の場合が多いので、目が届かないということで事故を起こしたり、死亡事故まで起きているという現実もあります。

それから、保育園であつたら保育士さんとか事務の方とかいろいろ目がたくさんありますので、そういうことはないと思うのですが、1人の保育士さんの家庭に預かるとか子供さんの家庭に保育士さんが来るという場合は、やはり人の目がないので、何て言うんですか、暴力だとかそういうこともあると聞いています。

だから、その辺をやはり考慮していただかないと、これを安易に受け入れていくことは非常に難しいんじゃないかと思うんですが、町長の御意見をお聞きます。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいま服部議員の御質問ですけれども、そういう事件等起こって

るという話は若干聞いておりますが、現在池田町にはありませんけれども、もしこういう希望があれば、そういう点も十分考慮して管理体制どうなのか、体制について十分吟味していきたいなと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 国の条例変更に伴う一部改正でありますので、本条例に沿った質疑をお願いをしたいと思います。

他の施設については、ほかの機会に質問をお願いをしたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第39号より議案第41号まで、一括上程、説明、質疑

議長（倉科栄司君） 日程3、議案第39号 池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第40号 池田児童クラブ設置条例の制定について、議案第41号 池田町児童センター等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第39号から議案第41号までを関連する議案として、一括提案説明いたします。

初めに、議案第39号につきまして提案説明をいたします。

当町は池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように制定するものであります。

提案理由といたしまして、児童福祉法第34条の8の第2項の規定に基づく池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を整備するため本条例の制定を行うものです。

当町では平成30年度より放課後児童クラブ事業を導入しており、現在池田町放課後児童ク

ラブ運営規則により、設備及び運営に関する基準を定めておりますが、もともと放課後児童健全育成事業いわゆる放課後児童クラブについては児童福祉法で設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされております。

今回、規則を全部改正し、新しく条例化することにより、関連する条規・例規も合わせて整備する内容であります。

次に、議案第40号につきまして提案説明をいたします。

当町は池田児童クラブ設置条例を別紙のように制定するものであります。

提案理由といたしまして、池田町児童センター等設置及び管理に関する条例により池田児童クラブと会染児童センターは設置が条例化されておりますが、児童福祉法の設置目的により、それぞれの条例で規定したいため、本条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第41号につきまして提案説明をいたします。

当町は池田町児童センター等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものであります。

提案理由といたしまして、本条例は池田町児童センター等としている池田児童クラブと会染児童センターを児童福祉法の設置目的により、それぞれ別の条例で規定したいため、本条例の一部改正を行うものです。

会染児童センターには児童センターとしての機能と児童クラブとしての両方の機能があり、児童クラブとしての例規は議案第39号により整備し、児童センターとしては本条例の一部改正により条例の名称も会染児童センター設置及び管理に関する条例に改める内容であります。

議案第39号から議案第41号まで一括提案説明いたしました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

なお、補足の説明を一括して担当課長にいたさせますので、よろしく願いいたします。
議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

補足の説明を求めます。

寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 議案第39号、第40号、第41号を一括しまして補足説明を申し上げます。

初めに、議案第39号の補足説明をいたします。

条文の1ページを御覧いただきたいと思います。

本条例は第1条で児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成

事業の設備及び運営に関する基準を定めるとしております。

また、主な条文の内容といたしましては、第5条で放課後児童健全育成事業の一般原則についての規定を定めておりますし、2ページを御覧ください。

2ページの第9条では設備の基準について、第10条では職員についての規定を定めております。

さらに、4ページを御覧いただきたいと思いますが、第18条では開所時間及び日数について規定を定める内容となっております。

なお、この条例の施行日は令和2年10月1日からでありますので、よろしく御願いいたします。

以上、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の補足説明をいたしました。

次に、第40号の補足説明を申し上げます。

条文を御覧いただきたいと思います。

本条例は、第1条で児童福祉法第35条第3項及び地方自治法第244条の2の規定に基づき、池田児童クラブの設置について必要な事項を定めるものです。

第2条で児童クラブの名称と位置を、第3条で委任について規定を定めております。

なお、施行日は令和2年10月1日からであります。

以上、池田児童クラブ設置条例の補足説明をいたしました。

次に、議案第41号の補足説明をいたします。

改め文を御覧いただきたいと思います。

初めに、題名を池田町児童センター等設置及び管理に関する条例から、会染児童センター設置及び管理に関する条例に改め、第1条中「池田町児童センター等」を「会染児童センター」に改めます。

第2条から第5条を名称及び位置、事業、開所時間及び閉所日、利用者の範囲についての規定に改め、第6条から第9条にかけましては利用の許可等の規定を加える内容でございます。

なお、施行日は令和2年10月1日からといたします。

以上、池田町児童センター等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をいたしました。

説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 各議案ごとに質疑を行います。

議案第39号 池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 1点お尋ねをいたします。

この条例について、運営に関する基準そのものについては定めていただきたいという思いなんですけれども、以前配られました政策等の形成過程の説明資料で図示されてある相関図等を見ても児童という言葉が乱立して、条例とは直接関係ないかもしれませんが、なかなかこういう保護者にとって、児童クラブと児童センターと放課後児童クラブと、そこら辺のところぐちゃぐちゃになって、なかなかちょっと利用するにもどれを利用したらいいのかというのがなかなか分からないところもあります。なので、この条例制定に合わせて、そういった名称の分かりやすい、池田町では教育大綱できましたけれども、子供という名前が非常にクローズアップしてなっておりますので、何かそうやって特色づけて各市町村同じような運営体系を取っているかと思っておりますけれども、利用しやすい、利用する側にとってはなるべく分かりやすい名前にしたほうがよろしいのではないかなと思っておりますけれども、その点について条例にも、機能の分でこういう名前が載っているかと思っておりますが、その点についてお尋ねいたします。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 矢口稔議員の御質問にお答えいたします。

児童クラブと児童センターにつきましては、やはり法律に基づくものでございますので、その名称についてはやはり独自のものを選択するという方法はちょっと難しいかなと思っております。

他の市町村でも学童というような言い方はありますけれども、要するに児童クラブ、児童センターという名称がやはり法律からの根拠としてはございますので、そういった名称については現在のままの名称を使用してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 法律上はそうなんですけれども、利用する側、子供が真ん中ですよ。池田町の教育大綱、子供が真ん中ですから子供たちからして、自分は放課後児童クラブに行

っているのか、児童センターに行っているのか、児童クラブなのかとそこら辺で混乱が始まっているんですよ。

利用する側にとって、やっぱり愛称的なものもつけていく必要は十分あるんじゃないかな、法律上はこのままで条文的にはいいと思うのですがけれども、利用する側にとって小学校1年生が利用しようと思っても、どこに行ってもいいのかわからないというのがやはりお子さん、保護者の中からは聞こえてきておりますので、そういったところもちょっと含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第40号 池田児童クラブ設置条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第41号 池田町児童センター等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

議案第42号より議案第46号まで、一括上程、説明、質疑

議長（倉科栄司君） 日程4、議案第42号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第6号）について、議案第43号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第44号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、

議案第45号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第46号 令和2年度池田町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第42号から議案第46号について、一括提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第42号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第6号）についての提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1億1,779万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ65億19万円とするものであります。

また、地方債の補正では防災対策事業債230万円及び公共施設等適正管理推進事業債720万円の増額、臨時財政対策債350万円の減額をして、限度額をそれぞれ変更するものであります。

歳入の主なものとして、款10地方交付税に2,831万6,000円を追加しております。

款14国庫支出金では社会保障・税番号制度システム整備費補助金を主なものとして952万8,000円、款18繰入金では総合体育館南側駐車場整備に公共施設等整備基金より3,500万円を繰り入れ、款19繰越金では前年度一般会計決算により3,265万8,000円を増額するものであります。

歳出の主なものとして、款2総務費では移住定住補助金や防災行政無線屋外子局バッテリー交換工事、戸籍事務へのマイナンバーカード制度導入に向けたシステム改修を中心に4,251万1,000円の増額としました。

款3民生費では会染保育園へのジャングルジム設置工事を中心に324万円、款4衛生費では、インフルエンザや新生児を対象としたロタウイルスワクチンの予防接種委託を中心に1,157万円、款6農林水産業費では産地パワーアップ事業補助金や水路及び水門改修、町有害鳥獣対策協議会への補助金等に1,381万円をそれぞれ増額計上いたしました。

款7商工費では年度当初に実施済みの住宅リフォーム促進事業補助金の後期追加分や新型コロナウイルス対策として、町内の店舗・事業所の感染予防対策に要した費用への補助金等に421万9,000円、款8土木費では自治会要請に対する道路補修や舗装工事、カーブミラー交換やガードレール設置等に740万1,000円、款10教育費では総合体育館南側の駐車場造成工事

を中心に3,471万9,000円を増額するものであります。

次に、議案第43号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ218万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億6,466万3,000円とするものであります。

歳入では款4 県支出金に新型コロナウイルス感染症患者に係る傷病手当金交付金50万円を、款7 繰越金に令和元年度決算による繰越金218万4,182円のうち当初予算額との差額168万4,000円をそれぞれ増額いたしました。

歳出では款2 保健給付費に先ほど歳入で説明しました県支出金と同額の50万円を傷病手当とし、対象期間の延長に伴い、今後発生した場合に備え計上するとともに款7 予備費に168万4,000円を計上いたしました。

次に、議案第44号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ13万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億5,417万6,000円とするものであります。

歳入では令和元年度決算による繰越金13万4,000円を、歳出では後期高齢者広域連合納付金を同額の13万4,000円をそれぞれ増額計上しました。

次に、議案第45号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ60万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ909万8,000円とするものであります。

歳入では水道使用料に57万9,000円、前年度繰越金に2万1,000円を、歳出では広津北山ポンプ場受電設備の施設修繕料として60万円をそれぞれ増額計上しました。

次に、議案第46号 令和2年度池田町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

御存知のとおり下水道事業特別会計は令和2年4月1日より、地方公営企業法の適用となりました。これにより従来の出納整理期間がなくなり、年度切替え時に未収金及び未払金が発生しますが、それぞれ1,691万円及び393万円だったものを金額の確定により1,715万円及び243万円に改めるものであります。

以上、議案第42号から議案第46号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。

御審議の上、御決定をお願い申し上げます。

なお、議案第42号につきましては、補足説明を担当課長にいたさせます。

議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

議案第42号中、歳入と企画政策課関係の歳出について。

大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） それでは議案第42号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第6号）につきまして、歳入全般と企画政策課関係の歳出の補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,779万円を追加し、総額をそれぞれ65億19万円とするものでございます。

まず、歳入関係ですが7ページを御覧ください。

上段でございますが、款10地方交付税では普通交付税を2,831万6,000円増額計上しました。

款14国庫支出金ではマイナンバー制度導入に向けた戸籍システム改修等のための社会保障・税番号制度システム整備費補助金や8ページ上段の社会資本整備総合交付金から道路メンテナンス事業補助金への名称変更に伴う予算振替を主なものとして952万8,000円を増額、款15県支出金では新型コロナウイルス対策の一環として、県が主体となって行う低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の市町村事務に係る補助金や、9ページ、節12有害鳥獣対策事業補助金では実施主体の町有害鳥獣対策協議会への県の直接交付に伴う減額、節17産地パワーアップ事業補助金を主なものとして64万4,000円を減額いたしました。

10ページ、款18繰入金では総合体育館駐車場の造成工事のため、公共施設等整備基金より3,500万円、款19繰越金では令和元年度一般会計決算による余剰金のうち、財政調整基金積立て後の残金3,765万8,000円をそれぞれ増額いたしました。

次、下段の款20諸収入では北アルプス広域連合の令和元年度負担金の精算金を中心に693万2,000円、11ページ、款21町債では林中開拓水路改修に係る公共施設等適正管理推進事業債、発行可能額確定により減額となった臨時財政対策債、防災行政無線屋外子局バッテリー交換修繕に係る防災基盤整備事業債に計600万円を増額いたしました。

続きまして、歳出でございますが、企画政策課の歳出関係、12ページを御覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費の財産管理一般経費では公有財産登記設計等委託料を23万1,000円増額するもので、これは現在活用されていない豊町教員住宅を土地と共に売却する不動産鑑定料でございます。

続いて、その下の目6 企画費の移住定住促進事業では移住定住補助金を2,864万3,000円増

額するものです。増額の内訳といたしましては、新築住宅21件、中古住宅4件と見込んでおります。

企画政策課関係の補足説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第42号中、総務課関係の歳出について。

塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） それでは総務課の補足説明を申し上げます。

予算の12ページをお願いいたします。

下段、款2 総務費、項1 総務管理費のうち目11 防災対策費ですが、326万6,000円の増額補正です。

主なものは防災行政無線屋外子局バッテリー33か所交換費用311万6,000円です。

次に、13ページ、項2 徴収費のうち目2 賦課徴収費100万円の増額は町税等過誤納還付金です。

次に、下段の項5 統計調査費、目2 指定統計費です。19万1,000円の減額補正です。

歳入の国税調査委託金確定に伴う減額です。

次に、20ページ上段、款9 消防費、項1 消防費のうち目2 非常備消防費32万円の増額は防火水槽用地と個人地の境界測量のための登記委託料です。

以上、総務課関係の補足説明を申し上げます。

議長（倉科栄司君） 議案第42号中、住民課関係の歳出について。

蜜澤住民課長。

住民課長（蜜澤洋君） それでは、住民課関係の補足説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、8 目交通安全防犯対策費は22万円の追加補正でございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止しました交通安全対策協議会、それから交通安全防犯町民大会の経費をそれぞれ減額し、施設修繕料は自治会要請により交通安全対策として道路標示を設置するため50万円を追加する内容でございます。

9 目バス等運行事業費は一般修繕料を85万9,000円の追加補正でございます。

内容は池坂線・松川線・明科線の車両修繕で、池坂線では排気ガスの浄化装置のフィルター交換、松川線では前輪サスペンション関係の修繕、明科線ではラジエーターの交換をそれぞれ行うものでございます。

次に13ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に向けたシステム改修及び国外転出者が転出後もマイナンバーカードを利用できるようにするためのシステム改修に係る経費として電算委託料848万3,000円の追加補正でございます。

続いて、16ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、集積所改修補助金は内鎌地区で5か所の集積所改修の申請がありましたので22万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

住民課関係は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第42号中、健康福祉課関係の歳出について。

宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

中段、款3民生費、項1社会福祉費、目3障害者福祉費、説明欄 障害者福祉事業で40万3,000円の増額であります。これは障害者自立支援給付診査支払い等システムの改修であります。

次にその下、目12ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業35万5,000円の増額です。この事業は国の新型コロナウイルス対策事業の1つで、ひとり親世帯への臨時特別給付金市町村事務を行うための補正です。

続きまして、16ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、説明欄 保健衛生一般経費21万9,000円の増額です。健康長寿推進協議会委員報酬が主なものです。

その下、目2予防費1,113万円の増額は主なものとしまして、説明欄 予防接種事業はインフルエンザ予防接種委託料、新規事業ロタウイルス予防接種の個別接種委託料、保健事業は各種検診委託料で肺がんCT検診委託料、母子保健事業は未熟児養育医療費の補正となっております。

健康福祉課は以上であります。

議長（倉科栄司君） 議案第42号中、産業振興課関係の歳出について。

宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それでは、産業振興課関係をお願いします。

補正予算書は17ページからになるのでよろしくをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費ですけれども、287万5,000円の増額補正

であります。

主なものでありますけれども、農業振興事業の産地パワーアップ事業補助金で、これにつきましては認定農業者の育苗施設の資材の購入に係る補助金であります。

それから、花とハーブの里づくり事業で、県の東側にあります乾燥施設のエアコン設置工事として124万3,000円というところになります。

次に、目7の土地改良費ですけれども1,101万円の増額補正であります。

主に、県単農業農村基盤整備事業、林中開拓水路改修工事の負担金であります。

続きまして18ページをお願いします。

項2 林業費、目1 林業振興費ですけれども7万5,000円の減額補正となっております。

内容としましては、サル対策委託料ですけれども6月に予算計上しましたけれども、補助金が有害鳥獣対策後援会のほうに直接補助されまして、事業実施も当協議会で行うため今回一般会計のほうからは減額をするというものと、あと半在家地区への進入防止柵の設置事業への補助金というところになります。

それから、款7 商工費、項1 商工費、目1 商工振興費ですけれども、住宅リフォーム促進事業補助金としまして500万円、それから新型コロナウイルス対策事業としまして、その感染予防のために検温機器等購入した事業所に補助金を交付するもので500万円、合計1,000万円の増額補正となっております。

目2の観光費ですけれども、578万1,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染拡大防止によるイベントの中止によるものであります。

観光推進本部の負担金につきましても、ホテル祭りですとか酒蔵巡り等の経費分の減額となっております。

産業振興課の補足説明は以上であります。

議長（倉科栄司君） 議案第42号中、建設水道課関係の歳出について。

丸山善久建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係の歳出についてお願いいたします。

19ページをお願いいたします。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費は30万円の増額補正でございます。

説明欄の施設修繕料は自治会要望に対する道路修繕、道路維持が主なもので、舗装欠損箇所等の修繕費用に230万円を計上し、次の工事請負費の200万円の減額は町道691号線の広津・日野地区において、補修工事を予定しておりましたが、7月豪雨により路肩が被災し、

国庫負担による災害申請をすることとしたために今回減額するものでございます。

3目の道路舗装費は600万円の増額補正でございます。

自治会要望のありました町内2路線の舗装自治会工事費用の計上でございます。

4目交通安全施設整備事業費は105万円の増額補正でございます。これにつきましても、自治会から要望がございますカーブミラーの交換などの修繕費用に40万円、ガードレール・カーブミラーなどの工事費用に65万円の計上でございます。

続きまして、5目県道改良附帯事業費は5万1,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、現在、県事業で道路改良を行っております県道上生坂信濃松川停車場線の用地買収に際し、買収土地が共有地であり、県で直接買収ができない状況にありますので、町が一旦取得し県に売渡しを行う代行買収の費用として、土地購入費用5万1,000円を計上したものでございます。

建設水道課関係は以上でございますが、ここで1点訂正をお願いしたいと思います。

今回、建設水道課関係で一般会計と合わせて提案しております議案第46号の池田町下水道事業会計補正予算(第1号)の関係をちょっと御覧いただきたいと思いますが、この表紙の関係で第1条に令和2年度池田町水道事業会計補正予算とございますけれども、この部分を令和2年度池田町下水道事業会計補正予算ということに訂正をお願いしたいと思います。

議長(倉科栄司君) 建設水道課関係は以上です。

議長(倉科栄司君) 議案第42号中、学校保育課関係の歳出について。

寺嶋学校保育課長。

学校保育課長(寺嶋秀徳君) 続きまして、学校保育課関係の歳出関係の補足説明を申し上げます。

15ページを御覧いただきたいと思います。

款3項2目1児童福祉総務費の206万2,000円の増額補正をお願いいたします。

保育園の予算についてでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策の一環といたしまして、消耗品費4,000円、また保育材料費14万5,000円の予算計上をしております。

次に、工事請負費として137万5,000円の予算計上をお願いいたします。

内容につきましては、会染保育園の屋外遊具のうちジャングルジムが老朽化に伴い、撤去から2年経過しており、新しいジャングルジムの設置を行うものでございます。

次に、備品購入費52万8,000円の予算計上をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染予防対策といたしまして、会染保育園の保健室用の折り畳みベッド1台とイベント用テント1基の購入を見込んでおります。また、そのほかに冬季の暖房用としてブルーヒーター4台を会染保育園に購入予定でございます。

次に、目4児童センター費42万円の増額補正をお願いいたします。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染予防といたしまして、消耗品費7万5,000円、加湿空気清浄機4台と3密を避けるための机3台の購入費用といたしまして、庁用器具・機械器具購入費34万5,000円の予算計上をお願いいたします。

次に、議案書の20ページ中段を御覧いただきたいと思います。

款10項1目2事務局費の8,000円の増額補正をお願いいたします。

内容につきましては、教育委員会就学支援委員会報酬といたしまして8,000円の予算計上でございまして、10月から委員1名分の報酬を見込んでおります。

最後に、項2目1池田小学校管理費の51万8,000円の増額補正をお願いいたします。

内容につきましては、体育館の排煙窓のオペレーター修理費用として41万8,000円、職員室の冷蔵庫の老朽化に伴う更新といたしまして、学校用・機械器具購入費10万円を予算計上するものでございます。

学校保育課関係の説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第42号中、生涯学習課関係の歳出について。

下條生涯学習課長。

生涯学習課長（下條浩久君） それでは、生涯学習課関係をお願いいたします。

21ページをお願いいたします。

款10項5目2総合体育館費、総合体育館管理経費の工事請負費3,500万円の増額補正です。

これは、総合体育館南側駐車場を増設する工事で、現在総合体育館には50台分の駐車区画がありますが、各種大会開催時に利用者の路上駐車、これを解消するため今回整備するものであります。

内訳としましては、アスファルト舗装で1,900平方メートル、普通車用の区画68区画を増設するというような内容でありまして、既存の駐車場の南側に隣接します。出入口は東西2か所となりまして、西側は新道であります町道251号線から直接出入りできるというような予定であります。

次に、体育振興経費26万円の減額です。

いずれもコロナ禍の影響により10月に計画しておりました町民球技大会を中止としたため経費を減額するものであります。

最後に、目3 体育施設費、テニスコート・プール等施設管理経費54万7,000円の減額です。こちらもいずれもコロナ禍により、今シーズン町民プール開放を中止とさせていただきますので、これに関わる経費を減額するものであります。

生涯学習課からは以上です。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第42号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第43号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第44号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第45号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第46号 令和2年度池田町下水道事業会計補正予算(第1号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(倉科栄司君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で議案第42号より第46号までの質疑を終了します。

認定第1号より認定第6号まで、議案第34号、議案第36号より議

案第46号まで、各委員会に付託

議長(倉科栄司君) 日程5、認定第1号より第6号まで、議案第34号、議案第36号より第46号までを各委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をいたさせます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長(倉科栄司君) ただいまの付託表により、各委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(倉科栄司君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会に付託をすることを決定いたしました。

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

議長(倉科栄司君) 日程6、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして請願・陳情書の朗読をいたさせます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（倉科栄司君） これについては各常任委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をいたさせます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（倉科栄司君） お諮りします。

請願・陳情書は、付託表により各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会に付託をすることと決定いたしました。

散会の宣告

議長（倉科栄司君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 11 分

令和 2 年 9 月 定例 町 議 会

(第 3 号)

令和2年9月池田町議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年9月15日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山真君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	矢口新平君
7番	大出美晴君	8番	和澤忠志君
9番	薄井孝彦君	10番	服部久子君
11番	那須博天君	12番	倉科栄司君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麩聖章君	副町長	小田切隆君
教育長	竹内延彦君	総務課長	塩川利夫君
企画政策課長	大澤孔君	会計管理者兼 会計課長	伊藤芳子君
住民課長	蜜澤佳洋君	健康福祉課長	宮本瑞枝君
産業振興課長	宮澤達君	建設水道課長	丸山善久君
学校保育課長	寺嶋秀徳君	生涯学習課長	下條浩久君
総務課長補佐 兼総務係長	山岸寛君	監査委員	吉澤暢章君

事務局職員出席者

事務局長 丸山光一君 事務局書記 矢口富代君

9月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	3番 中山 眞議員	1. 総合計画重要課題の一つ、まちなか活性化について 2. G I G Aスクールの構想の進捗状況は
2	2番 大厩美秋議員	1. 防災行政無線と屋外消火栓管理について
3	4番 横澤はま議員	1. 食からつなぐ未来～健康寿命延伸のまちづくり
4	11番 那須博天議員	1. 町長の2期目で農業政策の取組は 2. 小学校2校の統合について
5	9番 薄井孝彦議員	1. 町の「事前防災行動計画」作成について 2. 高瀬川の想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく避難対策などについて 3. 高齢者世帯の非常時における緊急連絡支援対策について
6	10番 服部久子議員	1. 介護施設、保育園、学校などの職員にPCR検査を 2. 会染保育園の建て替えを早急に 3. ごみ集積所の設置基準の改定を
7	7番 大出美晴議員	1. 町民への情報発信について 2. いけ弁の今後について
8	5番 矢口 稔議員	1. 財政状況の改善に向けた取り組みについて 2. コロナウイルスとの共存を見据えた感染症対策について
9	1番 松野亮子議員	1. 町のサル対策について

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前にお願いを申し上げます。発言をする際は、できるだけマイクに向かってお話しをいただきますようお願いを申し上げます。

一般質問

議長（倉科栄司君） 日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順といたします。

職員をして一般質問一覧表の朗読をいたさせます。

丸山光一議会事務局長。

丸山局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（倉科栄司君） これより一般質問を行います。

中山 眞 君

議長（倉科栄司君） これより一般質問を行います。

1番に、3番の中山眞議員。

中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 3番、中山眞です。

明日、新総理誕生で、国民はこの国がどう変わっていくのか、そこに期待しているんです。

前回、麩町政 2 期目で何が変わるのかと、町民は期待の目を向けているというお話をしましたけれども、財政課題でずっと町長が口にしてきているハードからソフトという、そのソフトが何なのかというのが見えにくいんです。美しいまちづくりをうたって、麩町長はもう 5 年目です。そのまちづくりというの何なのかというのが分かりにくい。だから町長のビジョンが分かりにくいから基本に戻って総合計画、この検証をしていくしかないんです。

前回、人口減少問題を取り上げました。今回は、2 番目に掲げているまちなか活性化です。ここでは、町長は、町なか問題の解決策を活気あふれるまちづくり、人々が集い、にぎわいを増す取組をすると、そういう解決策を示しているんですけども、しかしこれから 3 年間取り組もうとする実施計画、令和 2 年から 4 年の骨格実施計画、その中では、その施策が見えてこないんです。

多方面で経営支援により商業活性化を図るとうたっているんですけども、具体的にじゃ、これからその 3 年間、そこをどういうふうに支援していくのか、そういったことを含めてお尋ねしていきます。

まず、質問の 1 です。

今の町なか、これをどういうふうに捉えているのか。もしその総合計画等にのっていない施策を進めているものがあればどういうものか、そこをまずお聞きします。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

〔産業振興課長 宮澤 達君 登壇〕

産業振興課長（宮澤 達君） おはようございます。それでは、中山議員の御質問にお答えいたします。

かつての池田町の町なかは商業の町として栄え、にぎわいを見せており、多くの買物客でにぎわっていました。しかし、生活様式の多様化や後継者問題等の社会情勢の変化により空き店舗が増加するなどし、以前に比べ買い物で訪れる人も減っており、かつてのにぎわいが失われつつありました。そこで、町と商工会で連携し、商工会による経営指導や創業に関する相談のほか、町の起業・創業支援制度の創設及びにぎわい拠点施設を中心とした町なかのにぎわい活性化に向けた事業の推進により商業振興に取り組み、にぎわいのある町なかを目指しております。

総合計画にうたっていない新たな施策は、今のところ具体的なものはありませんけれども、今後、事業者、経済団体、金融機関等多様な構成員で組織されている中小企業・小規模事業者振興円卓会議で効果的かつ実効性のある振興施策を検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） まちなか活性化の問題は商工会とか観光協会、あるいは町なかに住む人々が解決する問題じゃないんです。財政全般で、町政全般でこれに取り組んでいかなければいけない大きな課題だと思います。

そもそも第6次総合計画の出発点、これ地方創生です。この地方創生の目的が魅力あるまちづくりで、若者の流出を止めること。これが第1課題です。中からの流出を防いで、外からの移住で人口減少に歯止めをかける。これ大原則です。池田町の今後を担う若い人たちがね、都市に出かけて行って、また戻ってきたいと思う、そういうまちづくりが必要になってくるんです。これが大原則だと思います。

だけれども、この3月のまちづくりで若者アンケート、その中では自然や景観の美しさ、これには7割の若い人たちが満足しているんです。池田町のいいところ。だけれども「町なかのにぎわい」評価という項目では、「不満」や「やや不満」が半分いるんです。5割です。

「町なかがどこなのかよく分からない」という回答があります。先ほど課長が言われたように古いにぎわっている町なかを知っている我々世代は通用しても、今の若い人にとっては「町なか」という言葉自体がもう理解できないんじゃないかと、今の池田町の町並みではね。だから、そこら辺の観点から、もう一度スタートを切らないと認識が世代によって違ってきている。じゃ、それをどうするかというのが今後の課題になってくると思うんですよね。

町なかの魅力というのは、やはり人が往来して、そこで談笑して、その輪にまた人が集まってくる。単に店舗の活性化じゃなくて、人が集まることが大事だと思うんです。特に最近、もうずっと前からですけども、町なかの空き家対策を求める町民の声は非常に強いです。まちづくり懇談会だとか私の周りの人たちも一番の課題は、クラフトパークや道の駅のリニューアルじゃなくて、町なかをどうにかしたい。こういう意見が一番多いんです。

だから、空き家があるから手が打てないというそういう観点じゃなくて、空き家対策も含めて町並みをどういうふうにつくっていくのか、ここをお聞きします。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） それではお答えいたします。

町なかの空き家の現状につきましては、町なかを町区内8地区に限って見ますと、平成30年度に実施した総務課の空き家調査で123軒の空き家を確認しています。また、大字池田ま

で広げると138軒ございました。

空き家対策の一環として、企画政策課では、平成29年度より空き家バンク制度を運用しており、町なかを始め、町内全域の空き家の所有者に対し、順次登録を促しております。この制度により、所有者が変わり、建て直しや改修で家屋が生まれ変わることを後押ししており、通常の不動産売買では困難とは思われる物件においても、町の補助金や不動産業者の協力等により売買等に結びつくケースが多々見受けられます。

ただし、特に県道沿いの家屋に限りますと間口が狭い土地となっておりまして、昨今の解体費用の高騰もあり、解体するにも容易ではなく、売買等に踏み出せないのも、町なかに空き家が残る一因となっております。

環境的側面、防災的側面、景観的側面など空き家は多くの問題を抱えておりますので、空き家バンクを通じ、町なかの空き家の減少につながるよう、今後とも事業推進してまいります。

なお、空き家バンクだけではきれいな町並みを作ることはできませんので、他部署や自治会等様々な方面と横断的に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 町長からの答えを期待していたんですけども、甕町長、毎日通勤で町なかを通过这个の庁舎へ来ますよね。毎日目にしているんです。何か分からないのぼり旗、多分山雅の旗だと思っておりますけれど、もう薄グレーになって、町並みを汚しているんですよ。山雅を応援するんだったらきれいな旗にせめてしないと、あれ見て山雅の選手たちどう思いますか。あるいは町なかを歩いてくると歩道に草があちこちいっぱい生えています、歩くところなんです。駐車場があちこちあるんですけども、その奥には背丈の高い草が伸び放題です。こういったことを毎日目にしていて、何とも思わないというと失礼かもしれませんが、気がつかないというところに問題があるんです。

だから、空き家対策、空き家をどうするかと大変な問題ですけども、せめて空き家になっているもう古びた全然使わない看板を取り除いたり、町並みをきれいにするという意識が、それが必要じゃないかと思うんです。

まちなか活性化という難題です、これは。だけれども諦めるとそこで思考がストップします。考えることをやめてしまう。そうすると今言ったように自分の足元の草が見えなくなってしまう。どう見ても今の回答とかも含めれば半ば、あるいは町長の回答がなかったことを

含めれば、諦めているんじゃないかなというような気もしてきます。

町並みの景観というのは、先ほども言いましたように池田町の顔なんです。若い人は大学等で都会に出て行って、それで自分の先々のことを考えたときに、そういう若い人たちの目にこの町なかかがどういうふう映っているのか。だからさっきも言ったように、こういう問題はもう行政全体で取り組んでいく問題だと思います。

全国各地が同じ状況も確かにあるんです。だけれどもいろんな取組をしています。縁側施策で、建物の周りや町なかに人が集まりやすい、そういう政策を推進している自治体もあります。町なかのあちこちに縁側があれば、自然とお年寄りも含めてそこに人が集まってくる。座って談笑する。キーワード検索で縁側カフェ、これ全国でいっぱい今増加中です。

町なか活性の専門の課を設けている市町村もあります。まちかどギャラリーとか、イルミネーション、あるいは街路灯を暖色系にして美しさを反映している、あるいは日常的にフリーマーケットをしているということで。多分甕町長は交流センターとか、シェアベースにぎわいで、町なかのにぎわいを取り戻すという考えあるかもしれないですけども、それはあくまでも建物の中のにぎわいなんです。町なかに人が集まるにはどうしたらいいか、これが大前提になるんじゃないかということです。

だから、こういう施策というのは人任せ、団体任せじゃなくて、根気よく粘り強く進めていく必要があるんです。そのためにはビジョンが必要なんです。トップのビジョンを示していかない限り周りは動きません。商業とか店舗を活性化するのか、あるいはそこに集まる人を増やすのか、行政の取り組むべき課題だと思います。

もう一度お聞きします。町長の取組もうとするまちなか活性化とは、町長の考えで明確な答えをお願いします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの中山眞議員の御質問にお答えしたいと思います。

まちなか活性化につきましては、今始まったテーマではありません。もう30年来、こう掲げられてきておりますが、私も商工会活動を通しまして盛んにこの活性化について取り組みました。当時は、やはり国といいますか、国挙げてといってもいいかと思いますが、イベント等に対する非常に補助金がつきました。イベント等を通しましてにぎわいをつくっていくというような時代がありました。

そんなことで進めてまいりましたけれども、中心市街地ということで考えますと、商店が中心になってやはり顔になり、また活性化というところにあっただろうと思います。やはり

商店を維持していくということになりますと、やはりそこに生計が立つだけの収益が上がらなきゃならないということで研修会等やったり、個店の活性化等に取り組みましたけれども、実際にはなかなかそれが実を結んでこなかったというのも実態であります。

随分議論をいたしました。じゃあどれだけお金を投入すれば、これ活性化につながるんだということで、いろんな施策等に費用を含めまして検討いたしましたけれども、はっきり言いました的確な策が出てこなかったというのも現実であります。

これからどうするのかということでもありますけれども、私も美しいまちづくりということを標榜しております。そういう点では、非常に町なかのさびれていく状況、大変心を痛めておりますけれども、今そんな中でできたのがシェアベースにぎわいという施設であります。これは今非常に、その以前に町なかに市をつくろうということで、週一回ではありますけれども、晴れるや市というのを建てまして、ここに人が集まるようになりました。

そういうことで非常に定着してまいりましたので、その土地ということで、その晴れるや市をやっていたところにシェアベースという建物を建てたということになります。おかげさまで非常に活用をされまして、人が集まるというような状況生まれております。

しかし、町なかを考えますと人が歩くという、今もうそういうことにはどうも期待できないということであります。個店個店が一つずつ魅力があれば、そこに個店を回って歩いて、そして人が出歩くというケースがあるかと思いますが、現実問題として商店に対する後継者が育ってこない。今の代でほとんどが店を閉めたいという意向を示されております。

そういう中では、なかなかこれからこの商店の活性化、リニューアル等は難しいと考えますが、またそのために空き家、商店、店舗の利活用ということで取り組んでまいりました。全部調査をいたしまして、アンケートを取ったりということでもありますけれども、なかなか貸しにくいというような状況もあって、新たな店舗というようなところにもいきませんでして、そんな中で進みにくいと、目標に向かってはですね、進みにくいというところがあります。

私といたしましては、今、交流センターができました、シェアベースもできました。両方とも活性化しております。特に交流センターにつきましては、従来の公民館から見ますと、もう5倍近い利用者が来ております。また、図書館につきましても、従来の図書館から3倍以上の利用者があるということで確認しております。

また、これからはかえで広場の整備も進めて、ここに公園機能を、一気ににはできませんが少しずつ整備をしながら人に集まっていただけのような、そんな場づくりをしていくという

ことで、核たる施設というのは、私は生まれてきているなと思います。この核たる施設を活用いたしまして、この町全体に広げていきたいそんなふうを考えているところであります。

残念ながらコロナ禍によりましてちょっと停滞しておりますけれども、非常に交流センターは喜ばれておりますし、シェアベースも活用されております。この2つの施設を通しまして中心市街地の活性化に結びつけていきたい、そんなふうを考えております。

先ほど縁側というお話がありましたが、なかなかのこういう気温の厳しい地域でありますので、外で談笑するというケース、それほど多くないだろうと私は思っております。今その役割、代える役割といたしまして、交流センターのフリースペース、これは毎日のように人が集まってきております。特に小・中学生がいろんな形で利用しておりますし、一般の方々にも自由に出入りをして、そして活用している。これは考えますと室内ではありますけれども全天候型の縁側と、私はそのようにも考えられるんじゃないかと思っております。そんなことでハードにつきましては、非常に充実していると私は考えております。

また、このたび体育館の駐車場を整備いたします。これによりまして合宿とか、あるいは大会等の誘致、これは可能になってまいります。大いにその辺もアピールしながらスポーツの活性化も図って、町全体を活性化につなげていきたいとそのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 多分、町長のお答えは、先ほど言いましたように交流センターとか、シェアベースにぎわいとか、道を広げたと、そういう回答になるんだろうと思って先回って言いましたよ、建物の中だけじゃない。問題は、私が言いたい問題は、この町並みをどうするかなんです。これは本当に取り組んでいかなければどんどん池田町じゃなくなっちゃう、町じゃなくなっちゃうんです。

移住しようと思う人は池田町に住みたいと言ったって、町ですから、町並みを思い浮かべます。移住促進のPR動画見てもクラフトパークとか自然はいっぱい映っているんです。だけれども、この町なかを通过这个役場の庁舎の中に入ったときに、これから移住しようとする人がどう思うかなんです。これ大事な池田町の顔だということです。そこら辺はやはりみんなで取り組んで、みんなが少しずつでも歩道の草を取ったっていいじゃない、旗を入れ替えたっていいじゃない、金をかけることから始まると何も先へ進みません、今の事情でい

けば。

だから、みんなでできること何なのか、そこにはさっきも言ったように、町長がこの町なかをきれいにしたい、そういう言葉でみんなを動かしていく、これが必要じゃないかとそういうふうと思います。

今の町長のお答えで果たして人は動くのか、職員の人たちは動くのか、ちょっと心配になってきますけれども、どっちにしても大きな問題です。みんなで取り組んでいかなければいけないと思います。

質問代えます。G I G Aスクール構想の進捗状況は。

これは、これから話すことはいっぱいカタカナ用語が出てきます。だから人によってはちょっと難しいと思うかもしれないですけども、これからの社会の流れというのは、政府が唱えるS o c i e t y 5.0です。これは、今までは4.0でインターネットの情報がいっぱいあふれているという社会。今後はこの情報をうまく活用して、そこからA Iとか、自動的に欲しい情報がすぐにでも活用できる、あるいは分析される。だからI o Tとかロボット、A I、こういったものはもう既に農業とか水産業、医療などに取り込まれています。これがどんどん進化してくる。ここで、政府はデジタル庁をつくるようですけども、もうそういう社会に変わってくるということです。それがS o c i e t y 5.0の政府の構想です。これは行政に大きく影響してくると思います。

その中で、教育分野でI C Tを基盤とした先端技術の活用で令和時代のスタンダードな学校像と、G I G Aスクールをうたっているんです、政府は。これまでに学校の中でI C T環境の整備とか進められてきました。これがG I G Aスクール構想です。主なことは、生徒1人1台の端末と高速の情報ネットワークの構築、それからクラウドの活用。クラウドというのは、要は雲のことです。だから、架空のところ自分のパソコンにソフトが入ってなくてもそのクラウドとつながれば、どんなソフトも情報も取り出すことができるというそういう仕組みですけども、これ必要なときに必要なサービスを受けられるという流れです。

それから一番は、I C T機器を調達したり、それをいかに活用していくのか、P D C Aサイクルで。それを教育プログラミングというのをつくっていく。それから、このコロナ禍では特に注目されている遠隔教育です。校内でオンライン授業はもとより、これを取り入れることによって過疎地とか、離島の平等性、あるいは学校に通えない生徒の学習機会、これが一番大きいと思います。

それから、もう一つは、そういったインターネットを活用するには、今後大きな課題にな

ってくるのは情報モラルの教育です。これを幼い子供たちにどう教えていくのかという問題もあります。

G I G Aスクール構想で、単にタブレットを置くだけじゃないんです。そこのテーマは多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正の個別的な学び、これを持続的に実現させるというのがテーマなんです。その中で特に活用するのがプログラミングです。これ小学校のときから中学、高校と段階的に指導していく、学びをね。だから小学校でつまづくと、中学上がったときにその児童は大変苦労します。中学で学んだことが、それぞれの中学校で格差が生じると高校に上がったときに、その遅れている中学で学んだ児童がまたそこで格差が生じてきます。そういう心配があるんです。単に生徒1人に1台というんじゃなくて、学校の学習用コンピューターから大型投影機、教室等で使う、それからもちろんインターネット、あるいは無線LAN、無線AP、こういった設備も必要になる。

もう一つは、国でICT指導員というものを準備しています。この指導員が中心になって進めていくという構想ですけれども、今のところ4校に1人なんです。流れは1校に1人ICT指導員をつけるという、今そういう計画もあるようですけれども、今のところ4校1人です。そういう指導員1人で果たして教育プログラミングをつくったり、あるいは保護者の人たちのフォローができるのか、そういう心配もあるんです。

だから、早急に進めることは環境を整えること、それからICT機器をそろえること、そこからスタートすると思うんですけれども、それで質問します。今現在の池田町の校内LAN設計、準備、これがどういうふうに進んでいるのか、あるいは保護者たちに今後こういうふうになっていくよという周知をどういうふうに行っているのか、今の現状を教えてください。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの中山議員の御質問にお答えいたします。

まず、オンライン学習端末購入状況について御説明いたします。

端末の購入を県の共同調達により進めており、各市町村の希望する仕様に基つき入札の実施まで終了しております。現在端末の購入に合わせて必要となるソフトウェアの選定をしている状況でございます。また、購入につきましては、議決事項である700万円以上となる見込みでございますので、ソフトウェアの選定が終わり次第、議会承認をお願いしたいと思います。

次に、学校のネットワーク環境整備について申し上げます。

従来の学校内のネットワーク環境は、パソコン教室及び普通教室に最低限度の容量でインターネットを使用できる環境が整っていたわけですが、今回1人1台端末を使用するには容量不足であり、容量を約10倍にし、処理スピードの高速化を図るための通信環境を整える必要がございます。現在のところは、財源となる公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の交付決定が7月にされたところでございます。今後は町で入札を行い契約となります。

また、学校におけるICT教育を進めるための支援業務につきましては、専門業者と委託契約を結び、学校内におけるシステム構築を現在進めております。これまでにオンライン授業に必要な専用サーバーの契約やドメイン設定を行っております。

今後は、児童・生徒たちが使用予定のソフトウェアを使った学校の先生方へのICT研修を数回行う予定でございますので、より具体的にオンライン学習を想定した準備段階に入ることになります。

保護者に対しましては、学校を通じて随時進捗状況をお伝えしておりますが、機器類の導入後に改めて説明会等を開催したいと考えております。

現在のGIGAスクール構想の進捗状況につきましては、説明以上でございます。

議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 具体的にいつから池田町は、ちゃんとしたこういうオンライン授業を含めて始まるのか分かったら教えてください。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 具体的にいつからということでは、ちょっと現在のところははっきりとしたことは申し上げられませんが、まず、先ほど申し上げた端末の契約をこれから優先的に行って、納品のほうを急いでいただくということが一点、それと併せまして、校内のネットワーク整備、LAN整備の契約のほうも進めていく必要がございます。併せまして、あとICT教育を支援していくという必要もございますので、実際何月というところまでははっきりと現在では申し上げられない状況です。

議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 私は一番心配しているのは、親の不安なんです。今のお答えで、順次説明をしているということなんですけれども、このコロナ禍で始まってICT機器をもう先

行して準備している自治体も幾つもあるんです。だけれども、その中でICT環境が整備できない家庭があったり、あるいは3か月間子供たちがほったらかしになったという事例があるんです。指示待ちの教育委員会、学校が多かったという自治体もあります。

問題は、この教育、大原則は平等性です。だから自治体間で格差があっちゃいけないんです。家庭間で格差があってはいけない。ここをどうフォローしていくのかというのは、今後の課長の課題だと思っています。機器をそろえたりというのは、県がICT関係、あるいは県の教育委員会が中心になって進めてくれるので、今後はそれをどう活用するかというのは問題になってくると思うんです。

特に今保護者たち持っているデバイスあるいはOSも様々で、デバイスというのはパソコンとかタブレット、OSというのはWindowsなのかMacなのかという問題。これからそろえようとする家庭も多いと思うんです。その中で早いアドバイスが必要になってくる。無駄なことがないように、せっかくMacのパソコン買ったんだけど、学校教育ではWindowsを使っているとか。そこを保護者たちは合わせようとするはずなんですね。だから、家庭にそういうふうにインターネットの環境の整備も含めてパソコンもそろえなきゃいけない。じゃ何をそろえたらいいのかというのが分からない。そこに不安があると思うんです。

今後は教育プログラミングというのは自治体独自でつくれるんです。政府の敷いたそのとおりのプログラミングでなくて、池田町独自のプログラミングをつくって、生徒を小、中、高と導いていくのか、ここにほかとの格差が出てくると思うんです。先ほども言いましたように全国自治体、一斉にスタートしています。その中で、池田町は乗り遅れることがないように。もっと言えば、どうせやるなら全国一番のICT教育、これをぜひ目指してもらいたいんです。

時間の関係上、質問をちょっと飛ばしますけれども、今後想定されることは、分かりにくい世界、年代、世代によって。だけれども、子供のそういう相談というのは今後増えてきます、ICT関連で。情報モラルにしてもそうです。そうすると相談窓口というのは、今後多様に接していかなければいけない。窓口だけじゃなくて、デバイスって何ですか、IoTって何ですか、家庭でWi-Fi、通信速度5Gって何ですか、2.4Gとどっちが速いんですか。そういう質問がいっぱい出てくると思う。それをICTの指導員1人じゃとてもフォローできません。今の教育委員会や役場の窓口の人たちは、そういうところに答えられるかどうかなんです。

だから、どうせやるなら先駆けてやるということ大事だと思うんですけども、池田町独自にそういうICT要員というのは育成して、専用の職員をつけたらどうかと思うんですけども、これに対してはいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの中山議員の御質問ですけれども、専門職員の配置につきましては、当町といたしましては国が示すGIGAスクール構想を実現すべく、情報技術を習得するだけではなく、それを活用して問題を発見、解決したり、自分の考えを論理的にまとめて表現したりするための必要な資質と能力を培うことがGIGAスクール構想の目的であるというふうに考えておりますし、機器類の導入に先駆けてネットワーク全体の構築やオンライン学習の進め方につきましてアドバイスをいただくICTアドバイザーと業務委託契約を現在締結して頻繁に打合せを行いつつ、現場へのサポートも始めております。

学校が日常的にICTを活用できる体制づくりの推進にICT支援員の増員や専門職員の配置及び教職員のスキルアップのサポート体制が必要であるという認識でございますが、人材確保や財源には課題があり、引続き県や国に対してさらなる支援を求めてまいりたいというふうに考えております。

説明以上でございます。

議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 先ほども言いましたように、ぜひ指示待ちとか様子見じゃない、こっちから先駆けてどんどん進めていくぐらいの気持ちでないと、このICT教育、オンライン授業とかはどんどん遅れていきます。だから、ぜひ、家庭間で格差が出ないように、自治体間で格差が出ないように、そういう先取りした行動を取っていただきたい。

それが、保護者に寄り添う姿勢にもなってくると思うんです。そうすると保護者の人たちも多少は安心すると思うんですよ。池田町は先端を走っているんだ、それについていこうと。

学校教育と家庭教育この2つで子供は成長しますので、その両方から併せてちゃんとした教育をしていただきたいと。とにかくGIGAスクール構想というのはがらっと変わりますので、これに対応できるような早めの対応をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（倉科栄司君） 以上で中山眞議員の一般質問は終了いたしました。

大 厩 美 秋 君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

2 番に、2 番の大厩美秋議員。

大厩議員。

〔2 番 大厩美秋君 登壇〕

2 番（大厩美秋君） それでは、2 番、大厩美秋、一般質問を始めさせていただきます。

今回は防災行政無線と屋外消火栓の管理についてお聞きをしていきます。

9月1日は防災の日でした。防災の日の経緯は、9月1日に関東大震災が発生した日であるとともに暦の上では二百十日にあたり、台風シーズンを迎える時期でもあります。伊勢湾台風によって戦後最大の被害を負ったことが契機となって、地震や風水害等に対する心構え等を育成するために防災の日が創設されました。今年はコロナ禍により例年どおりの防災訓練等は自粛せざるを得ない状態にありますが、各自が防災に対して関心を持ち、意識した生活を送らなければならないと考えます。

今回は災害時の情報伝達として重要な防災行政無線と、火災発生時に初期消火として重要な役割を果たす屋外消火栓についてお聞きしていきます。

では最初に、防災行政無線について、1 点目としまして、池田町に防災行政無線は、構成としまして直流電源装置、これが送信局に当たるものであります。現在役場をメインとして3 か所設置されているということです。そして無線子局、これが拡声器のついた子局になりますけれども、これが34か所、そして戸別受信機で構成されています。この戸別受信機は各戸に設置されている受信機になります。災害発生時速やかに町民へ音声として情報伝達が行われる重要なシステムです。

停電や水害においても正常な機能をしなければならないわけですが、町はこの防災行政無線の重要性をどう捉えて、今のところ管理をされているのかお聞きします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

〔総務課長 塩川利夫君 登壇〕

総務課長（塩川利夫君） それでは、大厩議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

送信局の役場無線室、各集落センター等に設置されている屋外スピーカーの無線子局、放

送を受信する各家庭の戸別受信機、これら全てが重要で、一つでも欠けると正確な防災情報等が伝達されません。停電時には送信局は86時間、無線子局は24時間対応の非常用電源を併用し、戸別受信機については乾電池で作動します。毎年1回送信局と無線子局の保守点検をして管理を行っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 今、非常電源、非常時の電源についての時間的な説明ありましたけれども、今これは停電時ということですが、これハザードマップで水害に対する面で、3メートルくらいの最悪の状態になったときに、水害による、どのくらい耐えられるかというか、震害じゃなくて、水害の場合は停電にいかない状態のときに、水害は大丈夫なのかというところをちょっとお聞きします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 今の質問ですけれども、浸水の高さにもよりますが、足元くらいであれば、役場無線室も対応はできると思いますが、大厩議員言われるように3メートル以上になると役場の無線室につきましても浸水の被害は受けるということが今のところ予想されます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） その最悪3メートルの浸水に対応するところで、最低でもこの直流電源装置、送信局というもの、情報を発信する元につきましても、停止してはならないところだと思いますので、こちらにつきましても早い対応での活動をしていただきたいと思います。

続きまして、戸別受信機は全戸を対象に貸与されていますけれども、管理については各戸で行うものと認識しています。現在のシステムになり7年ほど経過しますが、町としては戸別受信機の管理、サポート、要は修理対応とかそういったところの取組をどのようにされているかお聞きします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 今の御質問でございますけれども、戸別受信機について不具合が生じた場合は、担当係へ連絡いただいております。電波状況が悪い場合には、外部のポール

アンテナの設置、または受信機の交換等をして、個別にサポート対応しておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 不具合が生じた場合等についても対応というところでは、役場のほう、担当課で窓口となって対応されているということなので、こちらのほうスムーズなサポートができるような体制をしっかりと維持していただくようお願いいたします。

続きまして、各戸の戸別受信機が正常に機能していくために定期的な試験放送を行い、受信状態を確認をしていただいたり、あと広報やホームページで戸別受信機の重要性や取扱い、これは停電時等の取扱いになりますけれども、こちらのほうの周知を再度というか、定期的な周知をお願いしていただきたいと思いますが、これについて町の考えている取組と考えをお聞きします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） それでは今の御質問でございますけれども、朝昼晩の定時放送は毎日流れておりますので、受信状況等に不具合が生じた場合は担当係が相談を受けています。

いただいた提案につきましては、今後研究させていただき、常に正常の放送を受信できる環境に努めたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） そういった通常の放送等の受信によって確認していただくというところ、それは普通としてやっていかなきゃいけないところなんですけれども、実際問題、普通のこの無線は通常の放送もされているわけですが、家庭によっては音を大分絞った状態で、ふだんは聞けなくなっているくらいのボリュームで設定している家庭が結構あると思われます。そういったふうな対応をしているというお話も直接聞いているところなんですけれども、ただ、緊急の場合はボリュームを絞っていても大きな音で緊急放送がされるというそういった機能があるということで、これはすごくありがたい機能なんですけれども、だからこういった緊急時の予告をした中で、試験放送をしますといったところで、本当にみんなの家庭で聞いているのかという、通常の放送では確認できない部分をしっかりと確認していただくとい

うことの周知の放送をお願いしたいと思います。

あと停電時なんですけれども、これ大体今ほとんどの家庭が100ボルトの電源から日常放送を聞いていると思うんですけれども、幸い池田町でも長い停電になったことはここ最近ありません。これ実際に停電になったときに乾電池が入っていなければ、せっかくの放送が何も聞けないという状態にもなりますので、こういったところの周知、重要性、そういったところも広報等、何かみんなにしっかり伝わる方法でPR、情報提供をしていただきたいと思いますけれども、こういった点につきまして対応どうお考えでしょうか。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 先ほど大厩議員に提案をしていただいたことでもありますので、その点につきましては、今後掲載等ができれば広報等で掲載をしていけるよう考えていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） ぜひそのような対応をしていただくようお願いいたします。

あとやはり災害時、高齢者も多いし、独り暮らしの方々も大勢いる中で、そういった緊急時の情報伝達というところで生の声として情報を受け取り、そして正確な安全な対応を、行動を取るところですごく大事な部分になるかと思っておりますので、できればこれも課を超えた中で、健康福祉課の方たちと横のつながりを持って高齢者の方にもこういった周知の徹底、乾電池、非常事態のときの無線が正常に作動するかといったようなそういったものの周知を、協力をしていただければなというところを要望といたします。

それでは、続いて、屋外消火栓に聞きます。

屋外消火栓は火災時に消防車両が到着するまで初期消火として重要な役割を果たす設備です。もちろん鎮火するまで使用する設備でもありますけれども、池田町には現在458基の屋外消火栓が設置されており、1基当たり半径80メートルを消火範囲の基準として設置をされているということですが、現状の消火範囲についてどう評価して管理をされているか、まずお聞きします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 今の御質問でございますけれども、現状につきましては消火栓は半径80メートルの基準で設置をしております。新築や開発の物件で消火栓のない場合は、

個々での設置に御協力をいただいております。設置していただいた際は、その後の管理については消防団で行っております。

また、必要な設置場所については、予算の範囲で設置をしています。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 設置の基準に伴ったところでの報告をされましたけれども、現状半径80メートルというこの基準ですが、これは消火栓ホースが1本当たり20メートル、これを3本常備しております。これにあと筒先から水が出る距離20メートルと換算して80メートルということになっているんですけれども、これはあくまでも半径、最短距離で80メートルといったところで、実際問題、真っすぐ伸ばせば80メートルいくんだけれども、実際の消火活動ではどういったところ、これよりも少なくとも、多分に短い範囲になるのではないかなという感じを受けております。

それで現実問題、このホース、私も消火栓を増設していけばいいという問題ではないとは認識しておりますが、場所によっては必要なところ、ホースを増設した対応はできないでしょうか。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） この問題につきましては、半径80メートル以内の中で賄えるところにつきましては現状でいいと思いますけれども、半径80メートル以上については、消火栓の一つ一つにより家屋の消火できる範囲というのは決まりますので、それにつきましては、各団のほうで年2度、消火栓の整備等もやっています。もし家屋が80メートル以上で消火できない部分があれば、そこについてはホースを追加することは可能だと思いますが、全部のところへ追加ということではなく、個々の消火栓での対応をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） ホースにつきましてはそういった対応のほう、また調べるところが出てくるかと思ひますけれども、必要に応じたホースでの対応をお願いしていきます。特に住宅街につきましては、本当に場所によっては必要かと思われるところありますので、そうい

ったところの対応をまたよろしくお願いします。

続きまして、設備の関係で次のところなのですが、一点訂正をさせていただきます。消火設備の推奨交換年数として屋外消火栓は18年と、私、詳細の中では書いてしまったんですが、これ最後まで調査を進める中で、こちら18年から40年ということで訂正をお願いいたします。

それでは、設備の管理についてお聞きします。

消火設備の推奨交換年数として屋外消火栓は18年から40年、平ホースは10年となっています。この年数を参考としたときに、現状は修繕が追いついていないと思われます。

町は、点検報告に基づいた修繕対応の評価と管理をどうされているのか、まずお聞きします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 今の御質問ですけれども、現在は予算の中で消防団の点検表を参考に優先順位をつけて修繕交換を行っております。ただし、放水量が少量などの消火栓については、最優先で修繕交換の対応をしています。

今後とも住民の安心・安全のために管理に努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 今報告ありましたが、私も今回一般質問を行うに当たりまして、消防水利管理台帳と位置図を基に年2回の消防団による点検、そして消防職員による点検も行われておりました。そして、その点検報告を基に危機管理対策室は、現場を実際に見て調査もされておりました。そして不具合の程度を把握し、修繕の順番づけをしているところまではしっかり確認することができました。このように全ての関係者によって点検についてはしっかり管理されているといったところは確認できました。

あとは年々進行する老朽化に歯止めをかけていくことが大事と考えますけれども、現状ではそういった点検の中で開閉弁の渋いものがある、を大体基準にして年数よりもそういった作業性の機能しないもの、渋いものから交換の対象としていくというのが現状のように受け止めました。

そういったところ、現在そういった点検の中で渋いものということで報告されているものってどのくらいあるんでしょうか、分かったら教えてください。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） この間、危機管理室のほうで消防団から出てきました修理箇所と
いうか渋いものについては確認しておりますけれども、細かい個数についてはちょっと私の
ほうで今資料は持っておりませんので、また必要であれば大厩議員のほうにお知らせさせて
いただきたいと思います。まずは消火栓の中でも締めがきついものについては、今回の令和
2年度の予算の中で修繕をしていくということで今計画をしておりますので、よろしく願
いしたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） では、報告されている件数、個数、また教えていただきたいと思います。
あと渋いものの対応のほうもやっていただくようお願いをいたします。

それでは、最後に、町長にお聞きをいたします。

現状は予算からいきますと1年当たり7基交換相当の予算になっています。消火栓は今言
ったように458基あるので、これを単純に7で割ると65年の交換周期という数字になってし
まいます。

この数字は推奨交換年数と比較してもあまりにもかけ離れている現状にありますけれども、
こういった現状をどう踏まえて、今後こういった取組をしていきたいと思われているかお聞
きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの大厩議員の御質問にお答えしますが、現状計画的に整備を
しているところであります。現場といたしましても、また担当といたしましても、今の現状
の整備状況で多少遅れはあると、遅いというペースはあるかもわかりませんが、私と
してはこれでいいんじゃないかというふうに考えております。

詳しいことは、担当のほうからちょっと詳しいこと御説明いたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 今の御質問ですけれども、その65年というのは458基を1年間に
7基交換しているのです、7で割った数であり、これについては消防団のほうで年2回、各消
防栓の保守管理を行っております。その中で、使えるものにつきましては、耐用年数があ

てもそれ以上でも使えるものは使っていくことを考えています。当然60年が過ぎたからとか、40年が過ぎたからすぐに交換ということにはならず、使えるものは使いながらどうしてもだめなものについて交換させていただき、理想としてはその耐用年数の中で交換できればいいんですが、あとは予算の関係の絡みもありますので、それとの関連で措置、交換をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 現状はそういうことであるということです。

要は予算の問題になってくるわけですが、これも本来でしたら古いものから換えるというものが消火栓に限らず、ものについてはこれが普通の流れだと思うんですが、現状を考えた上、実際に消防団そういった関係者の方が老朽化するものに対しての対応でできることをしっかりやっているという中で、大分苦労されているというのがすごく分かったものですから、本来の古いものから直すというところの意識は少なくとも持っていて、今後の環境の整備に努めていきたいと思ひます。

あと、とにかくまずその初期消火として消火栓操作する人は、まずは近隣住民の方々になると思われまふ。その中で一秒でも早く消火しなければならない状況でスムーズに、そして安全に操作できる環境を整えていただくことをお願ひして、一般質問終わりにいたします。

議長（倉科栄司君） 以上で大厩議員の一般質問は終了いたしました。

一般質問の途中であります、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時13分

再開 午後 1時00分

議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ再開いたします。

なお、午前中の大厩議員の質問に対して、答弁として塩川総務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 午前中の大厩議員の中で、消火器の修理の件数というか、あった

わけなんですけれども、その件数につきましては22基ですので、お願いしたいと思います。

以上です。

横 澤 は ま 君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

3番に、4番の横澤はま議員。

横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 4番の横澤はまでございます。今日は「食からつなぐ未来～健康長寿延伸のまちづくり」ということで、ひとつお話ししたいと思います。

まず、世界中で新型コロナウイルス感染症が広まり、この影響が少子化に拍車がかかり、国の食料状況はどうでしょうか。食は幾つもの環になって生産から消費までの流れの中で食生活が成り立っており、これからの食料生産、食品流通機構、また食生活等にままならない状況が発生してくるのではと危惧するところであります。

食生活に大きく影響を受けたことに外出自粛で飲食店の営業は大変厳しい状況であります。家での食事化が進み、宅配の料理を求める消費者が多くなるなど、食生活の営みも変わってきております。このような危機を乗り越えるためにも一人一人が健康でいることであります。人は健康で生きることが最大の幸福であり、その大切な健康三原則の最も大切な食が命を生み、そして育む土台、いわゆる栄養、食事しかありません。

コロナ禍で命と直結した食の様々な問題や課題が日々生じてきておりますが、この危機を乗り越えるために最後のとりでとして免疫力を高めることであります。栄養バランスの食事、十分な休養、運動が重要で、この免疫力が高いほど軽症で済むと専門家が指摘しております。

そこで、改めて食生活を見直し、安心・安全で健やかに暮らせる協働のまちづくりとして、食からつなぐ健康寿命を伸ばす地域に根差した取組について質問いたします。

まず、1点であります。持続可能SDGsの理念を踏まえた池田町の食の未来についてお尋ねいたします。

池田町第6次総合計画2年目を迎え、SDGsの観点を入れた経済、社会及び環境の統合的向上を目指すとしております。中でも福祉と人権に関わる施策の保健予防、医療の充実で

は、2030年には目標設定しているSDGsの17の目標のうち4つ、1つは貧困、もう1つ保健、そしてもう1つ教育、17としては実施手段・パートナーシップであります。健康長寿な町を目指し、健康づくりの基本となる食を大事とした基本方針が示されておりますが、この取組は「飢餓をなくす」ということを含め17、全て目標が食に関わるものだと理解いたします。

食の未来に持続可能な開発目標の設定を踏まえた地方創生の推進を住民にどのような取組で浸透させていくか、17の目標を設定しているSDGsを起点とした食の未来について町の考えをお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

〔健康福祉課長 宮本瑞枝君 登壇〕

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、議員の質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、第6次総合計画の保健予防・医療の充実では、基本方針は2つあり、1つ目は、健康長寿の町を目指し、幼少期から健全な生活習慣が身につくよう医療・福祉・教育機関など様々な機関と連携して予防活動の取組、2つ目は、健康づくりの基本となる食を大切に、心身ともに健やかな毎日が送れるよう、地域を挙げて食育を進めるとなっています。

持続可能SDGsの理念、食の未来を住民に浸透していくためには、まず今ある計画を誠実に実践していくことが重要だと思います。今年度立ち上げ予定の健康長寿推進協議会で食育推進計画、健康増進計画等に基づき、行政、関係団体、町民、それぞれが協働で実施していることについて、PDCAサイクルで評価、見直し、検討をしていきたいと考えております。そうすることで一歩ずつ持続可能な理念が住民に浸透し、達成できると思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） この食の捉え方というのは、非常に領域が広いかと思います。ただいまのお話でごもってもありますけれども、今この食にまつわるコロナウイルスの関係でますます食の重要さをそれぞれが感じられたかということに思います。

資料といたしまして、食のSDGsの取組のどういう関連があるのかということ添えさせていただきます。これを見ますとやはり貧困の問題、そして飢餓をゼロにするというのが、このSDGsのやはり一番の問題だというふうに考えております。そういったこと、そ

してあとエネルギーの問題、そして働きがいも、経済も、成長もこれはやはり食に関係いたします。そして、また産業の問題、いろいろのこの17、16、全て食に関わりがありますので、第6次を私も検証させていただきました。

やはりこういった面もこれからは考えていかなきゃいけないのかなということで、食を通してこれからの子供たちにつなげていくためにも、全体のこのSDGsを総合的に捉えた食のということをもう一度再検証していただいて、そして町民に分かりやすい具体的な施策を投じていただきたいと思います。その点についていかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、議員の質問にお答えしたいと思います。

新型コロナのコロナ禍ということで、食育に関しまして血管の内側の壁のところを健康な状態にするということ、重症化しないということが分かってきております。ですので、本当にバランス良い食事をするということは、今やっている活動はそのままコロナ禍に対して通じていくものだと思っておりますので、新型コロナ感染症による重症化を予防するためにもバランス良い食事ということで、現在健診機関等でも周知をしているところでございます。

また、こちらの、いただきました資料の4ページにあります「食とSDGsの取組」の食との関係というところにつきましても、「貧困をなくそう」というところでは、現在相談を受けましたら社会福祉協議会のほうでの食料等調達、そして就労への支援、それから生活保護につなげる等実施をしていたり、また「ジェンダー平等を実現しよう」というところでは、料理教室などは性差関係なく実施するなど、現在一歩ずつこちらの理念等も含めたところでやっているところでございます。また、こういうことを頭に置きながら今後も継続していきたく思います。

現在ありますこちらの池田町の食育推進計画の中にも食を通じた健康づくり、食を通じた豊かな心、豊かな人づくり、そして食の循環と環境づくりということでとても大切なことを載っておりますので、こちらをとにかく推進するということを実践に実施していきたく思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 町民の皆さんが、このSDGsをどう解釈しているかってほとんど具体的には御存じないんじゃないかなとそんなふうに思います。今、食を通じて枝が非常に多

いのであります。例えばやはり農業の担当者がいない、そしてそれをどうするのかというようなそういう問題、それから貧困の問題でも、今、日本では約2,000万人の人たちの貧困ライン以下になっているという発表も聞いております。そういうやはり持続可能な社会に向けて、この飢餓をゼロにすることはまさに大事なことだと思います。

ですので、このSDGsに関しての食については、今、課長のほうから御説明いただきましたが、幅広く町民の皆さんにも徹底していただけるような具体的な方針とございますか、そういうものを改めて、また広報なり、あるいはホームページなりの掲載というのが必要じゃないかなと思いますが、その点はいかがでしょう。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、議員の質問にお答えします。

SDGsに関連した食育というところにつきまして、また今後、協議会等で御意見をちょうだいしながらどのような対応していくかという、浸透させていくのかというところについては、また協議していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） これからのことでありますけれども、ぜひよろしく願いしたいと思っております。

次にまいりたいと思っております。

健康長寿を伸ばすために、地域を挙げての食生活改善を。

4月に「人生100年健診・減塩から健康生き生き長寿宣言」を行いました。住民の塩分摂取量が目標より2グラム高いという実態が明らかにされ、このことが食生活改善を促すものとなり、生活習慣病の予防を中心とした減塩・健診が健康寿命延伸につながる取組として非常に意味深いものと思っております。

健康長寿な町を目指す施策として地域全体で減塩環境を整えるということですが、家庭で簡単に減塩でおいしい調理方法や、自然のだしを生かしたおいしいバランスの良い食事の取り合わせなどもっと情報発信してほしいという声をお聞きします。

現況として食に対する栄養改善の切り口がよく見えてきません。地域を挙げての食を進めていく上で、減塩運動を通し家庭、地域の食生活改善の具体策を示していただきたいと思っております。

町の考えをお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 議員の御質問にお答えします。

地域を挙げての減塩活動を進めることにつきまして、町としても課題に感じております。今年度健康長寿推進協議会を立ち上げ、現代に合った情報発信を含めた具体的対応について協議会の皆様方と検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） これから健康長寿審議会等も設立されるというお話であります。さらにその中でもんでいただくということではありますが、非常に減塩というのはなかなかやかましいという言い方はないですけれども、大変な、もう何十年も減塩運動、この長野県でも非常に力を入れてきたお話であります。ようやく池田町が1人当たり2グラム、あるいはもっと摂取している方もいらっしゃるという聞いております。

そこで、やはりこれ予防といいますが、予防医学になりますけれども、循環器病の発生予防がこの食の減塩に非常に関わる問題であります。特に町のほうでも言われておりますが、急性の心筋梗塞、あるいは脳卒中、動脈乖離、そして急性心不全など様々なそういった要因をつくるもとであります。

ぜひこの減塩を、町を含めて皆さんと自分のものにしていくためにどうしたらいいのかということの中で、ぜひこういった具体的な施策といいますが、そんなことをぜひ町としても考えていただきたいんですが、お金のかからない、財政の必要のないことではありますが、やはりこの発信力、そして地域を巻き込むということが大事であると思っておりますが、その辺をもう一度どうされるかということをお話をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 横澤議員のおっしゃるとおりだと思います。とても重要だというふうに捉えておりますので、行政だけではなく関係団体の皆様、そしてこの協議会の皆様の方々からお知恵をいただき、その中でトータル的にどのような施策していくかということで浸透できるように、そして実際に2グラムマイナスになるような形にもっていきたく思っておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ちょっと余分なお話になりますけれども、私の耳にするのはだしの取

り方ですか、町のほうでは減塩のしょうゆとかそういうことでお店のほうに指定で紹介されていたいて、一つの方策かと思います。実際に家庭の中でどういうふうに減塩をしたらいののかなというところで、通常おしょうゆをじゃぶじゃぶかけたり、それからおみそ汁をしっかりとしょっぱいものをとかね、そういうような今までのところからなかなか脱皮できないような状況があります。

ぜひこの中で、具体的に調理を、こんな方法で調理をしたらどうなんだろうというようなことを、ぜひできれば自治会のほうへも流していただいて、そしてあるいはそういったレシピを発信できるようなそんなことができれば、だしの取り方とか、そういうようなことができるかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 横澤議員のおっしゃることについては、可能な範囲だとは考えております。今の御意見についてもこの協議会の中で、横澤議員からこういう提案があったけれどもということで、ぜひ皆さんで協議をして、実践していくかどうかについても検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ぜひ町と、そして地域の人と、これは健康づくりでありますので、本当に一体になってこれからみんなで健康の長寿で長生き、それに目指していければというふうに思います。よろしく願いします。

次にまいりたいと思います。

食育推進計画実施の評価・課題、食育条例についてであります。

町は長寿宣言をされ、町長の公約の一つに「健康長寿、福祉のまちづくりを進める」とした食育推進、減塩運動、食を通して健康づくりを進めていくと述べておられます。食育は重要とした町の考えは、食育の未来、健康長寿延伸に心強く感じます。少子高齢化が加速する中、「食は命なり」といわれ、食生活は人が生きていく上で最も基礎的な営みで、栄養のバランスのとれた食事を取ることで、私たちの願いである健康長寿を実現することにつながるものであります。

全町を挙げての食育推進は池田町食育条例があってこそと捉え、議会は研修、議論をしてきました。ようやくその方向性が示される時期になりつつあります。

かつて一般質問の中で、議会が目指す池田町食育条例制定について問うた町長の考えは、

「課題とする」との答弁でありました。

健康長寿宣言された中で、池田町の食育条例は不可欠と考えます。改めて食育条例制定につき、町長の考えをお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいま横澤はま議員の御質問にお答えいたします。

健康長寿を実現するためには、議員のおっしゃるように食は大切だと感じております。また、食以外にも運動、休養、生活環境も重要だと感じているところであります。今後、健康長寿推進協議会の中で、死亡原因疾患、介護原因疾患、医療受診の状況、子供・成人の健診結果、生活習慣問診等の実態から分析し、健康長寿のためにどのような取組が効果的か検討し、そしてその中の食の課題、運動の課題など細かく協議していくことが必要だと感じております。

町としては、条例が制定される前から食育推進計画により行動計画を実践しており、実務として既に食育事業が動き始めております。条例化は議員の発言にもあるように、もっぱら議会サイドで研修視察等を行っていただいておりますので、特別委員会に関係職員を出席するなどして、今後の動向を注視してまいりたいと感じています。

以上です。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） この問題につきましては、議会からの条例というような提案でございますが、各課の課長さんを初め論議してきたことであります。

私どもは、食からということを考えておりますと行き着くところが同じでありますけれども、食育条例が食育推進計画にのっとり、私たちはそれをどう具体的に責務と、それから任務、これにどう町民の皆さんに広げていくのかという、こういうところでありますので、今度食育推進計画が来年、再来年から第2次になりますでしょうか、そういうこともございますので、ぜひここは食育条例を制定し、そして健康長寿、食育、そういうことの中で、やはり条例があつてのことだというふうに私どもは考えておりますので、その辺のぜひ町長の再度しっかりとしたお答えをいただきたいと、もう一度お願いしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 食育条例の策定、制定につきましては、決してこれを否定するものではありませんし、やぶさかではないと思っております。ただ、この条例、今議員の皆さんが

検討されておりますけれども、やはりここには条例制定する以上、町としての条例でありますので、行政としての思い、また町民の皆さんの思いも含めて、全て網羅した中でのふさわしい条例というところに持ち込んでいければなと考えているところであります。

本来、計画というのは条例があって、その下に計画があるということでありますので、条例を定め、その下に細かな具体的な計画を制定していくということが流れじゃないかと思っております。皆さん一生懸命御協議されておりますので、行政の職員と力を合わせて、より良い池田町らしい条例ができればなと願っているところであります。よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ただいまの町長のお考えをしっかりと受け止めさせていただきました。ぜひこれは議員がとか、そういう問題ではございませんので、本当に行政、そして議員、あるいは町民です。町民の皆さんが本当に健康な食をつくっていくんだと、それが長寿という、そういう池田町と。これは本当にこれからいろいろの角度で意見を出し合い、そして地域の方には生産の方、農業の方、そしてあるいは食品関連者の方、様々な、子供ももちろんそうです。ライフステージに応じた食、それは一体どういうところから責務を感じ、そして認識をして作り上げていくか、そういう条例を、いい条例ができるように私どもも頑張りたいと思っておりますけれども、ただいまの町長のお話であります。ぜひ一丸となって健康長寿機運高めたいけるようなそんなふうに思います。よろしく願いいたします。

次にまいりたいと思います。

池田町食育推進計画、29年度「食育基本法」に基づき、来年度で5年間の推進が終わります。既に終わっている年度ごとのテーマに沿った施策はどのような評価をされ、また課題は何かお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの横澤議員の御質問にお答えします。

評価につきましては、子ども子育て会議の中で令和3年度アンケートにより評価するということになってございます。また、課題につきましては、このアンケート結果や生活習慣の問診、池田町の死亡、介護、医療、子供・成人の健診結果の実態から課題を健康長寿推進協議会の中で検討していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔 4 番 横澤はま君 登壇 〕

4 番（横澤はま君） これは本当に初めての今年 3 年、4 年目になりますでしょうかね、ということでもあります。できれば町民の皆さんは、今年は食文化になるわけですね。今まではバランスの良い朝御飯を食べようというような、そういう年度ごとの、たしか、だと思いません。

町民の皆さんにとっては 1 年で忘れてしまうんですね。できれば 1 年ごとの反省と、そして課題というのが必要かなと思いますけれども、これは今の課長のほうからの答弁でありますので、そこで評価をいただき、そして課題を見つけるということではありますが、今後はまたもう少し年度ごとの評価というのが必要ではないかなとそんなふうと思いますが、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの横澤議員の質問にお答えします。

毎年進捗状況、何を実践してきたかということで、行政側だけではなく関係団体からの報告があります。その中で意見を交わし合いまして、翌年度に実施しております。ただ、しっかりとした評価というところではアンケートにある評価ということで、毎年度進捗管理はしているということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔 4 番 横澤はま君 登壇 〕

4 番（横澤はま君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にまいりたいと思ひます。

健康寿命の延伸を伸ばす食育の立場から栄養に関わる改善は、生活習慣病の若年化、いわゆるバランスの栄養、肥満等による栄養改善と、もう一つは食環境悪化への改善、これは調理、あるいは共食、そして地域食材の拡大が考えられます。町民の食への理解や関心度をより高め、浸透させ、調理や栄養改善に関わる講習会等様々な情報提供を地域にぜひ下ろしていただきたいと思ひます。

このことは自治会の活性化につながるものと思ひますが、町の考えをお聞ひいたします。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 現在、調理や栄養改善に関わる講習会は食を楽しむ会によるバランス食、郷土食講習会、農村生活マイスターによるこどもキッチンクラブ年 8 回、行事食などの講習、パンづくりクラブ等で 8 回、生涯学習課による野菜の収穫、料理体験、キャ

ンブで料理、保健センターによる離乳食教室、バランス食教室などがあります。

議員のおっしゃる自治会単位での講習会につきましては、保健補導員の企画による食の教室があります。食を楽しむ会、地区担当の保健師、栄養士とともに対応をしています。毎年開催している地区もありますが、多くの地区で開催していただけますよう、保健補導員、分館長の皆さん方に重要性を伝えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 私も昨年ちょっと自治会に関係いたしまして、なるほどなこの地域の食って、なかなか今言われましたふれあいセンターですね、皆さん一生懸命やっていたらしゃるんですが、どうしても数人の高齢者になってしまって、その辺がやはり若い人が加わるということはなかなかないわけでありまして、この辺は保健補導員さんに、今言われましたけれども本当に地域にどういうふうに、例えば調理でも、そして行事食でもこういったことをぜひ地域に伝えていく格好のいい場所でありながらも、なかなか連携が取れていないのが実情かなというふうに思っております。

その辺をぜひ引き続きですね、なお保健補導員さんやそれぞれの自治会への発信というようなことで、もし行けなければ先ほどの何か回覧板でもこういうことをやってみましょうよとか、こういうことを健康づくりにというような、そういう調理講習とか、実習ができればいいのかなというところで、もう一度担当のほうから、どんなように具体的に発信されていけるのか、お聞きしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 実際のPRの仕方としましては、現在保健補導員の中でもメニューとして調理実習であるとかバランス食であるとか、そういうものについては載っております。ただ、それを選択するか選択しないかというところが、ひとつ課題だと思っておりますので、より選択していただけるようなアプローチというものが追加としてやっていくのではないかと思います。

また、分館長さんにおきましては、生涯学習課のほうと連携しまして、分館長会議等の中でこのようなことができるという形で、保健補導員さんと組みませんかみたいな形での周知というものについて、再度徹底をしていけるといいかと思っております。

また、地区によっては保健補導員、それから自治会、そして婦人部等と連携しながらやっている地域もたくさん出てきておりますので、こういう活動もありますよみたいな紹介など

もしながらできればと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 横澤はま議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） うちあたりは世帯が非常に多いものですから、なかなかそういうところが浸透しないものですから、ぜひそういった例を紹介していただいて、どこの自治会も元氣よく食に関して関心を持つということ大事だと思いますので、その辺もまた重ねてよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども和食文化継承に、これは仮称ではありますが、「ふる里の味（郷土食・行事食）」冊子の作成をということであります。

昨年度、県教委の委員会では、児童・生徒の5年生と中学2年生の対象が一斉の食生活に関する実態調査が行われました。その中の食に関する意識調査では「長野県や住んでいる地域の郷土食を知っていますか」の問いに対して、「知っている」小学5年生は53.9%、中学2年生は70.8%という結果が出ております。

池田町でも会染・池田・高瀬中学、それぞれ調査をいたしました。その結果をいただいておりますけれども、多少誤差はありますけれども県並みかなというところ。ただ、池田と会染の地域差が感じられるなというところで、池田町のほうが少し関心が低いのかななんて、そんなような思いがあります。

それで、食料生産、流通、加工技術の進展、生活意識や食生活の便利さや嗜好等の影響により洋食化傾向が進んできていると思われます。また、子供や若い世代の和食文化いわゆる郷土食、行事食への意識が薄れてきていると感じます。

池田町の食育推進計画の中でも今年のテーマ「池田町の食文化を知ろう」を定め、情報を発信しております。地域の産物や郷土食は、先人が四季の自然の恵みを大切に元氣で生き抜くための知識を絞り、工夫を重ね、生み出されたものであります。行事食もまた家族の幸福や健康への願ひ、自然の恵みへの感謝等の思いが込められています。しかし、このような意味を理解している人は少ないのではないのでしょうか。和食文化は健康長寿な食生活への近道といっても間違いはないと思います。

そこで、郷土愛を育み、地域活性化にもつながる一つの手だてとして、仮称ではありますが「池田町ふるさとの味 郷土食・行事食」、由来も入りますけれども、この冊子作成を提案しますが、町の考えをお聞ひいたします。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 現在ある、こちらです。「食から始まるまちづくり」、食育レシピ集には、郷土食が4品、行事食2品、池田町の特産品を使った料理が4品、朝食簡単レシピ5品、給食レシピ10品、バランス食11品が入っております。

今年度の重点テーマは池田の食文化を知ろうとなっております。現段階では、横澤はま議員も入っていただきました子ども・子育て会議で作成しましたこのレシピ集の郷土食、行事食、特産品を使った料理など周知に力を入れていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） これはとても大事な一つの食のものだというふうに、私は長い経験と申しますか、自分で感じた中であります。

やはりこの行事食、郷土食というのは日本型食生活になるわけですが、和食が既にユネスコで無形文化財になりました。登録されて、もう既に何年でしょうか、7年以上になります。その中で、一番基本は和食文化だと。外国のアメリカの方が日本の食事を見て、いやこれはすごいなということで、それが認められて日本型食生活になりました。今、逆に日本の食生活は洋風化傾向になっております。それがいわゆる生活習慣病の大きなキーポイントにもなります。

そういう中で、血管がこういう形になっておるといことは、子供たちが本当にこの地域の文化、食文化、行事食、郷土食が浸透していないというふうに私自身は感じております。これはいわゆる和食の、本当の昔からのやはり健康食という言い方はないんですが、それに近いものであると。そこには願いがあります。私たちの、人間の幸せ、そして食からつながっていく健康、これがまさに和食の中に入っているということ、私は経験の中で感じております。

ですので、ぜひこれをすぐとは申し上げませんが、経済的ないろいろな問題もありますけれども、ぜひ池田町の行事、いわれ、そういうものが1年間ずっとたくさんあります。それを整理をして、地域に伝えていくということが必要ではないかということで、池田町の食文化、行事食、郷土食、これをぜひ考えていただきたいなど。

今回の健康答申の中でもひとつ入れていただくということですが、そんなことでもう一度確認をとらせていただきますが、よろしく申し上げます。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 今の今年度におきましては、こちらに載っております行事食であるとか、郷土食らを大切にしっかりと周知するというのが今年度のテーマですので、まずはこちらのものをやらせていただきます。

ただ、今後につきまして、今議員おっしゃるところについても協議会の中で検討しながら、また考えていかねばと思っておりますので、今年度につきましては、こちらのほうの周知ということに焦点を当てさせていただければと思いますので、お願いいたします。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） これからのことでありますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。

議長（倉科栄司君） 以上で横澤はま議員の一般質問は終了いたしました。

那 須 博 天 君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

4番に、11番の那須博天議員。

那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

11番（那須博天君） 11番の那須博天でございます。

9月定例会の一般質問をさせていただきます。今回私は2点についてお伺いをいたします。まず初めに、町長の農業政策の取組についてお伺いをいたします。

これは、本当は6月のとき質問すればよかったんですけども、コロナの関係もございまして、6月は質問を取りやめてしまったものですから、今月になりましたので、その辺も御理解をいただいております。お願いをしたいと思います。

まず1点目、農業生産者の高齢化が進み、後継者もいないところが非常に多くなりつつあります。人口増対策で若人の移住等には力を入れている。農業生産者への対応は逆に弱いと思います。町として補助制度等の強化を行い、農業生産者の確保を行う考えはないでしょうか。

か、まずその点についてお伺いをいたします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、ただいま那須議員の質問にお答えをしたいと思います。

就業者確保のための補助金制度の強化はとの御質問でありますけれども、池田町に限らず全国的に農業者の高齢化や後継者不足は大きな課題となっております。農業生産者の確保として新規就農者に持続した経営をしていただくため、北アルプス農業農村支援センター、JA、農業委員等で構成するサポートチームにより、経営、技術、農地、営農資金等の様々なサポートを行っております。補助制度としましては、生活を支えるため最長5年間の国の補助金があり、町単独での新たな補助は考えてはおりません。現在行っている取組を充実して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

11番（那須博天君） 以前にもこの問題、一度取り上げたことがございます。やはり農業は食の、先ほどもあります食の重要な部分でございます。そういう中で、池田町の農業はどちらかというと衰退傾向にあるのではないかな、ちらっと自分の中では思っております。

一つの例に捉えますと例えばアスパラ、これ数年前から池田町もかなりの勢いで取り組みました。現状余り進んでいないのではないかな。後でこの辺の状況をお聞きをしますけれども、そういう中で、やはり池田町の農業に対する捉まえ方、これは大変失礼な言い方でお許しをいただきたいというか、町長は、どちらかというと農業に余り強い分野ではないと理解しております。逆に私は、教育問題非常に弱いです。頭も余りよくございません。そのような形の中で、それぞれが得意分野というのもあるんですが、やはり農業に対して自分の中でどうしようかというのがちょっと、私の周りの中でも見えてこないんですよ。

町長、本当に農業、真剣に取り組むのかな、どうなんだろうという、そういう意見がございます。その辺について町長のお考えをお聞きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほどお答えしました人材不足、農業離れ等の問題ありますが、これにつきましてどう対処するかということでありましてけれども、私、農業の魅力づくりにやはり視点を置いて、魅力ある農業の地域をつくっていくということが大事なかと考えておりま

す。

じゃあどんな形で魅力をつくるかということですが、今、会染西部の圃場の整備を行っておりますが、ここでは高収益作物への転換ということが一つのテーマになっております。なかなかお米では、現状生産者にとりまして非常に生活していくのに厳しい状況かなと思います。その中で高収益作物。皆さんも取り組んでおりますアスパラ等も高収益作物の部類に入るかと思いますが、なかなかこれお米のように簡単にはできないという非常に大きな壁があるのかなと感じております。

しかし、これは追求していかなくちゃなりません、私といたしましてはこの西部圃場の整備を機会といたしまして、高収益作物への転換と。既に上がっておりますけれども、ワイン用ブドウの栽培ということが一部で行われております。加工用トマトとか等々、これから皆さんと知恵を出し合って高収益作物への転換を図っていきたい。これが一つの方針であります。

それともう一つ、新規就農者にとって非常に魅力を感じるのはオーガニックの食材、農産物ということになります。私、今いろいろ調査をして、先日も議会では御報告しておりませんが、石川県の羽咋市というところに視察に行つてまいりました。ここはオーガニックを押し進めていきまして、そのために新規就農者が非常に多く入ってきていると。大げさではありますけれども、本当にやる気があるのかどうかをチェックするということまで来ているようであります。

そういう点では新規就農者にとりまして、このオーガニック農業というのは非常に魅力がある農業であると私は感じております。何とかこの辺をもう少し研究しながら確立をして、町としてオーガニック農業を進めていくという、その強い方針が出せればなということ考えているところであります。

お米に関していいますと、今この近隣でもオーガニックで栽培しているところがありますし、また無施肥、無農薬ということで取り組んでいる農家さんがあります。そこにも視察に行つてまいりましたけれども、これを何とか給食に使ってほしいという願いを直接伺いました。今、給食の議会が近づいておりますので、ここではぜひ理事者会に提案をさせていただきたいというふうに考えております。実際にどのように具体化するか、それから先だと思っておりますが、お米についてもどうしてもやはり減農薬、オーガニック、この栽培を取り入れていきたいというふうに考えております。

そういうことでこの2点と、またこれはこれからというか、今全国的にも広がっておりま

すIoTを活用しましたスマート農業、この導入につままして、これから起こってくると思
いますが、もう既に若い皆さん方ではこの辺も視野に入れて導入を図っているところもある
ようであります。

そういうことを通ままして、農業生産に対する魅力をつくっていくということが今基本方
針で、私としてはこれから方針を定めて進めていきたいというふうを考えておるところであ
ります。

以上、答弁といたします。

議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

11番（那須博天君） 一つ、ちょっと確認でお願いをしますが、現状池田町、他町村から
入ってきたときの農業の農地の確保、これはどんなような形でされていますか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ちょっと詳しいことを担当のほうから答弁させていただきます。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 池田町のほうで新たに農業をしたいと希望する者は、まず営
農支援センターが窓口になりまして、そこで相談を受けます。ブドウですとか、例えばたま
たま今回会染西部圃場で用地が確保できればそのところをあっせんする。また、農地最適
化推進会議等でもどこに農地が、余っている農地があるかというのが把握されていますので、
そこで対応できる場所は対応しておりますけれども、就農希望者の意に添えない場合はち
よっとできない場合もあるということでございます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

11番（那須博天君） 今の中で、見えられたときにそれに合ったものをと、確かに支援セ
ンターを動いています。そういう中で、これ今、荒廃農地は大分、多分農業委員会の皆様の
御尽力で減ってきているとは思いますが、やはり先ほどから言うように高齢化を含め
た中で、農地は順に順に荒廃傾向に逆に進む傾向もあると思います。今回の圃場整備で8割
かな集約が基本になりますので、かなり営農組合と認定農業者に集約が持っていくので、
その辺は多少違うのかなと思います。

やはり工業団地もそうですけれども、ここをそういう人たちが来たときには池田町として

提供するよという、そういう区分けももうそろそろ入っていかないと、来てからすぐではどうも。今回も議員の質問でもちょっとありますけれども、見に来てちょっとどうかなということもあったということも聞いております。意に沿わなかったというのかな、自分じゃちょっとできないかなということも発生したということもございまして、そういうのも含めた中で、本当に池田町へ農業者を呼び込もうとしたらそういう調査とか形をして、こういう例えばブドウを要請したらブドウはこの地区で何とか提供しようよとか、そういう取組をもう今からしないと、どうしても後手後手に回るのはないかなと気がしますが、この辺どうでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 今的那須議員おっしゃるような対応は、まさしく農業委員ですとか、農地最適化推進委員、またJA等、農業の関係者でなる会議がありますので、そのような農地の対応ができるかどうかということ、またその会議でも考えていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

11番（那須博天君） きつい言い方をすれば、「検討します」という多分答えだと思えますので、こういうところの検討は多分「できません」という答えだと思えます。ですので、ぜひ状況をよく見ながらどうするのが行政かというのを農業にも当てはめてほしいと思えます。次、いきます。

待望のワイナリーが地元生産者の努力によって6月オープンいたしました。会染西部地区圃場でも先ほどありましたけれども、ブドウの生産予定者が3名かな、3名だか4名ほど出まして、五、六町歩のブドウをこの西部圃場のところで生産する予定の人もでございます。

そういう中で、2組ございました。1組のほうは、行く行くはワイナリーの生産もしたいよという話をちょっと聞いております。これは定かではないですけれども。もしそうしたときに池田町で、一時期ワイナリー構想で特区的なワイナリーならば二、三か所できてもいいじゃないかなという話もちょっと記憶の中でございます。そういう意味合いの中で、この新しいもう一つについての発生するワイナリーへの取組、これは町はどんな考えでございましょうか。

議長（倉科栄司君） 麴町長。

町長（麿 聖章君） それでは、ただいまのワイナリーへの支援についての御質問でありますけれども、ワイナリーは御存じのように設備投資が小規模で、新規雇用も少ないことが考えられますので、町としましては、工場誘致に関する条例等を改正しまして助成金を交付する指定基準を緩和いたしました。そんなところで、助成金の支援をしていきたいというふうを考えております。

また、ワイナリーが完成したことはゴールではなくて、これからワインを醸造し、販売していかなければなりません。ブドウの栽培から醸造まで全工程が池田町で行われるワインということで、町の特産品としてPRしていくほか、新たな観光資源としてもPRしてまいります。

また、将来自分のワイナリーの夢を持って、池田町でブドウ栽培を始めた新規就農者の方々とも連携を密にし、個々の要望等を聞いた中で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

11番（那須博天君） このところ報道という形なのかな、それで水耕栽培が結構いろいろなところで取り組み出しているという情報もございます。これ水耕栽培は生産するにも作業性も非常によく、無農薬に近いそういう展開もできます、水耕栽培は。ただ、お金が相当かかりますけれども、これへの取組は池田町としてどう考えているんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 実際に調べたことはありませんが、水耕栽培に関わる設備投資はちょっとワイナリー等とは比較にならないというふうに聞いております。全く工場体制でありますので、現在町としてどの程度、もしそういう希望が出た場合のどの程度支援できるかは分かりませんが、現在のところ希望する方はいらっしゃらないというふうに感じております。

一つの将来的な取組の課題ではありますが、なかなか農作物の中で水耕栽培の位置づけというのが、果たして農作物と言えるんだろうかという見解を持っている方もいらっしゃるんで、なかなか難しいかなと思います。これから研究も進めてまいりたい、こんなふうに考えております。よろしくお願いします。

議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

11番（那須博天君） ちょっと水耕栽培そのものを、町長、違う方向でお考えじゃないか

と。これはなぜかという、私はもう40年も前ですけども、本当は自分が東京にいて、こっちへ農業やるために戻ったときに水耕栽培をやりたくて、埼玉でその頃やっていました。約1,000万円かかりました。その当時の1,000万円だと今の大体1億五、六千万円になるのかなという感じです。それでもやりたいなと思いました。私みたいなちっちゃな農業ではできませんでした。

今の水耕栽培、それと比較しまして非常に簡単といったら語弊がありますけれども、いろいろのやり方で、要するに水と肥料とそういうポンプ、そんなにべらぼうにお金をかけなくてもハウスだけきちっと造ればそれは可能なはずですよ。やりようによりますけれども。今、いろいろ工場ですっきりハウスを造って、そこで生産して出荷するという工場的な、企業的なものの水耕栽培になりますとまた別ですけども、そうじゃなくてこじんまりとした個々の例えば営農組合とかそういう個人的なものの水耕栽培、そんなにお金をかけてどうのこうのはないと思っています、私は。そこまでまだしっかり勉強もしていませんので分かりませんけれども、そういう意味合いでこういうものの取組もぜひ町も考えてほしいと思います。これ取りあえず今日、要望としておきます。

次、いきます。

今回の圃場整備地区に非農用地がございます。町が確保して、農地を町のどこから買い上げて、非農用地として町がそれを今回の圃場整備代に充てるという、たしか動きだったと、違っていたらごめんなさい、そういう動きだと思います。その非農用地の活用についてお伺いをいたします。

以前お伺いしましたら、これ換地が終わらないとできないどうのというお答えが一度あったと思います。しかし、換地じゃなくて、この非農用地の扱いは、今の池田町の財政の逼迫した中で相当かかると思います。恐らく概算で1億数千万円いくんじゃないですが、整備から土地代入れたら。そうしたときにいきなりどうの、これをこういうものにしたいと、これだけかかるという提示をされても、恐らく議会では認められないじゃないかと。それが認められないと今の圃場整備はぱーになります。これは以前にも申し上げております。

その辺で現状この非農用地をどんな取組をして、幾らぐらいを目鼻にしているのかお伺いをいたします。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 会染西部圃場の一角に予定されております非農用地についての用途の御質問でありますけれども、現在計画といたしましては、防災機能を併せ持つ多目的広場と

して位置づけされております。ただ、具体的にどのようにしていくかというのは、まだこれからの検討ということになりますので、確定ではありませんので、費用等の算出もまだしてありません。

皆さんの御意見いただきながらどんなような施設が必要なのか、それを検討しながら、ほかにある町の既存施設の利用状況等も勘案しながら、この広場の有効活用ということで考えてまいりたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

11番（那須博天君） いつ頃をめどに進めをしようとされていますか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今県営事業で進められておりますけれども、完成時期が4年後ということになっておりますので、それまでには土地の買収し、そして計画をしっかりと立てるといふことであるので、二、三年後にはしっかりとしたものを出さなきゃならないということになってきております。そんなことで御理解いただければと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

11番（那須博天君） これは先ほども申し上げましたけれども、本当にきちっと早めに出さないと議会でもお金がオーケーが出ないと万が一ということがあり、99%以上そういうことはあり得ないとは思いますが、その可能性はゼロじゃないということだけはどうか理解していただいて、私も実行委員という、そういう立場にいるものですから、ちょっと心配な部分がございますので、ぜひお願いをしておきます。

先ほども言いました多目的広場、これも大事です。これから後で薄井議員も出てきますけれども、防災とかそういう面からも非常に大切な部分ですけれども、しかし池田町お金がございません、はっきり言って。そういう中で、こういうものにどのくらいかけられるのかというのを早め早めで検討していかないと、いざその場になってこれだけかかりますでというわけにはいかないと思っておりますので、ぜひ、もうこれは私は四、五年前から、前課長のときにも話をしていたんですが、なかなか取り組んでもらえていませんのでお願いをしておきます。

次の問題に入ります。

小学校2校の統合についてお伺いをいたします。

児童数の減少により、町に小学校2校は厳しい状況にあるのではないかと思います。今から1校への統合を含めた検討が必要と思いますが、町のお考えをまずお聞きをいたします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 小学校2校の統合についての御質問でありますけれども、児童数の減少を想定しまして池田・会染両小学校統合の検討が必要ではないかとの御質問でございます。

現在、両小学校の児童数合計は408名、会染小学校226名、池田小学校182名であります。池田小学校の全学年と会染小学校の2年生以下以外は各学年1クラスであり、一般的な小学校と比べ学校として小規模であることは事実であります。

しかし、一方で、1クラス平均30名を超える現状は1クラスの人数としては決して少なくはなく、国が推奨する「個別最適」な学びの環境づくりの観点からは、むしろ多いと学校現場から指摘されております。

現在も進行中のコロナ禍におきましては、密を避けることが最も重要であります。国でも方向性が示されているとおり、今後の新しい生活様式では空間的に余裕をもった学習環境を維持することが不可欠であり、そのためにはクラス及び学校全体の人数を今以上に増やすべきではないと考えております。

教育委員会では、本年1月にスタートした第2次教育大綱が完了する15年後、2035年の両小学校の児童数合計は約290名になると推計しております。これは現在の会染小学校よりも60名以上多い人数でありまして、この人数の児童が1つの学校で学ぶことは、多様な子供一人一人に適切な対応した豊かな学びと育ちの環境づくりを目指す教育大綱の理念に反するばかりではなく、個別教育の重要性がますます高まる時代の流れに逆行することであるとも考えております。

「地域の子供は地域で育てる」という池田学問所の精神に沿って考えても、会染地区、池田地区、それぞれ小学校がある今の状態を地域の皆様の御協力をいただきながら、できるかぎり維持していくことこそ池田町が目指す教育であると考えておりますので、少子化の要因や効率性を優先する発想だけで現在の2校統合することは考えてはおりません。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

11番（那須博天君） この問題は、ずっと以前にもちょっと話が出たと思いますけれども、これはなぜかといいますと、そのときに言われたのが、もし統合というものに踏み切ったと

きに最低5年はかかるよと、これどういう根拠か、私も今の中でちょっと覚えていませんけれども、そういう言われ方をしました。

そういう中で、今町長のお考えで、取りあえず統合はなしというんだったら、それで結構ですが、もし統合というものを考えた場合には5年は必要だよと、これが申し訳ございません、どこが根拠かは分かりませんが、そういうこともあり得るということは、ちょっと情報としてお願いをしておきます。

それとちょっと町民、一部の中から池田町の役場もあれだけ古くなったんだから思い切って小学校を統合して、どっちかに役場庁舎に持っていったらどうだというそういう極端な意見すらございます。そういうものもまんざら無視できないのかな。池小も、会染小もかなり手加えて良い形に、たしか改修になっていると思います。

そういう形の中で、そういうものももし検討できるならば、なるほどなど、お金かなりかけてあそこ借りて、大分もう壁も雨水が大分差して、私と一緒にかなり老朽化が進んでいます。そういう中で、そういうものの活用というのも一つの検討材料ではないかなと思いますけれども、この辺はどんなお考えでしょうか。

議長（倉科栄司君） 養町長。

町長（養 聖章君） 今の御質問でありますけれども、私といたしましては、子供たちの育成ということがやはり主眼でありますので、それに対してハード的なものを要因としてくっつけばいいというような発想は全く持っておりません。

いかに子供たちが伸び伸びと、また健やかに成長できるか、そういうことを教育の中で取り入れていく。そんな教育現場をどのようにつくっていくか、それがやはり主眼でありまして、校舎を空けてそこに役場庁舎を入れるというような考えは全くありませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 那須議員。

〔11番 那須博天君 登壇〕

11番（那須博天君） 一応、今回の私の質問は以上で終わります。大変ありがとうございました。

議長（倉科栄司君） 以上で那須博天議員の一般質問は終了いたしました。

一般質問の途中でありますが、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時25分

議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ再開いたします。

薄 井 孝 彦 君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

5番に、9番の薄井孝彦議員。

薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 9番議員、薄井孝彦です。最後の質問となり、お疲れかと思えますけれどもよろしくお願ひいたします。

今回は3つのテーマでお聞きいたします。

まず1点目、「逃げ遅れゼロ」を目指し、千曲川流域タイムライン、流域の事前防災行動計画のことでありますけれども、それに基づき池田町タイムラインの作成を。また、自主防災会タイムラインの作成に向け、町の指導と援助をというテーマですけれども、本年7月16日付の信濃毎日新聞は、千曲川流域タイムラインについておおむね以下の3点について報道いたしました。

まず1点目、国土交通省千曲川河川事務所や長野県は7月15日に、千曲川流域で水害の発生が予想される場合の各機関のとるべき対応を時系列で整理した流域タイムライン、事前防災行動計画を作成する検討部会の初会合を長野市で開いた。

2点目は、その検討部会の部会長を務めた東京大学総合防災情報研究センターの松尾一郎客員教授は、流域タイムラインの意義について次のように述べた。流域タイムラインは上下流の自治体や報道機関、公共交通機関、ライフライン、電力などの事業者も加わってつくる。水害犠牲者をゼロにするには、流域全体で危機感を共有することが重要である。流域タイムラインの作成により、各機関が防災情報や災害対応状況を共有することにより、流域全体で危機感を共有し、起こる被害を想像し、正しい行動が取れるようになる。

3番目に、検討部会は8月中に流域タイムラインを作成し、施行していくということでありました。

流域タイムラインは、市町村の防災行動に関わる意思決定の支援にもなるとも言われております。以上のことを踏まえ、千曲川流域タイムラインに関連した次の3点についてお聞きします。

最初の千曲川流域タイムラインの作成の進捗状況でございますけれども、これは本年9月11日、国土交通省から既に発表されております。それは追加資料としてお渡しいたしましたA4の1枚の資料でありますけれども、これを見ますと新たに流域警戒ステージというものが設定されたということで、1番目は、3日から5日先の台風の進路予想が県内に影響を与えそうな場合と、それから気象庁から大雨警報級の可能性が発表された場合、2番目は、第2ステージは、48時間以内に多いところで150ミリほどの雨量が予想される場合、第3ステージは、気象庁が出す39時間先の雨量で流域での氾濫が予想されると、そういう場合がその段階になるということで、それに対応して各課は分散避難を念頭に、住民への避難呼び掛け検討するとか、避難所の開設や受入れの準備をするとか、状況によっては避難勧告などを発令するとか、被害が予想される箇所で事前の通行規制を行う、それから土のうや看板などの資材の準備をすると、そういったような内容になっているかと思えます。

詳しい進捗状況はそういうことでもありますので、御回答は結構でありますけれども、この千曲川流域タイムラインに基づき、高瀬川の流域タイムラインも当然つくられなければならないと思えますけれども、その辺のところをどうやって進めていくのか、まず第1点目にお聞きいたします。

次に、その高瀬川流域タイムラインができましたら、それに基づいて町のタイムラインも当然つくらなければならないというふうに思えますけれども、その辺の考え方、できましたら、なるべく早く町のホームページに公表してほしいと考えますけれども、その辺の考え方についてお聞きします。

3番目に、町のタイムラインに基づいて、今度は自主防災会、当然逃げ遅れをゼロにするには、避難行動要支援者に対する事前の取組、そういったものもタイムラインとして自主防災会でも検討していかなければならないということもありますので、それについての作成についての町の指導と援助についての考え方、以上3点をお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

〔総務課長 塩川利夫君 登壇〕

総務課長（塩川利夫君） それでは、薄井議員の御質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

まず1点目の千曲川水系流域につきましては、薄井議員のほうでお話ししたとおりですので、それについての進捗状況は、そのままということをお願いしたいと思えます。

それでは、まず高瀬川流域のタイムラインについてということでございますけれども、これにつきましては、大町圏域大規模氾濫減災協議会で取組みを予定しております。L2浸水想定区域図作成後の令和3年度に作成をする予定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、町のタイムラインの作成をホームページということでございますが、これにつきましては、令和2年度中にL2の浸水想定広域図作成となり、翌年度に高瀬川流域のタイムライン作成の計画となっておりますので、町独自のタイムラインはそれに基づき作成する予定です。作成後はホームページ等で公表をしたいと思えます。

最後の御質問でございますが、町タイムラインに基づく自主防災会のタイムラインが作成できるかということでございます。これにつきましては、町タイムラインの作成については高瀬川流域のタイムラインが完成してからになりますので、その段階になりましたら自主防災会連絡協議会を通し、住民の皆さんに周知したいと思えます。

町のタイムラインには住民の皆さんの行動が計画に反映されますので、自主防災会の皆さんには御協力をお願いしたいと思えます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 高瀬川流域タイムラインにつきましては、大町建設事務所ですかね、そこが中心になって進めるということで、来年度予定をしているという回答でありますけれども、災害はいつ起こるか分かりませんので、ぜひ、もう千曲川水系のタイムラインそのものの考え方ができたわけですから、なるべく早めに来年度といわずに、今年度、もしできたら早めに、今年度末にでもできるような形に県も取り組んでいただきたいと、そういうことを県に要望していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） この件につきましては、池田町の担当のほうとしましても、大町の建設事務所のほうにはお話はさせていただいております。やはり町独自というわけにはい

きませんので、今後、大町の建設事務所のほうで各近隣の市町村の方たちのお話を聞きながら進めていくということになると思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） 相手があることですので、要望としては何かの機会でも結構ですので上げていただきたいというふうに思ひます。現実的には来年度から高瀬川流域ライン、あるいは町のタイムライン、それから自主防災会のタイムラインも作成について動き出すという形になるかと思ひますけれども、それでもやむを得ないと思ひますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に。

想定最大規模降雨高瀬川浸水想定時の避難対策等についてお聞ひいたします。

本年 7 月の九州豪雨では、熊本県球磨川の氾濫で特別養護老人ホーム「千寿園」で 14 人の方が逃げ遅れ、亡くなられました。この災害経験から町の想定最大規模降雨、2 日間で 741 ミリ、時の逃げ遅れをゼロにする施策をお聞ひいたします。

昨年の 11 月 15 日に、長野県が公表した信濃川水系高瀬川想定最大規模降雨浸水想定図では、高瀬川沿いの平たん部の大部分の建物が 1 階まで浸水状態になる。水深 3 メートルまでになるというふうに見られます。これ資料の 1、5 ページに、ちょっと分かりづらい図でありますけれども、色を塗ったところは全部、平たん部は浸水になるということでございます。

また、高瀬川沿いの一部の区域では家屋が倒壊する区域が想定されています。6 ページの家屋等倒壊氾濫想定区域図でありますけれども、これはいわゆる高瀬川の流れが強くなって、河岸が浸食されてしまうというその範囲、そしてそのことによって家屋が倒壊するおそれがあるという区域図を示してありまして、高瀬川の堤防沿いの黒い部分がそれに該当するというのであります。これを見ますと役場も、この辺もですね、河岸浸食によって建物そのものが倒壊するおそれに入っているという、そういう区域に入っているということでございます。

高瀬川流域が想定最大規模降雨となり、町が洪水になった場合でも逃げ遅れをゼロにするための避難対策が必要であります。そのためには、町が想定最大規模降雨時の指定避難所についての考えを示した上で、各家庭で時系列でどこへ避難をするのか、そのためにどんな準

備をしていくのかという防災行動計画、マイタイムラインを作成することと、避難行動要支援者への支援が重要であると考えますので、それらについて町の考え方をお聞きいたします。

まず、想定最大規模降雨時の町指定避難所はどこに指定するのか、また、そこでの新型コロナに配慮した避難可能な人数と、どんな人が避難できるのかそのことについてお聞きいたします。

想定最大規模降雨時の避難先は、親戚・友人宅、旅館・ホテル、車での安全な場所への避難、それから町の指定避難所、近くの3階以上の丈夫な建物などが考えられます。また、現行の計画規模降雨量の指定避難所、これは池田・会染両小学校と高瀬中学校、または池田工業高校、株式会社アート梱包などの2階以上の部分についても有力な避難先になると考えられます。

町は、想定最大規模降雨時の町指定避難所をどこに指定するか、また、その場合、新型コロナに配慮した避難可能な人数はどの程度か、また、そこに入るというのはどういう人が入るのか、町の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） それでは、今の御質問についてお答えしたいと思います。

雨量については気象庁等の予報により雨量予想もされるので、空振りを恐れず、早め早めの避難をしていただくように広報いたします。指定避難所については、最大3メートルの浸水深を考慮すると2階、3階を避難可能な小・中学校及び多目的研修センター、アート梱包運輸株式会社等の建物へ避難することが賢明と考えています。3階以上の建物が近くにあれば、個々に避難先をマイタイムライン等で計画していただきたいと思います。想定最大規模降雨時であって、感染症対策を考慮した避難者数は、2階、3階がある施設を6平米当たりで約1,200人と考えています。

次に、どのような方が指定避難所に避難できるのかという質問ですが、指定避難所に避難する人の限定はできませんので、指定避難所へ行く選択肢しかない人になります。あらゆる機会に広報していますが、避難所へ行くことが避難ではなく、命を守るための行動を避難と言いますので、選択肢は親戚・友人宅、旅館、ホテル、車で安全な場所へ避難、近くの3階以上の建物などが考えられます。

ホームページでも紹介していますが、前もってマイタイムラインを作成し、避難先を決めておいていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） 今日お渡ししました資料なんですけれども、これを見ていただければ、これは長野市の場合ですね、一応最大想定規模、1000年に一度の場合の避難が起こった場合、避難所の収容、これは新型コロナを考えない場合は25%という数字で、自ら避難は12%ということであります。先ほど1,200人という方が可能だということですので、池田町の場合はそれよりは若干いいのかなという感じがありますけれども、いずれにしても指定避難所で全ての人を収容するわけにはいかないという現状は明確だと思います。

次の質問に移ります。

想定最大規模降雨時の家庭に向けたマイタイムライン、いわゆる事前、洪水時どこに逃げてどこに避難をするか、そのためにどんな行動をしていくかということの作成の取組についてでございますけれども、町がほかの自治体に先駆けて優れたマイタイムライン用紙、資料の3、7ページを御覧いただきたいと思います。それがほかの自治体ではホームページを見てもなかなか出てこないんですけれども、池田町では既にこういうマイタイムラインを公表しておりまして、非常に優れた取組ではないかというふうに、私自身も評価したいと思います。

さらに、大体の考え方として、今、最大規模降雨時の町の避難所についての考え方も示されましたので、そういったものを明記した上で、各家庭でどこに避難をするのかということマイタイムラインで決めていただくという活動を、ぜひ来年度やっていただきたい。

そして、それが取り組みやすいように、ぜひ記載の講習会の開催などを検討していただきたいと思いますが、町の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） それでは、今の御質問ですけれども、マイタイムラインの記入方法につきましては、検討を重ね現在に至っています。必要な内容を分かりやすくシンプルに作成できるよう、随時要望や意見を反映して分かりやすいものにしていきたいと思っています。

記載についての講習ですが、新しいハザードマップの完成が今年度中になっていますので、ハザードマップの説明と合わせ実施したいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） ちょっとすみません、さかのぼって申し訳ないんですけども、いずれにしても指定避難所へは入り切れないんで、いわゆる避難所を、臨時の避難所でも増やす取組というの当然必要になってくると思うんですね。そういう意味で例えば旅館だとか、そんなに池田町にはないんですけども、あるいはお寺のお堂をお借りするだとか、あるいは飯田市では住民同士で避難先を協定するようなパートナーシップ協定というのを取り組んでいるそうです。そういったようなこともありますので、ぜひその辺の取組を、もう少し避難先を増やすような取組はどうなんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） 今の御質問ですけれども、先ほども御説明したとおり、水害になれば2階、3階以上ということになります。その中で、今のところ池田町としては、先ほど言ったところが大体6施設あるわけなんですけど、それ以外で2階、3階となりますと個人宅とか公共的なものがなかなか厳しくなりますので、それにつきましては、今後どのような場所がそういう協定ができるのか、該当になるのか、その辺につきましても、今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） いずれにしても、平たん部が恐らく全部浸水状態になるわけですから、やむを得ない場合は2階、3階でも、在宅避難ということもあるかもしれませんが、基本的には安全な、例えば3階以上だったら絶対大丈夫だと思いますので、そういったことも含めて100%の家庭、あるいは住民が避難先を決められるとそういうような取組というのは、多分マイタイムラインをやったとしても避難先が決められませんよという方が出てくるんじゃないかなと私は思いますので、ぜひその辺も100%の人の避難先を決めたら、最大想定が降った場合はこうやって命を守るんだよという、その避難先を決めていただくような取組をぜひやっていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） これにつきましては避難場所を決めるということではなく、先ほども回答しましたが、命を守るための行動が避難ということなんです。場所をとということではないものですから、その方たちがその災害になる前、5日とか3日の前に、町や県や国のほう

からその地域の災害についての情報はあります。その場合に、池田町ではなくて災害のない場所で親戚等があったらそこに避難することも大事だということです。町としては、場所ということではなく、各自が一番安全な場所を選択していただくためにマイタイムラインの作成もありますので、そういうことで御理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 原則はそういうことだと思うんですけども、ただ現実問題としては、避難先が分かりません、書けませんという人が多分出てくると思いますので、その辺のところはきちっと丁寧に決めていただくようなそういう。確かに場所として、取りあえず命を守ればいいわけですから、今度の水害でも避難所がいっぱいになっちゃって、ほかの避難所へ行かざるを得ないというような例があつというふうに聞きますけれども、それもまた柔軟に対応して、いずれにしても命を守っていくとそういうことで柔軟に対応というのか、指導というか、併せてお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

3番目、地域で居住する避難行動要支援者への避難支援施策であります。

想定最大規模降雨量高瀬川浸水想定時の犠牲者をゼロにするには、避難行動要支援者への避難支援が重要であります。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害時に特に支援をする方の名簿、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。また、避難行動要支援者のうち、家族等の避難支援が得られない方や家族だけでは避難が困難な方に対して、個人の具体的な支援方法などを定めた個別支援計画の作成が推奨されております。

当町では避難行動支援者名簿は策定されているがどうか、また避難行動要支援者個別支援計画が作成された方は何人いるのか、さらに避難行動要支援者名簿個別支援計画を作成された方は毎年更新されているのか、避難訓練は実施されているのか、さらに今後個別支援計画の作成を完了させる取組の方針について、町の考え方をお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの薄井議員の御質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿は、平成31年2月に策定しました「池田町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき作成され、消防署や警察署、自主防災会、避難支援等関係者に提供してお

ります。毎年7月には更新し、差替えを行っています。

避難支援全体計画にも記載しておりますが、個別支援計画作成の基本は要支援者と地域の支援協力者との間で作成されるものとされており、特に人的支援を必要とする方につきまして、町は計画の作成支援することとしています。個別支援計画を作成された方は、現在2名おります。

取組については、現在、社会福祉協議会と危機管理対策室と健康福祉課において、住民支え合いマップやマイタイムライン、土砂災害警戒地域の住民で作る自主避難計画を作成することで個別計画につながるものと考え、それぞれ推進しております。この取組は、更新が必要となるため自主防災会の協力なしにはできませんで、積極的に働き掛けていきたいと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 避難行動要支援者というのは累計で、トータル何人でしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 現在、おおむね450名強の方でございます。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 避難行動要支援者というのは、要するに避難するのに援助が必要な方という形で多分手挙げをしていただいた方だと思うんですね。そういう方に対しての個別支援計画、誰が支援をするのかというのが2名というのは、ちょっと余りにも少ないような。

実際は、私、4丁目自治会で、昨年ですね、住民支え合いマップを多くの住民が小学校の体育館へ集まって、みんなでもってどうやって避難の支援をしていくのかという計画を立てたという話を聞いております。3丁目でもやはりそれぞれ誰がどこを支援していくのかというの決まっております。

ですから、個別支援計画というのはそういうものをまとめて書類にすれば、もう2名ということは絶対に私はあり得ないということで、要は意識的な取組が、悪いんだけどもなされていないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） この件につきましては先ほど450名、これは毎月変動があります。

該当になる方の中でも、本人が同意をしていない方が、約半数まではいかないけれどもいるわけですね。それプラス、要支援者の中でも、障害の手帳を持っている方と、持っていない方もいるんですが、やはり元気というのは変ですけども、まだ自分の中で行動のできる方もそのうち大分いるわけですね。

そういう中で、今回健康福祉課のほうで2名と言われたのは、自分では行動ができないという方が2名ということになっています。自力でできる方も何百人、その中にいらっしゃいます。その中で人数的には2名という現状ですので御理解をいただきたいと思います。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 分かるような気持ちもするんですけども、それにしても若干、既に実際問題としては誰が誰を支援するのかということが、もう既に決まっているところが2つばかりじゃないと思うんですよ。それは個別支援計画と見なして、私はいいんじゃないかというふうに思うんですね。ただ、それをやはり私はできれば書類化してもらって、台帳としてちゃんと共通認識として、いわゆる自治会も、自主防災協会とも、民生委員の方も、町も、台帳を共通認識として共有するとともにですね、やはり今後の取組としてその辺のところももう少し、今課長が言われた理由でもって本当にそうなのかということをもう少し詰めていただいて、既に支援者が決まっているならそれを、支援者は誰ですということを避難行動要支援者名簿、それにできれば記載をしていただいて、例えば自主防災会長にしても、自治会長にしても、実際災害が起これば助けに行かなければいけないわけですので、そのときにその名簿を見れば、あの人は誰が助けに行くとかいろいろそういう情報が瞬時に分かるようなそういう記載の仕方、そういったものをぜひ検討していただきたいと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいま薄井議員の質問にお答えします。

このたび9月の頭に社会福祉協議会で支え合いマップの研修会を行ったところ、やはりどのようにしていったらいいかわからないという自主防災会長さんの御意見もアンケート結果でありまして、このままではまずいということで、今回また庁内で検討会議を開いていきたいと思っています。

今、薄井議員のおっしゃった内容につきましても検討課題とさせていただきます、また今後進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） ぜひそういう方向で、これは個人情報の問題も出てきますので、当然名簿の中に名前を記入するということになると、協力者の承認も得なきゃいけないということでちょっと大変だと思いますけれども、それを取った上で、それが避難行動要支援者の名簿の中ではっきり分かれば非常に災害時に役に立つと思いますので、その辺のところもぜひお願いをしたいと思います。

今、社協のほうでも災害時の支え合いマップの研修会の話がありましたけれども、私も参加してきました。そのときの講師のナカハシ先生が、「災害時に人は一人では逃げられませんが」と、「声を掛け合ってこそ逃げられます」と。こういうのが非常に印象に残りました。

特に避難行動要支援者の方については、やはり地域自主防災会、地域でもって声を掛け合って逃げ遅れゼロにするという取組を、ぜひ今後も強めていただきたいと思います。

残り時間も少なくなってきましたので、すみませんけれどもちょっと飛ばしまして、3 番目の独り暮らしの高齢の方などの非常時における緊急支援対策についてお聞きいたします。

町の65歳以上の独り暮らしの方は781名、高瀬荘などの施設在住者を除けば610名の人であります。最近、町内において独り暮らしの高齢の方が自分の状況を伝えられないまま亡くなり、数日後に発見されている例がありました。独り暮らしの高齢の方の非常時における緊急支援対策として、松本市社協の四賀地区センターでは緊急連絡先を事前に社協に登録していただく「もしもの時の玉手箱」、資料4の8ページに載っておりますけれども、そのときの登録書というものを玄関のところに張っておきまして、そこに社協の電話番号を書きおきまして、地域の方がそれを見て異状だな、どうもおかしいなと思った場合にはすぐ社協に連絡していただいて、社協のほうから緊急連絡先に連絡を取って対応すると。そういうシステムが既になされております。

そんなことも含めて、独り暮らしの高齢者の非常時における緊急連絡支援対策について、町の考え方をお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの薄井議員の御質問にお答えいたします。

現在各地区の民生委員さんが福祉台帳を作成しまして、各世帯の緊急連絡先を把握してくださっていますので、必要なときに町は連携をしています。

今後の動きとしまして、大北5市町村で共同設置した在宅医療・介護連携センターが北ア

ルプス広域消防署と協議して緊急医療情報提供書を作成しています。このようなものですね。緊急情報書ということで表裏になっているものになりますけれども、こちらの内容としましては、緊急時の連絡先、救急隊に伝えること、主治医や支援者の連絡先など記載した情報提供書になります。今年度は10月頃よりモデルで65歳以上の特定の方に配付し、御意見を聞き修正して、来年度の本格実施ができますよう準備を進めております。

また、議員提案の「もしもの時の玉手箱」につきましては、御家族の電話による声掛けや、隣近所の日頃から声掛けによる見守り体制も併せて研究していく必要があると感じております。

以上となります。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 大北で今後予定しているというカプセル方式というふうにこの前お聞きしたんですけれども、その場合は、要は家庭の中に入らないといけないということでありますので、なかなかそれはできにくいということもあるかと思っておりますので、私はできればこの四賀方式というものも、悪い制度でないと思っておりますので、そんなにお金もかからないと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 議員のおっしゃることもごもっともだと感じております。現在新聞が何日もたまっているであるとか、牛乳が何日も置いてある場合には大概役場、もしくは警察に連絡がございます。そういう中で民生委員さんと連携しまして、親戚がある方とかはそちらに確認して了解を得て、ガラスを割って入っていくという状況でございます。

ただ、なかなかどこに連絡をしていいか分からないという方については、この玉手箱は有効かとも感じておりますので、また研究とさせていただければと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 分かりました。そういうことでよろしく願いいたします。

最後に、戻りまして、想定最大規模降雨時の役場の機能維持対策についてお聞きいたします。

想定最大規模の雨がありました場合、役場は3メートルくらいになってしまいますので、

当然自家発は使えなくなるわけですね。そうすると役場の機能というのは喪失してしまうと。これについて、臨時的にでも含めてどんなふうに対応していくのか、町の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 塩川総務課長。

総務課長（塩川利夫君） これにつきましては、ハザードマップが完成しないと、役場の浸水深が50センチ未満かそれ以上かは分かりませんが、いずれにしましても従来のハザードマップとは違い、少なくとも浸水区域に入っており、キュービクル式変電設備と自家発電設備は地上高にありますので対策が必要となります。

昨年設計会社に相談した結果、庁舎機能を維持しながら移転しなくては行けないが、実質的に工期期間的に非常に困難なこと、相当金額も経費もかかりますので、現実的ではないと思われま。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 以上で一般質問終わります。どうもありがとうございました。

議長（倉科栄司君） 以上で薄井議員の一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（倉科栄司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時06分

令和 2 年 9 月 定例 町 議 会

(第 4 号)

令和2年9月池田町議会定例会

議事日程(第4号)

令和2年9月16日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山真君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	矢口新平君
7番	大出美晴君	8番	和澤忠志君
9番	薄井孝彦君	10番	服部久子君
11番	那須博天君	12番	倉科栄司君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	甕聖章君	副町長	小田切隆君
教育長	竹内延彦君	総務課長	塩川利夫君
企画政策課長	大澤孔君	会計管理者兼 会計課長	伊藤芳子君
住民課長	蜜澤佳洋君	健康福祉課長	宮本瑞枝君
産業振興課長	宮澤達君	建設水道課長	丸山善久君
学校保育課長	寺嶋秀徳君	生涯学習課長	下條浩久君
総務課長補佐 兼総務係長	山岸寛君	監査委員	吉澤暢章君

事務局職員出席者

事務局長 丸山光一君 事務局書記 矢口富代君

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前にお願いを申し上げます。発言をされる際は、できるだけマイクに向かってお話しをいただきますようお願いを申し上げます。

一般質問

議長（倉科栄司君） 日程1、昨日に引き続き一般質問を行います。

服部久子君

議長（倉科栄司君） 6番に、10番の服部久子議員。

服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） おはようございます。

10番の服部です。

今回は3点お伺いいたします。

まず、訂正をお願いします。

一番最初の9月議会を、私、書くのを忘れまして、6月議会になったままです。申し訳ありませんでした。9月議会に訂正してください。

では、まず、PCR検査についてお尋ねします。

介護施設、保育園、学校などの職員にPCR検査をとということでよろしくをお願いします。

新型コロナウイルス感染症は第2波に入り、私たちの生活はますます困難を強いられてお

ります。9月15日現在、県内の感染者数は297人に達し、亡くなられた方が1名おられます。大北地域の感染者は12人になっています。7月から急激に感染者が増えた原因は、新規感染者が減少した5月、6月に、無症状感染者を把握するために検査数を伸ばしていなかったことが、感染を抑え込めなかったのではないかとされています。国立感染症研究所が8月5日に発表した緊急レポートでは、「5月から6月の長期間、特定の患者として顕在化せず、保健所が探知しづらい軽症者や無症状陽性者が感染リンクを静かにつないでいた可能性が残る」と分析しています。無症状の感染者から感染が広がっていき、把握しづらい状況が水面下で浸透していけば、心配な状況が秋以降も継続するおそれがあります。そうならないよう、検査数を増やして、無症状の感染者を把握し、保護する必要があります。

まず、町長にお聞きいたします。検査体制を拡充することについての町長の考えをお尋ねいたします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。一般質問2日目、御苦労さまでございます。

それでは、ただいまの服部議員の御質問にお答えをいたします。

検査体制の拡充をとの御質問でありますけれども、県につきましては、検査体制拡充のため、大北地域の大町総合病院につきましては、検体採取だけでなく、検査もできるよう準備を進めているところであるようであります。

また、検査できる医療機関、新規に募集しているということでもあります。

国及び県でもまだまだ検査機関が不足しており、検査対象の基準として、感染者の濃厚接触者及び症状によって医療機関の判断によることとし、誰でもすぐに検査できる体制にはないものと考えております。したがって、町単独での検査体制の拡充については、現段階では考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 検査センターも少し増えました。けど、そこでは検体を採取するだけということで、検査には至っておりません。県も、各地域で検査をするという方針を出しているという、今の町長の答弁でありました。しかし、基準がかなわないと市町村で検査は難しいというお答えでした。

日本医師会の有識者会議や超党派の医師、国会議員の会が、PCR検査の抜本的な拡充を求める要請に対して、厚生労働省は行政検査の対象を拡大する方針を示しましたが、自治体、現場任せの姿勢が変わっておりません。6月議会で検査の拡充について質問しましたが、その頃より、全国で自治体独自で検査を拡大する動きが出ております。

世田谷区では、介護施設や保育園などで働く職員全員を対象にPCR検査を行う方針を出しました。

東京都は高齢者施設の入所者と職員約15万人の検査を実施する方針を出しました。

大北は、市立大町総合病院に6月、PCR検査ができましたが、検体の採取のみで、検査は、県内4か所の環境保全研究所に出しております。先日、共産党の大北議員団で、大町総合病院に検査体制をお聞きしに行きました。8月24日からLAMP法という、PCR検査と同じ遺伝子増幅検査を病院で実施するとのことでした。精度はPCR検査と同じで、検査時間は約1時間ほどで結果が出るということで、一度に14件検査ができるそうです。

社会生活を維持していくために、感染が心配な介護、福祉、保育、学校などの体が触れることが多い職場の安心を担保することだと思います。一度感染者が出ると、施設が休業に追い込まれ、高齢者や子供たちを預けて働いている方などに大きな影響が出て、社会活動がストップしてしまいます。特に高齢者に感染すると、重症化のおそれがあります。介護、福祉、保育園、学校など、施設の職員と入所者に定期的に検査を実施できないか、お聞きします。今、町長は、これに対しては町としてはしないということでした。それと、介護施設、広域連合とは関係するので、ぜひ、特に介護施設は御高齢の方がおられますので、このところは、ぜひ、大北広域でしっかりと話していただきたいと思います。その点、町長、どうでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、議員御指摘のとおり、人と接する機会の多い職業、非常にやっぱりリスクが高いというふうに感じております。特に高齢者等と、あるいは幼児等と接する機会の多い職業に就いている方については、本当に大変だなと感じているところでありまして、御指摘のとおりかと思っております。

しかしながら、現在、町として考えましたときに、検査体制あるいは検査費用等、条件がまだまだハードルが高いと感じております。条件が整いましたら、また、検討をしていくことができるかなと考えておりますし、また、広域につきましては、広域連合の場でそんなお話も、提案もさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、検査技術もどんどん向上、あるいは改革されているようですので、より簡便にできるようになり、また、費用もそれなりになってきましたら検討できるんじゃないかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 今、日本の検査数というと、外国に比べると非常に少ない。たしか151位というふうに、この前、聞いたことがあるんですが、それが一向に改善されておられません。それで、冬に向かって、インフルエンザの心配もあります。コロナウイルスというのは、専門家によると、低温と乾燥の季節が繁殖すると言われております。今日のニュースで見ましたけれども、インフルエンザに感染した方が全国で3人という驚くべき数字もニュースでありましたけれども、取りあえず冬に向かっては、インフルエンザ、コロナウイルスというのが心配です。9日の報道で、横浜市の保育園で、保育士さんが3人感染が確認され、市が保育士さんと園児89人を検査したところ、園児が21人、保育士が7人、合計27人が陽性と判明したという記事がありました。一旦保育園や学校などで感染すると、休園、休校に追い込まれて、非常に社会的にも大きな影響が出ます。

町の保育園、小・中学校、児童クラブの職員約120人少しだと思っておりますけれども、この職員に対してだけでも、PCR検査をお願いできないかと思えます。昨日の信濃毎日新聞の新聞報道によりますと、政府は、14日に、PCR検査に関して、市町村が独自に検査する場合、費用の半額を補助する方針を固めて、15日の閣議決定して、予備費から支出するとの記事が載っております。もし、これが実施されれば、国の補助を取り入れると、町の負担は半額になります。ぜひ、子供たちや職員の安全のためにも、いい機会ですので、これを利用して、何とか町で考えていただけないでしょうか。重ねてお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 議員のおっしゃること、よく理解できますけれども、先ほどもお話ししましたように、町としてということで考えますと、検査体制、また、費用等、これから研究をしていきたいなと考えておりますし、国も、順次法整備が進んでいくようでもありますので、そんなところから可能性を見いだしていけたら、実施ということで検討してまいりたいと思えます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 横浜市の保育園のように、いつ起こるか分からない、今日かもしれない、明日かもしれないという危険がありますので、ぜひ、真剣に、急いで検査を、体制を取るということに向かってやっていただきたいと思います。

それで、病院や自治体では全自動のPCR検査機器を導入しまして、検査の拡充に取り組んでいるところがあります。2日の報道で、松戸市が全自動検査機器を導入して、検査の拡充を進めるとありました。地元の千葉の製品で、外国では使用されておりましたが、日本では8月3日に販売許可が下りました。検査機器は大小2種類ありまして、一度に12検体調べられるものと、8検体自動で検査ができる機械です。プール方式で検査をすれば、大量の検査ができ、クラスターが発生した地域や職場の検査が可能になります。1台が1,250万円と850万円と言われておりますが、これを広域連合などで共同購入して、大町総合病院で検査を進めることも可能ではないかと思いますが、こういうことを広域連合に、ぜひ、町長から話を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほどお話ししましたように、どんどんこういう体制は変わってくる、新しいものも出てくる、そういう中で、検査体制の充実、拡充は必要かと思えます。大いに広域連合等でも検討して、実施できるというような線が出ましたら、町も協力して、広域として取り組んでいけたらと考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 町長は最初から最後まで検討したいという話でずっと来たんですよ。本当に、今、危険だと思えば、じゃ、研究してみますとか、広域で話し合ってみますとか、そういう答えを期待していたんですが、それはないんでしょうか。お聞きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 当然研究は必要だと思います。どうしたらできるのか、その辺につきましても大いに研究をして、広域の皆さんとも相談をしてということしていきたいと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 長野県内でも、岡谷の市民病院とか、飯田市の市立病院などでは、この自動検査機器を導入して検査を進めておられます。ぜひ、こちらにも、大町、大北地域にもこういう検査機器があれば、もし、クラスターが起こった場合に、こういうところで一気に検査ができるという。それで、介護施設は特に怖いので、ぜひ、そういうことをしっかり前へ話を進めていただきたいと思います。

では、次に進みます。

会染保育園の建て替えを早急にとということをお願いいたします。

私がこの建て替えを早急にと言えば、多分町長とか教育長の頭の中には、今さら何をというふうに考えておられるかもしれませんが、あえて申し上げます。

7月の住民との行政懇談会で、2か所の会場で子育て中の保護者から会染保育園の建て替えについての質問がありました。池田保育園が平成25年に新しくなって8年になりますが、会染保育園の建て替えについて進展がありません。平成27年、会染保育園建設検討委員会で建設の答申が出されましたが、出生数の減少と町財政を理由に今日まで答えを出さないまま、時間が経過しています。子供の成長は早く、平成25年に3歳で池田保育園に入園した児童は、現在小学校高学年になっています。その間、会染保育園の園児は、雨漏りや壁に大きなひびがある施設、エアコンは限られた教室だけという環境で今も過ごしています。検討委員会の結論から5年が経過し、池田と会染の保育環境の格差は改善されないままです。会染保育園について早急な改善が必要です。2019年3月議会で同じ質問をしましたが、町は、公共施設の在り方など、教育、保育のみでなく、避難施設など、複合的施設として検討が必要と回答しました。1年半が経過しましたが、その間、どのような議論、方向が出されましたか。お聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） それでは、お答えいたします。

2019年3月の議会で、当時の教育保育課長が公共施設個別計画の策定状況を踏まえつつ、会染保育園の在り方を検討したいと答弁をさせていただきましたので、私のほうから答弁させていただきますが、池田町公共施設個別計画は、個別施設ごとに中長期計画を定め、維持管理経費等の縮減を図り、財政負担を軽減、平準化すること等を目的に令和2年3月に策定をしております。そのうち、会染保育園は築年数が40年で、耐震補強工事は済んでおります

が、劣化状況評価がCで、広範囲に劣化が見られました。今後の方向性は、存続の可否と施設修繕等の方向性を早急に定めるとしており、これらの結果から、現在学校保育課で幼児教育あり方研究部会を開催し、会染保育園施設の具体的な方向性を検討しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 先日、議会全員協議会で幼児教育在り方研究部会の経過報告がありました。その中で、会染保育園新築は非現実的であり、除外することを提案し、部会は同意とありました。部会では、会染地区に保育園の施設をなくす方針で今後進めていくのですか。教育長に聞きます。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

会染地区に保育施設をなくす方針で議論を進めるのかとの服部議員からの御質問でございますが、会染保育園の今後の在り方についてを含みます池田町の子供たちの幼児期の育ちと学びのよりよい環境づくりの具体的な議論は、本年6月に学びの郷活性化委員会の下に設置されました幼児教育の在り方研究部会にてスタートいたしました。まずは、全国各地の先進事例をしっかりと学び、様々な選択肢を想定しながら、幅広く検討していく予定でございます。議論の大前提として、会染地区から保育施設をなくすなどという考えは全くございませんし、「地域の子どもは地域で育てる」という池田学問所の精神を大切に、会染地区の子供たちが地域の皆様に見守られながら豊かに成長できる環境づくりを目指したいと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） そうしますと、先日議会全員協議会で、この在り方研究会の説明がありまして、それで、簡単なその会議の内容を記したのが議員に配られましたが、その中の一番最初に、理事者側からこの会染保育園の新築は提案することを除外するというようなことの提案があって、それで、部会では同意というふうに書いてあるんですが、これはどういことでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） 選択肢は幾つかあるというふうに部会のほうでも議論されておりますし、私自身もそうであると思っています。その中で、従来から、地域の皆さんも御要望されていた新築建て直しというようなことについては、やはり、申し上げるまでもなく、今の現状の財政の中で厳しいということで、それ以外の選択肢でよりよいものをぜひ研究して、選択決定していきたいという、そういう意思表示でございます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） ということは、後で話が出てきますが、その会染小学校や池田保育園、それから池田小学校などに振り分けるといふか、そういう工夫をしていくと。だから、ここに、結局は、新築はしないということが、今の教育長の話では、新築しないということをお皆さんが合意したということによろしいですか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） 現段階では、あくまでも研究部会の中の議論でございまして、これから、部会から今年度答申をさせてもらったものを教育委員会の定例会であったり、親の会議である学びの郷活性化委員会、さらにまた、議会、様々な皆様に、さらに来年度にかけてしっかり議論をしていただくという、そういう予定でございます。ですので、あくまでも、部会としては新築ではない、それ以外の選択肢をしっかりと、幾つか、一つに絞ることなくお示しをしたいというふうに考えております。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 教育長は、かねてから子供を地域で育てるといふふうに言われております。それで、会染地区は、池田地区と違って田んぼや畑があって、保育園に通うときなんかは土の臭いがするのを嗅ぎながら、多分、お父さん、お母さんは働きに出かけておられますので、おじいちゃん、おばあちゃんなんかと通園している子供さんもおられると思います。やはり、そういう会染保育園の地元で育った子供たちというのは、やはり将来にとってはかけがえのない思い出になると思うんです。財政面だけで結論を絶対出さないでいただきたい。それから、どうすれば会染に保育園を残せるかという、そういう方向で何とか工夫をしましょうという方向にできないでしょうか。財政面だけを結論で理由にしないでほしいと思うんですが、それ、町長、どういうふうに考えておられますか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） いろんな要素があります。財政面だけでというお話もありますけれども、いろいろな角度から今、研究しているところであります。財政面というのは一つの要素であると思いますが、含めまして、研究して、また、皆さんと協議をしながら、よりよい方向づけができればなと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 町長は、昨日の小学校の統合についてのお答えが非常によかったなと思っています。今日の大系タイムスに大きく取り上げてありました。国は、コロナ禍の中で、空間的な余裕を持って環境を保つ方針を出しております。子供たちの多様性を尊重する教育を進めるために、また、効率性優先の発想だけで統合する考えはありませんというふうに回答されております。ぜひ、この考え方で会染保育園に対しても同じ方針を求めたいと思いますが、もう一度、町長、お願いいたします。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 昨日申し上げたのは申し上げたとおりでありますけれども、保育園に関しまして、先ほど来お答えしておりますように、今、検討に入っておりますので、皆さん方の御意見を伺いながら、よりよい方向ということで方向づけができればなと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 小学校はああいう答えて、保育園はこういう答えてはないということでしょうか。私は、子供さんが小さいときのほうが発育した土地の環境というのは非常に大きいと思うんですよ。会染小学校統合問題と会染保育園の新築を別に考えないでいただきたいんですが、どうでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 理念としては同じであります。今、建て替えたから子供たちに本当にそういうことで印象に残るような保育ができるのかということもありますし、求めるところはやっぱり保育の内容であると思います。しっかりと、やっぱり、議員御指摘のように一生

残るような、そういう保育環境を整えていくということが大事かと思しますので、その中には建て替えという議論もありますし、また、違うやり方もあるのかなというふうに考えておりますので、今、検討を進めているというところであります。よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） この在り方研究会の提言を読ませていただきますと、会染保育園を池田小学校、会染小学校、池田保育園にクラスをばらばらにして受け入れる案が出されております。提出した質問詳細では、1年ごとに移動を繰り返すと、私、書きましたが、これは思い違いでした。提案ごとに言いまして、質問したいと思います。

提案1ですが、会染小学校に5歳児のみを受け入れ、池田保育園に未満児、3歳児、4歳児を受け入れる。

提案2は、会染小学校に4歳児、5歳児、可能ならば3歳児も受け入れ、池田保育園には未満児を受け入れる。

第3の提案は、池田、会染小学校の両方に保育施設を併設し、住所にかかわらず会染保育園と池田保育園の両方から受け入れることを可能とするとあります。

第1の提案だと、4歳児は5歳児になると会染小学校に移動になります。

提案2だと、未満児は3歳児になれば会染小学校に移動です。

提案3では、池田保育園は使用しないのかなという疑問が湧きました。

どの提案も、会染保育園の子供たちが落ち着いて園生活を送れないのではないかというふうに思いますが、この3つの提案についてどのようにお考えでしょうか。教育長、お願いいたします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

今、議員が御指摘いただきました3つの提案につきましては、本当にまだ、たたき台もたたき台ということでございます。あくまでも一つの案として、先日の部会で事務局のほうからお示しをさせていただきましたけれども、それをこれからしっかりいろいろな方々に、幅広い視点から御議論いただくということでございますので、それがそのとおりになるということは、私もないだろうなというふうに思っております。

先ほどの御質問の中で議員もおっしゃっていただいたとおり、私も、お金を理由にして、財政を理由にして子供たちの成長が阻害されるというような、そんなことはさらさら考えて

おりませんし、そうならないように最大限努力をしたいと思います。コロナのときもそうでしたけれども、やはり、ピンチを逆にチャンスと捉え、全国に先例を示すような、新しい、池田らしい、そういった幼児教育、幼児期の育ちと学びの環境づくりを目指していけるかというこの議論にしていきたいと思ってございますので、その途中途中の進捗は、また御報告させていただきますけれども、しっかり議論はしていきたいと思っておりますので、見守っていただけるとありがたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

10 番（服部久子君） 今の教育長のお話を伺いまして、少し安心いたしました。これから議論は進んでいくということで、この3点をぜひ議論の中にあまり入れてもらいたくないと思いました。

次にいきます。

部会で出された課題、これも、今のあれだとちょっと具体的に言っているんですが、部会が出された提案、これ、もし実施されますと、この空き教室は池田小学校2部屋、それから会染小学校1部屋というふうにこの前言われたんですけども、小学生と保育園児は体の体形が違いますので、トイレとかそれから洗面所、それから教室、遊具、全てこれ体形に合わせる必要があります。それから、会染保育園児、今約100名おられると思うんですが、それプラス保育士さん、25人ぐらいおられると思いますが、その人数をこの3つの施設、池田小学校なり池田保育園なりに分散するというのも、非常に、このコロナ禍の中で、密になると思うんですが、これは、今、話されたとおり、教育長が、これを土台に話し合うんだけれども、ここの方向に行くか行かないかはその話合いの中で決まってくるということでしょうか。教育長、お願いします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） 今、幾つか御指摘いただきましたような課題は、当然、今後さらにいろいろ出てくるかと思えます。繰り返しになりますけれども、本当に、会染の子供たちにとって、育ちの環境が今よりも悪くなるなどといった選択はするつもりは全くございませんので、限られた条件はいろいろとありますけれども、その中で、これから議論をしっかり詰めていただきたい、議論をしていただきたいというふうに思っておりますし、本当に幅広く、保護者の方、また現場の先生方、また町民の方とも意見交換をするということも大事にして

いきたいと思いますので、拙速な結論を出さないようにということは十分気をつけたいと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） それで、これは簡単にします。

こういう何年か、そのまた、池田保育園、会染保育園にもし併合した場合に、その数年後に民間保育園を誘致するという考え、あるんでしょうか。この令和元年度の施設評価の保育用地の項目のところに、そういう方向性が書いてあるんですが、町長の考えをお聞きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今まで答弁させていただいておりますように、あらゆる角度から検討するというのが、今の姿勢でございます。その中には、民間業者誘致ということも一つの意見として出ているところであります。

民間業者のいいところは、民間業者がやりますと、これには国の補助金がついてまいります。自治体やったんでは補助金全くつきませんので、そういう点からいきましても、一考の余地はあるかなというふうに考えております。決定しているわけではありませんので、これから皆さんの御意見を聞きながら、条件を整えながら可能性を探るということですので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） それから、当面の会染保育園の改善策なんですけれども、住民との懇談会でも出されておりましたが、昼寝のときに、エアコンがついていない教室があるので、遊戯室にエアコンがあるので、遊戯室に4歳児、5歳児が寝ているので、非常に、コロナ禍の中で密になるのが心配だというあれもありました。

それで、7月9日の行政懇談会では、雨漏りとエアコンについての町民のお尋ねがありました。そのとき、教育委員会の回答では、雨漏りについては、すぐ修繕するというふうな回答をされまして、エアコンについては検討するというふうな答えが出ております。

それで、先日の議会協議会では、エアコンについては、電気工事が多額になるので設置しないような、そういう消極的な回答がありました。非常に、池田保育園と違って、会染保育園は環境が悪くなって、非常に格差があるということは、みんな承知なんですけれども、せ

めてその雨漏りとか、それからまた、来年には暑い夏がやってきますので、このエアコンの改善ですよ。こういうことを、ぜひやっていただかないと、同じ町に暮らしている保育園児の格差が生じるのではないかと思うんですが、これ、町長にお聞きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 格差ということで、ハード的に考えるともちろん違いはあります。そこが議論になっているところでありますけれども、今、遊戯室にエアコンを入れることによりまして、大分解消されて、今年度、実際にその暑さのために具合が悪くなった、体調を崩したというお子さんはいないようであります。当面の逃げる態勢でありますけれども、コロナという問題がありまして、また、密という問題をこれに加えますと、なかなか難しい問題かなと思います。これも、将来にわたってちょっと検討したいと思いますが、早急にこの体制づくりというのは無理だと。現状の財政的には無理であるということで、私は理解しております。よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 同じ保育園に住んでいて、もう既に池田保育園が建てて8年たっているんです。それで、会染地区のお母さんたちは、保育料を何とか考えてもらいたいという声まで出ているんですよ。やっぱり、そういう差別感じゃないですけども、何かそういう隔たりがあるというのが、非常に感じておられますので、早急に雨漏り、それからこのエアコン、これやっていただかないと、何年たつか、この在り方研究会をいつ結論を出すのか、そういうことにもなりますが、それはどうでしょうか。結論はいつ出るのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 保育料についての負担ということではありますが、現在無償になっておりますので、そこでの差はないと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 未満児の子供さんは保育料を払っていますよね。そういう点もあります。それで、いつなんでしょう、修理。修理はしないですか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 修理はその都度やっております。ただ、エアコンということに絞ります。

すと、今、条件がちょっと整わないということで、今すぐにといいところではいけないということでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 次に進みます。

ごみの集積所の問題なんですけれども、これは、住民から要望があつて取り上げているんですけれども、実情に依じて、自治会の要望がないと改善しないというのではなくて、町は、職員さんが見ていただいて、町の判断で、実情に依じて集積所の設置する、設置しないを判断していただけないかと思うんです。地図に起こしていただいたんですが、非常に、町のほうは、もう、本当に300メートルから400メートルごとに、特に吾妻町なんかは集積所から次の集積所が見えるというような状態があります。会染のほうは、やはり高齢化になると、自動車を使えなくなると、そこまで持っていくのが大変だというお年寄りの声もありますので、このところはぜひ改善していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） お答えをいたします。

議員の質問書のほうに、宅地造成の場合には集積所が設置できるというような記載がありまして、その辺も含めて御回答させていただきますが、町の開発事業指導基準要綱では、既存の集積所の活用を図ることを原則とすると規定をしております。ですので、新規の軒数が10軒を超える場合でも、必ず設置するということではございません。町としては、原則として既存の集積所を利用していただきたいと考えておりますけれども、実際には、管理をする上で、自治会や利用者の事情もあると思ひますので、状況に依じて個別に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

10番（服部久子君） 終わります。

議長（倉科栄司君） 以上で服部議員の一般質問は終了しました。

大 出 美 晴 君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

7番に、7番の大出美晴議員。

大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 7番、大出美晴です。9月の一般質問をお願いいたします。

まず、訂正をさせていただきます。

1のところですが、1行目のところ、回覧板の板が違っておりますので、ここだけ訂正させていただきます。

では、始めさせていただきます。

1、町民の情報発信についてということで、コロナ禍の中、回覧方式での情報伝達に疑問を持つ方がおられます。回覧板は人から人へ渡すものとして、中には、それぞれが触ったものが渡されると嫌がる人もいます。また、高齢化が進み、回覧が煩わしい世帯もいます。逆に、回覧や配布物により、人とのつながりを求める人もいます。また、広報や町のホームページによる情報の発信は、担当職員の努力により、ニーズに合ったものが多く掲載されていると思います。とてもすばらしいことと私は考えます。

ただ、コロナウイルスの影響で、今までの暮らしや生活習慣がいろいろと見直されるようになりました。これを機として、情報発信の方法を見直してみてもどうでしょうか。例えば、防災行政無線のように一方通行でなく、町民の皆さんが選択しながら情報を共有できるように考えていけばありがたいと思いますが、町の考えをお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

〔企画政策課長 大澤 孔君 登壇〕

企画政策課長（大澤 孔君） それでは、お答えいたします。

町民の皆さんへの広報手段としては、現在広報いけだをはじめ、配布チラシ、ホームページ、メール配信、防災行政無線等がございますが、幅広い年齢層への伝達の必要性があるため、紙面、データ、放送で提供しているのが実情です。

これらに加え、今年4月にヤフー株式会社と情報発信に関する災害協定を締結し、ヤフー防災情報での発信を開始いたしました。登録者数は2,000人を超え、好評をいただいております。

そのほか、以前、議員さん等から御提案いただきました町公式SNSの導入ですが、今月より運用を始めます。いわゆるプッシュ型として現在実施中のメール配信に加え、プル型である公式ツイッターを開設し、行政情報や災害情報をリアルタイムで提供してまいります。

このように、町では新たな情報発信に取り組んでおります。

町民の方が町からの情報を選択するとなると、やはり情報のデジタル化が最も適しているのではないかと思います。本年度、国が提唱するGIGAスクール構想を当町でも導入し、小・中学生1人1台の端末配布が行われますが、今後、社会ではますますICT（情報通信技術）の推進・普及が進むと思われまますので、将来的には、紙面配布に替わり、データ配信が主流になる時代が来ると予想されます。新たな時代に即した情報提供ツールについて、アンテナを高くしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） いろいろと先進的な取組を始めているところだというふうに捉えます。いろいろな面で、紙ベースでなく、デジタル化された情報発信をしていくということで、非常にいいことだと私は思います。先ほど質問の中で言いました高齢化とか、それから独り暮らしとか、そういうところも、いろんな情報を発信していかなければならないと思いますけれども、こうした中、これから先、考えられるのは、そうしたところがどんな形でその情報を入手できるか、選択できるかということが課題になってくると思います。

今、コロナ禍の中ですけれども、こういったまれに見る危機的な状況下に、これからもまた、いつの時代か、時期か、そういうことが到来する可能性もあります。そうした中、町として、いろんな個人のところにすぐに発信できるようなシステム、例えばタブレットのようなものを用意するとか、そういうようなことを考えていくのかどうかということをおちょっと質問したいと思います。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 私どもは、やっぱり1人1台タブレットというのは、非常に理想かなと思っております。広報いけだ等はどうしても紙ベースで配布しなければならないということと、回覧チラシも全て紙ベースで配布しないと、なかなか、今、情報が行き渡らないというのが現状です。そういったようなアナログ的な広報発信、そして、もう一つ、防災無線も非常に有効でございますので、現在はそのような形でございますけれども、国を挙げて、DX戦略とか、そういうものがございまして、本当に1人1台のタブレットというのが、近い将来なされるのではないかと期待を持って、そのような形で、町も情報収集に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） ぜひ、そういう面でのアンテナも高くしていただいて、国とかいろんな機関の補助金も含めて、そんなようなところ、真っ先、池田町が最初に取り入れるというような積極的な形で進めていていただきたいと思います。昔から、戦後からずっと続いてきた回覧方式というのは、人と人をつなげることにおいては、私は大事なことだと思っています。ですので、先ほど大澤課長のほうから言われたとおり、両面の形というのはこれからも続けていていただければありがたいかなと思います。その中で、時代に即した形を取っていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、2番の質問にいたします。いけ弁の今後についてです。

飲食店のテイクアウトを集荷し、お客様1軒1軒に配達するといういけ弁。最初はどうかと疑心暗鬼で見えていました。ところが、月を追うごとに評価の高い声が耳に入ってきました。

また、観光協会の取組として、この集荷・配達をするということは、他に例がないとまで言う人もいます。確かに、コロナ禍の中において、いろいろな行事が中止になり、観光事業の仕事が減ったとはいえ、行政関係が中心となり、ここまで事業化することは高評価に値すると考えます。

ただ、心配なのは、いつまで行政が関われるかということです。ちなみに、聞くところによると、この配達のおかげで、コロナウイルスで沈んでいた家庭に笑顔が戻ったという話や、それぞれの飲食店の弁当を食べ比べながら評価することで、家の中に会話が増えた、あるいは戻ったという話も聞いています。これは、やめるわけにはいかないのではないかと私は思いました。

そこで、私は、官民の道を探りながら、長く続けられないか検討をお願いしたいと思っています。官のよいところは、町民に安心感を与えるところです。民のよいところは、事業として継続できることを常に考えるところだと考えます。そして、付け加えると、この事業が民間に移行し、長く継続するようであれば、町はうまく支えていただきたいというふうに考えます。町の考えをお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 大出議員の質問にお答えいたします。

いけ弁については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う休業要請や外出の自粛等により、特に飲食店の経営状況が悪化したため、イベント開催を見合わせていた観光協会の人員を生かして、コロナ禍が落ち着くまでの取組として、9月までの予定として実施をしたものです。利用者からは、外出できない状況の中、自宅にいて楽しみができた、飲食店からは、金額でなく、作ったもので収入を得られる喜びを改めて感じたと、そういうような声が寄せられました。4か月経過した今でも多くの利用があり、継続を要望する声が多くあることから、町と観光協会で協議をし、事業を継続することといたしました。

観光協会でイベントを再開した場合、継続が困難となることから、集配方法を町民や民間事業者と連携した形態に見直して継続したいとの観光協会の意向を確認しております。今後は、大出議員の御指摘のとおり、観光協会の一時的なサービスにとどまらず、ビジネスベースに乗せ、継続できる事業として、スムーズな民間業者への移行が図られるよう、一体となって取り組みたいと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 何か、模範解答をいただいたようで、これ以上の質問がないような感じですけども、ただ、その中で考えられることは、民間がやるということになると、そこがどこまで継続できるかと、ずっと継続できるかということ、やっぱりどれだけの収入、もうけがそのことをやることによって出るかということに來ると思うんです。そのもうけとかそういうことは、行政には関わりのないことで、民間が考えればいいことだと思いますけれども、そういう面でずっと続けられるようにするためには、そこに時間の余裕といえますか、例えば1人でやる、2人でやるという形。今、観光協会の皆さんが何人かで関わり、車も何台かで集荷し、配送しているというような状況になっています。民間に任せるということになると、そのところが、やはり、何人か、あるいは車が何台かなければ時間的に非常に厳しいというようなところになりますので、そのところ、まだまだ、官民が一体になって考えていかなければならないところがたくさんあると思います。

例えば、例に取ると、町民の皆さんの要望によって1週間ずっと続けるということになると、非常に民間で受けた人たちの負担が大きくなると思います。そういう点で、そういう調整をしていただくというところ、行政のほうでそういう支えができるのかどうかというところ、そこら辺もちょっとお聞きしたいので、よろしくお願いします。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 当然、行政で始めたところでありますので、できるところの支援のほうはしていきたいと思います。特に注文です。注文とか取るときに、非常に、1人とか2人でやっているところが多いので、直接店舗で受けられなくて観光協会のほうで注文を受けてありがたかったと、そういうことがあります。最終的には民間のほうにスムーズに移行するのがいいとは思っておりますけれども、支援できるところはしていきたいというように考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 具体的なところはこれから考えていけばいいと思いますけれども、いずれにしても、町民の皆さんがこういう、最近はお外に出るような機会が増えてきて、そんなに家に籠もるといことはなくなってきたんですけれども。やはりこのテイクアウトをいけ弁という形で配送することによって、ありがたいという声は、先ほど課長が言ったとおり、いろんなところから出てきていると思います。

これをやはり継続するという事の中で、スローライフ、スローフードというようなことも取り入れていただければありがたいというふうに思います。今、盛んに言われるのは、ファーストフードとか、簡単にできるものという形ではなく、いろんな食材を提供することによって、本当に家庭が円満になるというところが出てきているようですので、そんなところも行政のほうで考えていただいて、やってきていただければありがたいと思います。最後に、もう一度、そのスローライフ、スローフードという点で町も取り組めるのかどうかということ、このいけ弁の中に取り込めるかということをお聞きします。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） スローライフとか、スローフードというのは、定義的にもどういうふうに解釈すればいいか難しいところはあるかと思いますが、やはり、今まで一般食堂なんかでは、出前という手段もあったんですけれども、非常に、私も中之郷というところにいますと、そういう出前という手段も使えなかったんですけれども、こういうシステムがあると、そういうようなところからも食事が取れて、いろいろ食べるところを知る機会もできたかと思いますが、いろいろな楽しみも増えたかと思っておりますので、そういった面で、どういうことがスローフード、スローライフにつながるかということなんですけれども、

そういったところも、また見据えながら、行政のほうで支援できるところは支援をしていけたらと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） いろんな考え方があって、簡単にはスローフードとかスローライフとか言えないと思いますけれども、飲食店によっては、地元のものを使って町民の皆さんに優しい食事を取っていただきたいというような声もあります。そんなところも含めて、積極的な行政の支えをしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（倉科栄司君） 以上で大出議員の一般質問は終了いたしました。

一般質問の途中でありますが、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時01分

再開 午後 1時00分

議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ再開します。

矢口 稔君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

8番に、5番の矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 5番の矢口稔です。

9月定例議会の一般質問をさせていただきます。

今回は40分ということで、議会側も協力をして一般質問の時間、短縮させていただいておりますので、的確な答弁をお願いしたいと思います。

2つの質問について、今回はお尋ねをいたします。

まず初めに、財政状況の改善に向けた取組についてお伺いします。

さきの6月議会定例会で、「町は財政的に厳しい状態である」という認識を共有いたしました。今定例会に提出された議案説明資料の中にも、財政が年々悪くなっていることを示す数値が上がってきております。

また、令和2年度の当初予算では、財政調整基金が1,700万円となる予算でした。地方自治体の基金の考え方について様々な考え方がある中で、財政調整基金については、一般会計の約10分の1程度は確保しておいたほうが良いと言われております。当町においては約4億円から5億円程度と思われまます。今回は財政状況の改善に向けた取組について、町行政だけで取り組むのではなく、町民一人一人が自らの問題として考えていただくために質問をさせていただきます。

まず初めに、3億円削減プロジェクトの目的と進捗状況についてお尋ねをいたします。

役場庁内で3億円削減プロジェクトが立ち上がりまました。3億円と言えば、町財政にとって一般会計の約10%弱の大きな金額となります。また、補助金を含め、町民の皆さんに直接影響が及ぶ可能性があります。目的とともに進捗状況、削減された財源をどのように活用するのかお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

〔企画政策課長 大澤 孔君 登壇〕

企画政策課長（大澤 孔君） それでは、お答えいたします。

従来から、町民ニーズに応じた行政運営に加え、ここ数年、社総交事業や農地耕作条件改善事業等の大型事業が重なったこともあり、財政状況が逼迫し、財政調整基金からの繰入れに頼った予算編成をせざるを得ない状態が続いております。そのため、基金残高も大幅に減り、来年度の予算編成が困難な状況を迎えております。

3億円削減プロジェクトは、来年度の予算編成ができるよう、歳出をカットすることに主眼を置いたものでございます。削減目標額3億円の根拠といたしましては、本年度の予算見込みである約51億円に対し、財政調整基金を約3億3,000万円繰り入れる予算と現在のところとなっておりますので、3億円をめどとしております。なお、この3億円は一般財源での削減目標額でございます。

本プロジェクトは、6月議会定例会終了と同時にスタートし、7月から8月にかけて、各課ヒアリングを行い、予算削減案の作成に取り組んでまいりました。このほど、ある程度まとまってまいりましたので、議会と協議を行う段階を迎えております。

また、削減した財源をどのように活用されるかという質問でございますけれども、財源不足のため、それに見合った支出になるように事業を削減しているのでありまして、削減した財源を活用するという余裕はございません。新規事業を行う場合は、既存事業の予算を削減した上で予算を組むこととなりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 3億3,000万円ほどを一般会計の支出を減らすという答弁でありました。本当に、大型事業が山積したのは事実でありますし、それを認めてきた議会もやっぱり責任はあろうかと思いますが、やはり、財政調整基金、予算の組立て方なんですけれども、財政調整基金に頼ってしまったというところが、今回そういったところで数字に現れてきているのかなと思います。実際には、約8億円がこの間になくなってしまっております。

今年度の予算1,700万円、一般家計に例えますと、実際は今回議会でも4月に発行した議会だよりでも説明したとおり、一般家庭で捉えると、たった1万7,000円しか基金がないという状況でありまして、本当に町民の皆さんから、これは本当にそういう数字なのかという声も聞かれたところであります。

その中で、また明日全員協議会があって、この説明がされるということでもありますけれども、町長にお尋ねしますけれども、3億円、身を切るということで、町民の皆さんにも影響が十二分にあるかと思いますが、そんな中で、町長の考えの中で、町民の皆さんにも負担を強いるのであれば、やはり人件費の問題です。議会を含めてかもしれませんけれども、人件費を含めた、そういったところにもメスを入れていく、聖域なき改革を進めていくという気持ちはありますでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、非常に厳しい状況で、町民の皆様にも大分御無理を強いるというような状況になってきております。当然、その裏には、人件費等につきましても、厳しい算定を行ってまいりたいと考えております。恐らく削減だけではとても届きませんので、人件費を含めまして、トータルの中から削減に何とか近づけたいと、そんなふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 町の職員の方も含めて、人件費についてもメスを入れていくということだと思います。やはり、このまま3億円を単なる事業だけで支出していくというのは、町民の皆さんもなかなか納得できないところもあるかと思いますし、町民と行政と一緒に考えて、こういったところを乗り越えていかなければいけませんので、そういったところも含めてお願いしたいと思いますけれども。

続いて、やはり、今年の決算を見ましても、経常収支比率も90%を超えて、財政が極めて硬直化しております。町長がやりたいことがあってもできないというのが事実だと思いますけれども、そんな中、今後の見通しとして、計画のとおり歳出を続けて、また、穂高広域施設組合とか、様々なところでも、まだ、これから歳出が続いていくものがあるかと思いますけれども、町民の皆さんなかなか分かりづらいものですから、主立ったものとして、これから引き続き、下水道会計が一番メインだと思いますけれども、主立ったところで、どんなところで、要するに歳出が引き続きこういう支払っていかねばいけないものがあるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） それでは、この件につきまして、私のほうからお答えさせていただきますが、まず、通常維持をするという経常経費につきましては従来どおりでいきますが、それに加えて多額な支出というふうに捉えさせていただきますのでの答弁でいきますが、何といても、一番は会染西部圃場ということになります。これも、昨日の質問にもありましたけれども、本年度から工事発注ということで出てまいりまして、大体、これから先4年間は払っていかねばいけないということで、総事業費が大体16億円とも言われております。そのうち、町の費用負担というものが、4億円から5億円くらいということが見込まれておりますので、これらが将来に向けて費用負担していくということになってまいりますし、また、この圃場整備に関しまして、昨日も質問に出ておりましたが、非農用地を取得すると。それで、その費用によって地元の負担金を軽減するということになってまいります。その非農用地の取得費も恐らく1億円近いお金に上がってくる。そして、その非農用地の使い方ということで、昨日も出ておりましたけれども、結局そのものは、本工事とはまるっきり別問題と、別発注という形であります。当然、非農用地ですから、それは、町の同意した使い方よっての発注ということになりますので、それらの造成費を含めました用途に合わせた費用もかかってくるということになっております。この費用の算定につきましては、具体的にどのようなものに使うか、まだ出ておりませんので、何とも言いようがないのですけれど

も、恐らくこれも億単位であるということを考えますと、今後、町の財政にとって一番大きな負担となるのは、やはりこの会染西部圃場だということになります。

しかしながら、これ、全体の工事を含めての換地計画というものでスタートしておりますので、将来にわたっての負担が大きくなるといえども、年度の途中で工事をやめるというわけにはまいりませんので、これは、もう、町も相当の覚悟を持って臨まなければいけないなということを考えております。

あとは、ほとんど社会整備等につきましては、公共施設も含めまして、なから整備済みということになっておりますので、一番のメインは、今申し上げたものになってくるかなと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 今、副町長から具体的な数字が出ましたけれども、やはり4億円から5億円、また、さらに1億円プラスアルファの大きな支出がこれから見込まれているということであります。なおさら、この3億円の削減プロジェクトというものもさることながら、来年以降も引き続きそういったことをし続けていかないと、なかなかこの金額は生まれてこないということが分かりました。

この歳出の考え方も、実際は、起債を起こせば先送りということなんですけれども、人口減少になってきて、やはり、子や孫の世代までそれを引き継ぐのかという点もございます。やはり、町長の中で、今後、どのようなビジョン、要するに、町の活性化も含めて、今回、3月の選挙で勝ち取ったわけでございますので、やはり、そういったビジョンに基づいて、こういったところのマイナスの面をどうやってクリアしていくのか、その点について、何かお考えがあればお願いしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ビジョンという御質問でありますけれども、本当に、新しい事業はほとんど無理というような状況になってまいります。選挙のときにもお話ししましたが、これからはソフト事業に力を入れていくということで、教育改革、あるいは花とハーブの里づくり事業、それらについても継続していくと。これ、ハードにつきましては、温室の整備が残っておりますけれども、これは公共施設の基金から用立てていきますので、これを整備しますと、ほぼハード面の整備が終わるということになります。これからは、そういう意味で、

ソフト事業に力を入れ、そして、やっぱりそこに希望を見いだしていくということで取り組んでまいりたいと思いますし、農業関係につきましても、ハードは西部圃場の問題であります、それをきっかけといたしまして、ソフト的な改革を進めてまいりたいと、そんなように考えております。よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 分かりました。ぜひ、厳しい目で、この難局を乗り切っていかなければいけませんので、やはり誰かがこういう悪者といいますが、なっていかなければいけないとは思いますが。みんながいい、いいで済めばいいんですけども、そういうわけにはいきませんので、そういったところも踏まえて、厳しく予算の関係についてはお願いしたいと思えます。

続いて、町有財産の利活用について、まいります。

町の財政を再生する上で、削減のみではなく、財源を生み出すことも重要であります。昨年度のふるさと納税は、納税ポータルサイトを3つのサイトに増加して、前年度比2.25倍の約6,254万円となりました。これは大きな伸びで、結果が出せたことは非常によかったと思えます。しかし、納税額6,254万円と繰入額が6,153万円の差が、101万円と、基金への積立てがほぼできない状態であり、課題も残っております。

そこで、町が所有する土地や建物等の効率的な売却を含めた利活用について伺います。先日示された公共施設の個別管理計画にも多くの不動産について掲載されていましたが、まだまだ積極的な活用には至っていない物件があります。

例えば、1丁目、旧上原商店の跡地についてです。年当初までは、売却先も決定されておりましたが、契約には至りませんでした。この土地については、多額の土壌調査費用も投入されております。ホームページに情報を公開する、また、問合せの看板の設置、不動産業者へのあっせんなど、様々な手法が考えられますが、町の対応をお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） お答えします。

町所有の不動産のうち、使用する見込みのないものについては、平成29年度から平成30年度にかけ、一般競争入札による払下げを行いました。具体的には、会染小学校旧校長住宅、旧和合教職員住宅、旧池田町交番跡地、旧東町公民館跡地、吾妻町ふれあいセンター東隣、旧豊町教職員住宅です。売却価格は合計3,952万円でした。今年度は、豊町の移住準備住宅

北隣にある旧豊町教職員住宅を払い下げる方向で9月補正予算に必要な経費を計上してございます。

御質問の旧上原商店跡地ですが、令和元年度の土壌調査により、法的にはクリアしたものの、わずかではあります。汚染が確認されたため、今後、食品関係や宅地分譲等の誘致は現実的には難しく、活用方法がかなり限定されてしまうと思っております。大型スーパーマーケットにも近く、立地条件はいいのですが、ただいま申し上げた理由により、積極的なPR等には至っていませんし、情報発信の在り方にも配慮する必要がありますので、今後、最善策を探っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） なかなか具体的なこういう改善策が出てこないのが現状であります。町民の皆さん、あそこは何になるんだということを結構気にしている方が多いです。それで、やっぱり、そういった人の、売っていい土地なのか、活用してほしい土地なのか、そうじゃなくて何か理由があって持っている土地なのかというのが、町民の皆さん分からないんですよ。なので、何かのところで、要するに、活用方法を何か募集するのでもいいですし、あの土地を何か使ってくれる人はいませんかから始まって、何らかの要するに情報発信しないと、売って、町があそこで将来何かを建てる用地なのか、何であそこにあれだけの土地が残っているのかすら分からないということがありますので、何らかの方法で、やはり、看板とか設置して、土壌汚染しているか、していないかという、そういうのは別に置いて、問合せは役場の何々課に御連絡くださいから始まって、そういったところの、まずは動き出しが必要だとは思いますが、その点について、町長はどのようなお考えでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） なかなか、先ほど答弁にありましたように、情報発信の在り方に配慮する必要があるという文言であります。非常に頭を痛めているところであります。今、その辺でも、どんな形で発信をすればいいのか検討しているという段階であります。何とかこの活用の道を探っていきたいと、それはもうもちろんでありますけれども、非常に難しい土地であるということ間違いのないと思います。いずれにしても、情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） その中で、情報発信もそんなんですけれども、もう一度プロポーザルをするという方法もあると思うんですよ。もう一回あって、その話がなくなったので、もう調査もしていますし、図面もできていますし、測量の費用もかからないですよ。もう、多額なそういった費用がプロポーザルに関してはかからない、もう土地の情報も出て。なので、もう一回、町、村、公式にプロポーザルを実施して、あの土地について何かの動きというのは、どのように考えていますでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） その件も含めまして、どんなふうに、これ、情報発信し、プロポーザルを含めまして検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひ、早めに手を打って、行動につなげていていただきたいと思います。町民の皆さんも、やはりあそこだけ空いていると、上原商店の建物があつたときは何かまだなんだなという感じがしていたんですけれども、取り壊してから、より町民の皆さんの関心が高まったように思いますので、ぜひ、そういったところ、積極的に考えていただきたいと思います。

次の質問にまいります。

町民への周知及び協働の方法についてであります。

財政を改善するためには、歳出を抑えることとなります。町民生活にも影響が出ることも考えられます。財政状況をよいことばかりを示すのではなく、正確な状況を伝え、理解していただくことも大切ではないでしょうか。町民への周知、そして共に知恵を絞ってこのピンチを乗り越えていくための町民との協働について、お伺いをいたします。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） お答えします。

削減方法が固まり次第、広報いけだ等で概要をお知らせしてまいります。また、実際には、個々の事業に対する受益者への説明が必要になると思いますので、各担当係から事業ごとに説明を行う予定です。また、場面に応じて理事者からも説明を行いたいと思っております。

事業費ゼロが事業を行わないことと必ずしもイコールではありません。事業費ゼロでも工

夫次第で行えることはたくさんあると思います。そこには、まさに協働の町づくり、自助、共助、公助の考えが生きてくるところだと思います。事業ごとに町民の皆さんの力と知恵を借り、事業費が減っても事業効果を減らさないように工夫をしまいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 広報いけだ等を通じて、また、受益者の方にも丁寧に説明をしていくということでありましたけれども、やはり、先ほど大澤課長申しました事業費ゼロの事業というのは、非常にキーワードだと思います。やはり、今までは町が当たり前でやっていたんだけれども、本当は、考えれば自分たちがやるべき問題じゃないのという事業も中にはあるわけでありまして、費用的には非常に少額になるかもしれませんが、それによって町民の意識が変わるのは確実だと思います。町の清掃についても、やはりそういったところを中心に考えていっていただくのも十分考えられるのではないかなと思います。

また、7月、行政の懇談会が3回ほど開かれましたけれども、ああいった形で、やはり、これだけ予算を切り詰めていくのであれば、受益者以外にも、やはり総合的に町民の皆さんに判断して、我々もそうなんですけれども、いく機会というのは持たれる計画はありますでしょうか。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 皆さんにわたる削減もあります。特定の受益者だけではなく、全体にわたるものもあろうかと思っておりますので、その辺りは広報して、パブリックコメント等、広い方からいただくのも必要なかなと思っております。よろしく願いします。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 行政懇談会、ある意味非常に行政を身近に感じるいい機会だと思うんですよ。今回は第6次総合計画とか、様々な施策について話していただんですけども、なかなかトピックがちょっと大き過ぎて、参加者もなかなか集まらなかったのではないかなと思います。なので、やっぱりその中で、こういったトピックが明確になると、行政側にも町民側にもやっぱりここでこういう結びつきを強くする、ちょっと嫌なことも言われると思いますけれども、もう分かり切っているので、でも、それをあえてやることによって、そ

の後に協力していただける機会も多くなると思いますので、町長にこれはちょっとお聞きしたいんですけども、やはり、行政懇談会は、もう一回このプロジェクトに対して、プロジェクトといいますか、この考え方については、やったほうが私はいいいと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） ただいまの御質問ですが、前は総合計画についての説明ということでありましたけれども、これ、まとまりましたら、さっき答弁いたしましたとおり、どんな形かは別といたしまして、町民の皆さんと懇談をする機会を十分設けてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひ、お願いいたします。やはり、どうしても、変革のときですので、痛みは伴いますし、やるほうも重いですよ、気持ちは、私も含めて。でも、そこを理解してもらおうというのがやはり大事だと思うので、いずれにしても、どこかでやらなければいけないわけですから、ぜひ、前向きに考えていただきたいと思います。

続いて、来年度予算への考え方についてお尋ねいたします。

6月議会でも同じ質問をいたしました。財政調整基金に頼らない予算編成をすることと、今回の3億円の削減の計画もあったということなんですけれども、さらに、町民税、法人税等が大幅に減少することが現実味を帯びております。さらに、具体的に来年度の予算編成を行う上での考え方について、お伺いをいたします。

議長（倉科栄司君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） お答えいたします。

税収等の大幅な減少が懸念される中で、収支のバランスを保つためには、特に歳出削減を推し進めなければならないと考えております。先般役場庁内で行った令和3年度当初予算編成に向けたこの3億円削減プロジェクトの各課のヒアリングでは、財政難を職員全員の共通認識として、歳出の可能な限りの削減に取り組みました。来年度の予算編成時は、このプロジェクトの結果を反映させるほか、さらに削減できる箇所がないか、細部まで精査をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 歳出の削減ということで、それはもっともなんですけれども、やはり、町民の皆さんに今度は利用料とか、そういったものの要するに負担を、どうしても、こういう時期なので、増やさせてほしいということもやっぱりお願いしていかなければいけないと思うんですよ。様々なものが、無料のものが有料になることもあろうし、例えば、一定の期間据置きだった利用料を、こういうときにちょっと上げさせていただくということも、やはりそういったことも考えて、入りのほうを多くしていく必要も出てくると思いますので、そこら辺のところも含めて検討をお願いしたいと思います。

次に、大きな項目2番目、コロナウイルスとの共存を見据えた感染症対策についてお伺いをいたします。

今年のインフルエンザワクチンの接種見通しについて。

新型コロナウイルス感染症の勢いが止まりません。県内の身近なところでもクラスターなどが発生しております。秋に入り、気になるのはインフルエンザとの関係です。今年は早めにインフルエンザのワクチンも供給されるとのことですが、医療機関でもコロナ対策を行っています。混乱を避け、町民の皆さんに安心して接種を受けられるように、年代別、職業別、医療機関の皆さん等などの順序を決めるなど、混乱が発生しないように何らかの基準が必要だと思いますが、町の対応をお聞かせください。時間がないので、短めで結構ですのでお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 議員がおっしゃる接種基準ですが、厚生労働省のほうから先週末メールで来ました。あくまでも目安ということで通知が出たわけですけども、これは、10月1日から25日までは65歳以上の方、60歳から64歳の方で慢性高度心腎呼吸機能不全の方、10月26日から医療従事者、基礎疾患を有する方、妊婦、生後6か月から小学校2年生、その他の方と出ました。しかし、厚生労働省はあくまでも目安と言っておりますので、混乱を来さないよう、早急に町内の先生方と相談して、周知の方法、内容については検討したいと思いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 私も周りでも、ワクチン早めに打ったほうがいいかねという声も出始

めておりますので、対応のほうをしっかりとお願いしたいと思います。

続いて、非接触型の水栓導入についてであります。

公共施設、教育施設でありますけれども、接触の機会をなるべく減らすことが一番大切だと言われております。個人個人の対応として、うがい、マスク、手洗いなどはかなり定着してきていると思います。しかし、町として接触を減らすことは何か考えてみました。一つの例として、非接触型の水栓蛇口の導入であります。学校や公共施設の水道水栓は、ハンドルがあるものがほとんどであります。不特定多数の人が利用する水栓です。他市町村では対応が始まりつつあります。隣の松川村や安曇野市でも対応を始める予定とお聞きしております。国の交付金を利用するなどして、公共施設及び教育施設の水栓を非接触式の水栓に更新を望みますが、町の考えをお聞きします。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） ただいまの議員から提案のありました非接触型水栓、これにつきましては、非常にコロナ感染対策として有効なツールであるという認識をしております。

また、今お話の中にもありましたとおり、お隣の松川村でも、9月補正で保育園に導入するということが報道されております。

しかしながら、今回集団発生いたしました場所は、こうした保育園や小学校ではなくて、県内外の不特定多数の方が出入りする飲食店であったということ、町では非常に重要視をしております。その結果、地域経済を支える池田町のお店等からは感染者を出さないということ、これを合言葉にいたしまして、各事業者が講じます対策物品の補助事業を実施する運びとなっております。

限りある予算の中での一つの選択肢ということで御理解をいただけたらと思っております。

また、国の交付金につきましては、既に使い道が決定しておりますので、現予算の中では、新しい対応というのは難しいわけありますので、今後出てまいります対策費、出ましたらば、これ、優先課題の一つということで位置づけさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 実際、有効だということ認識していただいていることは、非常にありがたいことだと思います。予算が、昨日安倍内閣が最後の閣議で、本日から新しい首相の下で、国のほうも動き出すということだったんですけれども、最後に、安倍総理のところか

ら、国の閣議決定が、約1兆7,000億円の第3次補正をコロナ対策で行うという報道がございましたので、また、いずれにしても、地方自治体、我々池田町のほうにもそういった予算配分があるかと思しますので、そういった中で、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

また、続いて、国からの交付金の活用方法についてであります。今も申しましたとおり、本年度は2回にわたり、国のコロナ対策を中心とした地方創生臨時交付金が交付されました。新型コロナウイルスの終息がまだ望めない中、ウイルスとの共存を見据えなくてはなりません。

特に、最近感じているのは、高齢者を中心としたコミュニケーション不足による寂しさを感じていらっしゃる方がいることです。高齢世帯で独り暮らしの世帯が増えています。介護保険を利用する前の元気な高齢者の方々のことでもあります。現在、人を集める施策には限界があります。逆に、それぞれの世帯に出かけてお話しをする等の仕組みづくりも大切ではないでしょうか。これも、次の交付金がもし交付されれば、次の国の交付金を上手に利用し、この冬にかけて、どのように町民に安心をしていただける事業を考えているのか、お尋ねをいたします。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 議員おっしゃるように、町としても課題に感じております。今現在、健康福祉課で把握している地域での高齢者を対象にした地域活動の様子について、まず、説明をさせていただきます。

各地区での活動の様子は、コロナ前は、のびのびゴム体操は、30か所中20地区で実施していました。コロナ禍の中で実施しているところは、現在15か所です。社会福祉協議会のふれあいサロンは、登録地区が25地区中、12地区は工夫しながら現在行っております。2地区は訪問、見守り活動に切り替えているということでございます。ほかは、10月頃より、涼しくなったら再開していきたいという地区もあります。

このように、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、地域での活動は減少していますが、地域での担い手の皆様からは、コロナ禍で難しいけれど、地域の中のつながりを保てるようにしていきたいという声が多くあります。

町では、地域や社会福祉協議会などに、活動する上での感染対策などの情報提供をし、感染予防をしながら地域活動をお願いしています。

また、社会福祉協議会に委託しています「支え合い・助け合いを広げる協議体」の中でも、コロナ禍での地域活動について、検討をしていただいております。まずは、この協議体の中

の地域の担い手の方々や、それをサポートする団体からの意見等を伺う中で、池田らしい事業を考えてまいりたいと思います。そういうことで、現在のところ、交付金の活用は考えておりませんので、御理解のほうをお願いいたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 今のは、仕組みの中で何とかお願いできているということで、町民の皆さん、本当に、民生委員さんもはじめ、様々なところで協力をして、今、活動ができてい
るんだなということがありました。

しかしながら、今度始まる買物サポートのD型の関係とかも、本当に、コロナ禍ではできるのかなというところもありますし、やはりこういう見守りという点で、集団の見守りから個の見守りに、一時的にちょっと戻さなければいけないのかなというふうに感じております。

そんな中で、今日もお昼に、今回、議会のほうでは毎日お弁当を取るときにいけ弁を活用
させていただきました。毎日日替わりで、全て違う弁当を取ってやったんですけども、やはり、その中で、いけ弁の事業をこういった見守りにもつなげられないかという話も出て
おります。今、観光協会ですけれども、これから要するに幅を広げる中で、やっぱり見守りの域にも、このいけ弁というのは、やはり、お弁当は玄関先にポイっと置いてく
るということはまずないと思います。ピンポン絶対鳴らして、そこで受け取っていただく
というコミュニケーションがあるので、そこで、顔色や様々な状況、情報がそこに入ろうか
と思いますけれども、その点について、健康福祉課と産業振興課とまたリンクをしていただ
いて、ぜひ、そういったところの、こういうちょっと幅の広い見守りの在り方というものも検
討できるかなと思いますけれども、産業振興課長、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 今、突然の話なので、ちょっと考えはまとまっていないん
ですけれども、また、できるかどうかは健康福祉課とも話し合う中で考えたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 結構、いけ弁の配達してくれている職員の方、フレンドリーで、土日
構わず本当に配達して、本当に、人と人との絆ができておりますので、そういった情報とい

いますか、うまくその情報を利用して、これからは、多分独り暮らしの方とか、そういったところのお弁当にも生かせるようなメニューというのも十分出てくると思うんですよ。そんな中で、一人もコロナで取り残すことなく、また、こういうコロナの状況で、何か町民の安心・安全につながるような事業を望みたいと思いますが、町長はこのような状況、全般的に見て、また、この交付金の活用について、どのような考えなのか、あと1分少々ですけれども、お願いしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 交付金の活用につきましては、来る都度、皆さんと協議しながら決めてきております。また、今健康福祉課長からありましたように、池田町の福祉、私も目標に掲げておりますが、一人一人に対応するということを目標にしておりますので、かなり網羅されていると私は考えております。そういう中で、いけ弁事業は、訪問型の事業でありますので、これから、行政からほかの形になるかと思いますが、これは継続する中で、より有効な、あるいはこの事業が効力を発揮するような、そんな方向も考えていきたいと思っております。当然その中には、見守り等も検討の中に入ってくるだろうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 以上で私の質問を終了します。

議長（倉科栄司君） 以上で矢口稔議員の一般質問は終了いたしました。

松 野 亮 子 君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

9番に、1番の松野亮子議員。

松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 1番、松野亮子です。

9月定例会の一般質問をさせていただきます。

今回は、町の猿対策についてお尋ねいたします。

本年度の予算で、猿対策費用として300万円が計上されました。町は、その費用で、GPS発信機による行動監視システムの導入を準備中であり、これがうまくいけば、猿の行動や生態を把握するのに効果が期待できます。また、来年度の予算で、大型の猿の捕獲おりを購入して個体数調整を行う計画も進めていると聞いております。松川村では、昨年12月に大型の捕獲おりを導入しました。以来、これまでに合計で48頭の猿を捕獲したという効果がありました。おかげで農作物の被害が激減したというふうに聞いております。当町においては、GPSとおりを組み合わせることになりますので、優れた効果が期待できるのではと思っております。

ただし、松川村で猿の捕獲がうまくいったのは、地元住民の方たちの協力のおかげであると松川村の担当者の方が繰り返しお話ししていました。町でも、猿対策をうまく進めるには、被害地区住民の地道な活動が必須であるのは明らかです。そして、町行政は被害地区住民の活動が充実するよう、さらなるサポートをすることが必要なのは言うまでもありません。

ここでお尋ねいたします。

被害地区住民に対して、包括的な方向性や具体的な年次計画を示し、計画が決まってからの説明会のみではなくて、計画段階から住民の意見や意向を聞いて進めることが実行効率を上げるために必須ではないかと思えます。意見聴取等の実施状況はどうなっているのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 松野議員の猿対策についての御質問にお答えします。

本年度、猿対策事業として、GPS装置による猿出没状況調査のほかに、出没している集落の方に対する猿の生態や被害等の講習会を開催し、併せて意見交換を行う予定ですが、意見交換については、コロナ禍の影響もあり、今のところ開催できていません。状況を見て、なるべく早く開催したいと考えております。また、議員の御質問にありましたとおり、大型捕獲おりは来年度購入する予定であります。懇談をする際は、住民の方に計画として事業概要を説明させていただき、意見交換をし、より効率的に進めていきたいと思えます。猿対策事業は、住民の方と協働で取り組みたいと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1 番（松野亮子君） 来年度の予算で大型のおりを購入するという事なんですけれども、せっかく購入する予定のおりが最大の効力を発揮するには、被害住民の方たちが管理しやすいものを選ぶ必要があると思います。どのようなおりにするのかはいつ決めるのでしょうか。また、決めるときに住民の意見を聞く機会は持つのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 大型おりにつきましても、近隣で購入しているようなものを参考にして選びたいと思っておりますけれども、また、先ほど言いました意見交換の際にも、どういったものがよいのか、こちらのほうの案をお示ししながら、来年度の予算に向けて決めていきたいなと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1 番 松野亮子君 登壇〕

1 番（松野亮子君） 松川村で非常に効果が上がったということですので、そのおりを被害住民と一緒に視察することも今検討しております。ですので、ぜひとも、おりを買う際には住民の意見をよく聞いて決めていただきたいと思います。

G P S 発信機をつけた猿の位置が随時分かる地図がシステムによって提供されることになるとは思いますが、この地図は、被害地区の数人だけではなくて、誰でも閲覧できるように町のホームページに載せることで、町が取り組んでいる問題であるという認識も広がりますし、業者のサーバーの負担も減ることになると思うのですが、地図の情報提供についてお聞かせください。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 地図システムは、インターネットを利用して、ログインIDとパスワードを入力し、アクセスができるシステムであります。同じシステムを導入している大町市の状況も確認することができます。町のホームページにはアクセス先のリンクを張ることができますけれども、その先は業者のサーバーに接続され、不特定多数の方が一度にアクセスをすると容量がオーバーするというおそれがあります。このような状況のため、大町市とも調整しながら、接続できる人数を制限していきたいというように考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1 番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 同時にサーバーがダウンするほど大勢の人がアクセスするとはちょっと考えにくいと思うんですけれども、実際何人くらいの方が同時にアクセス可能なんですか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 具体的な、何人までという人数は押さえてはいないんですけれども、システムにも限界等あるかと思imasので、その辺も確認をして導入のほうをしていきたいと思imas。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 次に、GPS発信機の設定についてお尋ねします。

猿の行動調査の目的だけでしたら、位置データの送信間隔を長く取ってもよいと思imasけれども、そうなりますとタイムラグが生じて、住民の猿追いに役に立たないことが考えられると思imas。多少、電池寿命が短くなるリスクが生じて、住民の猿追いに活用できるように、データ送信間隔を30分程度に設定したらよいかと思imasが、その点はいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） GPS発信機の電池の寿命は約1年くらいであります。設定条件によっては、さらに短くなるということでもあります。また、GPS発信機は電池交換、充電ができないため、電池切れの場合は新たな発信機の購入費用のほか、業者等に取付けを委託しなければならないため、数十万円の費用がかかります。費用対効果と他市町村の運用状況等を参考に設定をしていきたいというように考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 被害地区住民の方々が、ボランティアで以前よりずっと頻繁に猿追いをしています。ですが、エアガンですとかスリングショットなどの必要な道具は町から全く供給されておりません。BB弾などの消耗品でさえ、供給されていないというふうに聞いております。でも、大町市では、そのような必要な道具が貸与されていると聞いています。町の財政が大変厳しいのは承知しておりますが、補正予算の編成等の措置を講じて、猿追いのための道具等の貸与や消耗品の供給の拡充が必要ではないかと思imas。これについてはど

うお考えになりますでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 猿追いの消耗品につきましては、現在ロケット花火ですとか爆竹等を提供しております。しかし、猿の出没回数も増え、費用も増えております。道具につきましても、エアガン等も高額なため、十分な量がないため、貸付け等してはおりません。出没頻度の多い地区は、中山間地域等直接支払交付金の対象地区と重なるため、農地維持の観点からも、その交付金を有害鳥獣の追い払い等に活用するようにお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 本当に、猿の出没の頻度は増えておりますので、そのような形で対応していただけたらと思います。

最後の質問になりますけれども、猿による被害が急増しているのは明らかなんですけれども、町全体の被害実態の集計はどうなっておりますでしょうか。猿対策の計画を立てる上でも、補助金を申請する上でも、被害実態の情報を集約するシステムが必要ではないかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 猿被害の集約方法ですけれども、町ですとかJA、猟友会に寄せられた情報から、作物の種類等を聞き取りにより集約をしております。寄せられた情報を基に集約しているため、実際にはかなり数倍の被害があると思われれます。より実情に近い被害状況を集約するためにも、システムを含め、有効な仕組みの構築があると考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 中島では自治会が先頭に立ってアンケート調査を行って、どんな被害が出たかというのを集約したそうです。それを受けて、堀之内でも、今、情報収集をしているところなので、そのような自治会で収集されたデータも活用していただければというふうに思います。

では、私の質問は以上になります。

議長（倉科栄司君） 以上で松野議員の一般質問は終了しました。

以上で一般質問の全部を終了とします。

散会の宣言

議長（倉科栄司君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1時53分

令和 2 年 9 月 定例 町 議 会

(第 5 号)

令和2年9月池田町議会定例会

議事日程(第5号)

令和2年9月18日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 2 認定第1号より認定第6号、議案第34号について、討論、採決
- 日程第 3 議案第36号、議案第37号について、討論、採決
- 日程第 4 議案第38号について、討論、採決
- 日程第 5 議案第39号より議案第41号について、討論、採決
- 日程第 6 議案第42号より議案第46号について、討論、採決
- 日程第 7 請願・陳情書について、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 同意第1号について、上程、説明、採決
- 追加日程第 2 諮問第1号、諮問第2号について、一括上程、説明、採決
- 追加日程第 3 発議第3号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 4 発議第4号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 5 発議第5号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 6 発議第6号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 7 発議第7号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 8 発議第8号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 9 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 追加日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第11 議員派遣の件

出席議員(12名)

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 松野亮子君 | 2番 | 大厩美秋君 |
| 3番 | 中山真君 | 4番 | 横澤はま君 |

5番	矢口稔君	6番	矢口新平君
7番	大出美晴君	8番	和澤忠志君
9番	薄井孝彦君	10番	服部久子君
11番	那須博天君	12番	倉科栄司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麿聖章君	副町長	小田切隆君
教育長	竹内延彦君	総務課長	塩川利夫君
企画政策課長	大澤孔君	会計管理者兼 会計課長	伊藤芳子君
住民課長	蜜澤佳洋君	健康福祉課長	宮本瑞枝君
産業振興課長	宮澤達君	建設水道課長	丸山善久君
学校保育課長	寺嶋秀徳君	生涯学習課長	下條浩久君
総務課長補佐 兼総務係長	山岸寛君	監査委員	吉澤暢章君

事務局職員出席者

事務局長	丸山光一君	事務局書記	矢口富代君
------	-------	-------	-------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

議長（倉科栄司君） 日程 1、各担当委員会に付託した案件についてを議題とします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順とします。

最初に、那須博天予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員長 那須博天君 登壇〕

予算決算特別委員長（那須博天君） おはようございます。

令和2年度9月池田町議会定例会におけます、予算決算特別委員会の総合審査の結果を報告いたします。

予算決算特別委員会の総合審議は、9月14日月曜日、午前9時30分より協議会室において、議員12名全員の出席の下、開催をいたしました。

本委員会に付託された案件は、認定6件、補正予算等議案6件であります。

以下、各認定と議案の審議結果を審査意見について報告をいたします。

初めに、認定第1号 令和元年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度一般会計予算に対する総括意見として、次の4点が指摘事項として上がりました。

認定第1号の審査意見は。

1、財政運営について、令和元年度決算の実績収支は7,545万8,000円の黒字となり、健全財政運営がなされていると言われます。しかし、社会資本総合整備交付事業の農地耕作条件改善事業など大型事業に取り組んだ影響で、経常収支比率は91.5%、6.5%の増となる厳し

い財政運営となった。財政調整基金も令和元年度末残高4億4,246万4,000円であり、今後も厳しい財政運営となる。行政の目的は、町民サービスの向上及び福祉の充実にあることを再認識し、堅実な財政運営に努められたい。

2つ目として、令和元年度末一時借入金に頼らざるを得ず、一時借入金利子6万1,369円が発生した。今後、このような事例が発生する場合は、事前に議会にも報告されたい。

2、専門学校整備事業についてでございます。学校法人日本アルプス国際学院から、旧教育会館を介護福祉課として利用するとの申出があり、町は旧教育会館の改修として、令和元年度237万4,247円を支出しました。しかし、令和2年3月31日、日本アルプス国際学院から、介護福祉学科の設置を見直すと通知があり、旧教育会館の使用はしないことになりました。町は、国の法律改正に基づくものであり、やむを得ないとした。しかし、いかなる理由があろうと、相互の信頼に基づく利用契約を簡単に変えることは社会通念上許されないことである。今後、町は日本アルプス国際学院に、このような契約違反を起こさないように求めてほしい。

旧教育会館の利用については、単なる書庫利用だけでなく町民への開放も含め、十分に検討し議会にも相談されたい。

3、業務委託料など契約方法の検討について、業務委託料などを見ると、額面的に競争入札するものが随意契約となっている例が見られる。効率的な行政運営実現のため、業務委託料など契約方法について検討をされたい。

4、旧上原商店の跡利用についてでございます。旧上原商店の跡地は1,262万1,400円をかけ、土壌、地下水調査を実施した多額の予算をかけたので、早急に有効な跡利用を検討し実現に努力をされたい。

以上の意見が出された後、挙手により採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第2号 令和元年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第3号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第4号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決定をいたしま

した。

次に、認定第5号 令和元年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第6号 令和元年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第34号 令和元年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について。特にこれといった意見なく、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第42号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第6号）。特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で可決すべきと決定をいたしました。

議案第43号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第44号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で可決すべきと決定をいたしました。

議案第45号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

議案第46号 令和2年度池田町下水道事業会計補正予算（第1号）について。特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、予算決算特別委員会の総合審査の結果を報告いたしました。

なお、総務福祉委員会、振興文教委員会のそれぞれの所管しています予算決算特別委員会の質疑につきましては、予算決算特別委員会で各委員長より報告をいたします。

ほかに委員に補足がありましたら、お願いをいたします。

以上で報告を終わります。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

審議報告を求めます。

矢口稔委員。

〔総務福祉委員長 矢口 稔君 登壇〕

総務福祉委員長（矢口 稔君） おはようございます。

それでは、予算決算特別委員会のうち総務福祉課所管の関係について委員会の審議内容等

について御報告を申し上げます。

担当した委員会につきましては、審議した事件は認定3件、議案3件であります。

認定第1号 令和元年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。企画政策課、総務課、議会事務局、会計課、住民課、健康福祉課関係。

認定第3号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第4号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第42号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第6号）について。企画政策課、総務課、議会事務局、会計課、住民課、健康福祉課関係について。

議案第43号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

議案第44号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

開催日時は令和2年9月10日木曜日、午前9時30分から午後2時30分まで、場所は池田町役場2階大会室。出席者、議会側、予算決算特別委員12名、議会事務局長、行政側、町長、副町長並びに企画政策課、総務課、住民課、会計課、健康福祉課の各課長及び係長です。

以下、説明を省略し、関係課ごと質疑について御報告いたします。

1、企画政策課関係について。

認定第1号。

問、専門学校から令和2年3月31日、設置の見直しの通知と福祉学科設置延期の連絡があったというが、いつ頃か。また、現在はどのようになっているのか。

答、3月31日に通知があり、介護福祉学科の設置を見直し、専門学校としてではなく、介護福祉士実務者養成施設を目指していくという話があった。延期の連絡については2月に申出があり、今年の2月27日に教育会館の使用開始を、今年の3月からスタートを、来年3月からスタートという契約内容の変更をしてある。昨日、変更契約の案を示していただき合意をしたところで、教育会館は賃貸者契約から除外する変更契約を近々締結する予定になっている。このことは法律改正があり、技能実習生を6か月間で学院のほうで介護福祉士の資格が取れるということから、学院側から教育会館が不要となったため、変更したいとの連絡があった。

問、公民館と教育会館を解体し、公園にする計画があったが、教育会館を使うということで250万円ぐらいの経費がかかっている。専門学校の負担はどのようになっているか。

答、今月中に町営になるということで理解いただきたい。教育会館の費用については特に

学校側に負担を求めることは考えていない。跡利用については検討し、有効に活用していく。

問、250万円の工事費は町が予定していなかったことで、これでよいのか。

答、町では書庫として、または教育委員会では会議室として考えており、無駄な投資ではないと思っている。

問、町が壊す計画を急遽変更し、工事を行ってこのように利用中止となった。謝罪あるいは費用負担弁償の要求を専門学校側へしたらどうか。

答、それぞれの事情があつての変更であり、謝罪や費用負担弁償は考えていない。

問、無線LANのWi-Fiスポットが庁内で3か所設置しているが、町の中Wi-Fi基地局は何か所あるのか。

答、池田町役場、創造館、美術館の3か所設置されている。民間の正確な設置数は押さえていない。

要望、この目的の一部は災害時の有効利用ということで重要になってくる。災害時の指定避難所にもつなげてほしい。

問、ホームページの業務委託料の中で、委託任せではなく、町民に対しての自前の発信やPR動画の工夫をしてほしいが、その意識があるか。

答、ホームページのコンテンツの製作については、基本的に職員で行っている。サーバーのメンテナンスとか利用料といったところに使われていると認識していただければと思う。また、動画やYouTubeを使って流してもいる。

要望、自分たちがやっていたらどんどん変えていかれる。県外の方が見たとき、PR動画はトップから分かる場所でなければ効果がないと思うので、一工夫願いたい。

問、専門学校について、新型コロナの影響で来年度の学習生、留学生の募集や経営状況についてお聞きした。

答、コロナの影響は非常に大きい。特に、介護学科について、中国の学校と連携して生徒を送っていただく予定が、入国制限があり、今行っているIT学科も国内にいる外国人だけが対象となっている。IT学科も今年の1年生が来年2年生になるまでは外国人中心であるが、その後は外国人対象とはなり得ないのではという見込みが立っている。協議した結果、今後、社会人向けの職業訓練校という科目にしていきたいという計画があるとのことである。経営状況については、県からの補助事業を受けて、来年度までは外国人を中心とした額になるが、再来年度以降は対象が日本人向けの専門学校にシフトしていくのではないかという話がされている。学園の経営状況については評議委員会の中で報告されていると思う。

問、上原商店跡地の土壌調査に1,262万円をかけて何ら問題がないとの結果だが、有効利用できないものか。

答、僅かな汚染があるということで風評被害という懸念もされ、非常に厳しいが、今後最善策を考えていきたい。

問、美しいまちづくり推進委員会の効果はどのように考えているか、評価をお聞きする。

答、美しいまちづくりの構成団体は、各種団体から出ているが、浸透していかないことも現状にある。新しい形の美しい町づくりに向けた組織も検討していかねばと考えている。町民行動については推進委員を中心として住民に浸透してきているので、今後も進めていきたい。

問、移住定住の関係で移住後のフォローは口コミや来た人の思いが外に向かって出ていくということが大事かと思うが、そのことにつき、特に行ったことがあったらお聞きする。また、移住の準備住宅があるのか。

答、昨年度、移住者の集いができなかったのが現状で、今年度はぜひやっていきたい。横のつながりがつくられることも考えている。準備住宅については昨年度、2人退去したが、現在、2棟とも埋まっている。

問、美しいまちづくりについて、県道沿いを中心に行っているが、県道から離れたところへも協力要請を一緒にやっていただき、他のところでもやっていますということが取り組めるかどうかお聞きする。

答、全町行動デーについては、自治会協議会の際、お願いしており、町全体のお知らせの中でも県道にこだわらず、除草や高齢者、独居世帯への手伝い、ガードレールの洗浄など、それぞれの思いで活動をお願いしている。広報でもお知らせしてあるが、町全体でアプローチしていくような活動を考えている。

問、ふるさと納税の関係で、返礼品の内訳を把握しているか。また、資料を示していただければ増額もあり、何が増えたのか非常に重要と思うので教えていただきたい。

答、返礼品希望の内訳はワインやお米が多いと聞いている。特に、売れ筋ではサッポロワイングランボレールの高いワインが一番人気で、カミツレとお米の3つが主力の商品である。

問、公債費の一時借入金利子が発生している。利子が6万1,369円で多額の利子であるが、なぜ発生したのかお聞きする。

答、3月末の起債償還時期に起債償還を中心とした支出の財源が振替運用を行ったが足りなくなったことで借入れを起し、4月当初に交付金の収入があったので、それまでの間、

行った。

要望、この運用を誤ると、北海道夕張市のような運用になってくる。発生するようなことがあれば速やかに議会等にも報告を願いたい。

議案題42号 一般会計補正予算（第6号）についてであります。

総務課関係は、6号については質疑はありませんでした。

2番目、総務課関係について。

認定第1号。

問、町民税や国民健康保険税が前年と比べ半減しているが、その理由は何か。

答、滞納繰越が減少しているという理由であり、異常はない。年度中に締めていただき、繰り返す金額が減ったという理由と、払い忘れの人がいたかなどで差が出てくる状態となっている。

問、災害対策費の避難中の備品について、九州の災害から発電機の不足を感じるので、計画的にお願いしたいが、いかがか。

答、予算の中で検討していきたい。このリストについては公費で賄うものとして考えて捉えていただきたい。もよりの公民館については、町の補助事業があり、自治会ごとに発電機を購入しているという事実がある。

問、防災備品でのマスク備蓄は、どのようになっているのか。

答、マスクは避難所の備蓄品扱いではなく、健康福祉課に関係する防疫上の備蓄品ということになっている。当時、1万6,000枚はあったが、その後、医療機関にも提出している。

問、防災対策で役場の北側に緊急用の電源があるが、3メートルの洪水があるとすれば電源が使えない。再度、改善する考えはないか。

答、新しくキュービクルを1基造らなければならない状態であり、現在は考えていない。

議案第42号については質疑はありませんでした。

次に、3番目、住民課関係について、認定第1号。

問、気候非常事態宣言をされたが、町民がどのように受け止めているか。また、皆で取り組むことがあったら教えてほしい。

答、今のところ具体的な動きはしていないが、まず、職員の中から役場としての行動を検討していきたい。来年度に向けて町民の皆さんに具体的なものを検討し、お知らせしたいと考えている。

問、ごみの集積について。収集量が若干伸びているが、よい方策はないか。

答、7月から広報にごみ削減の方策やアイデアを載せている。何が有効か検討していく必要がある。

問、人口が平成21年に比べ、500人以上減少していながら、1人平均11グラム増えているが、原因分析したことはあるか。

答、内容までは分析してはいないが、穂高広域施設組合の全体として意識が薄れてきていると思われる。リサイクルできるものは燃やさないような啓発をしていきたい。

問、あづみ病院前の新しい歩道に鳥のふんがあり、対策を講じてほしいが。

答、中部電力にお願いし、カラスが止まらないように2か月の間に対策をしていただけた話になっている。

問、町営バスに関する事で、運行事業者が安曇観光タクシーに変わり、対応、苦情があるか。

答、去年の月ごとの苦情は減ってきている。苦情があったときは社長さんが手書き文書で運転手さんに回覧し対応していただいている。

問、バス運転業務委託料が4,600万円強となっているが、契約の形態が曖昧に感じる。来年度に向けてこの金額が妥当かどうか、何らかの手だてが必要ではないか。

答、経費的にはかなり安い評価をいただいている。内容については精査していきたい。

問、運行協力金を安曇野市から頂きたいが、見込はないか。

答、安曇野市に交渉したが、協力金は出す気持ちはないとの返答である。

認定第3号については質疑はありませんでした。

認定第4号についても質疑はありませんでした。

議案第42号 令和2年度池田町一般会計補正予算(第6号)について。

問、交通安全対策経費としてグリーンベルトの設置場所と池田小学校周辺のゾーン30の進捗状況をお聞きする。

答、グリーンベルトは安曇養護学校前の歩道から東側の北の交差点まで約275メートルの部分に緑色に塗装する予定である。ゾーン30については大町警察署と現地のほうの確認をし、そのような方式でよいか返答待ちである。

議案第43号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。

問、コロナ対策の傷病手当金はどのくらい交付が渡っているか。

答、傷病手当金は現在、申請がない。

議案第44号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、質

疑はありませんでした。

4番目、健康福祉課関係について、認定第1号。

問、総合福祉センター関係で、センターの毎年修繕が出ているが、建設して20年が経過し、抜本的な改修が必要か、分かっていることがあれば教えてほしい。

答、ボイラーが2台あるが、お湯が沸かない、水が減っていく等修繕がかかっている。1,000万円という高額なボイラーの買換えは難しいため、細かく修繕を行っている。

問、子育て支援で子供に関する相談が増えている中で、虐待通告、経済的困窮は昨年より倍以上であるが、相談の傾向はどうか。また、経済的困窮の場合、生活保護法にどのようにつなげているのかお聞きする。

答、コロナに影響しての経済的困窮とされた相談件数が増加していることはない。社協の緊急小口資金や生活福祉資金の貸付け等と連携しながら対応している。生活保護の相談は、もともと何件かあるので、福祉事務所と連携し対応している。傾向としては、経済なことはこれから増え、仕事が半分以下に減っているということで生活困窮者も増えてくるのではないかと思っている。

問、在宅介護給付金の評価をどのように聞いているか。

答、給付金をいただけてよかったとの声を数件聞いている。今後、全体的な予算の中で精査をどのようにしていったらよいか協議をお願いしたいと考えている。

要望、歯科検診事業が新規として行われているが、受診券利用者の割合が少ない。また、二十歳の歯科検診率も低いので、さらに啓発をしてほしい。

問、総合福祉センター内のお風呂の設備管理について、故障したりする状況の中で、使用することはまずいと思うが、必要なものは替えていただきたいが、どうか。

答、修繕すれば若干余裕があるのではと感じているので、当面は修理をしながらいきたいと考えている。今後、調査をしていきたいと思う。

問、食生活改善推進協議会の補助金がついているが、食を楽しむ会に変わったと聞いているが。

答、平成31年度に、池田町食を楽しむ会という形で名前が変わった。補助金は旧の名称のまま活動内容も同様に続けている。

認定第3号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

問、特定健診の受診状況が年々よい数字が出ていると思うが、地区ごとのばらつきがあり、地域差が出ている。今後の取組をお聞きする。

答、こまめな訪問で声かけしているが、対象者と会えない、健診を受けたくないといったところで地域差が出てしまっているかと思う。引き続き声かけし、健診を受けていただくよう努めていきたい。

議案第42号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第6号）について。

問、インフルエンザ予防接種の受付が10月から始まると聞いているが、高齢者の費用負担をお聞きする。

答、1,200円の費用負担を頂き、残りは公費負担となる。小学校に上がる前の子供は1人当たり2回接種して1,000円である。

会計課関係について、認定第1号等について質疑はありませんでした。

議会事務局関係について、認定第1号は質疑はありませんでした。

以上で報告を終わります。

補足の説明がありましたらお願いをいたします。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

矢口稔委員の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

引き続き、審議報告を求めます。

大出美晴委員。

〔振興文教委員長 大出美晴君 登壇〕

振興文教委員長（大出美晴君） おはようございます。

予算決算特別委員会における振興文教関係の審査報告をいたします。

日時、令和2年9月11日、午前9時30分より。場所、役場2階大会議室。出席者、予算決算特別委員12名全員、行政側、町長、副町長、教育長ほか振興文教委員会に関係する課長及び補佐、係長、議会事務局長。

審議内容は、認定4件、議案4件であります。

説明を省略し、主立った質疑について報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合もあります。御了承く

ださい。

農業委員会、産業振興課関係について。

認定第1号 令和元年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、農業委員の関係で、認定農業者は現在、何名であるか。また、人数の増減は。

答、人数は後に確認した結果77名であった。増減については新規就農の方々に加入いただき、その分増加している。

問、林業振興費中、間接補助金返還金について、大北森林組合へ返還請求している分はいつ頃、完了するのか。

答、森林組合の決算額が黒字に移ったこともあり、町への返還額も増えると思われる。期間については、現段階では30年ほどかかると思われる。

問、在日外国人旅行者誘致事業の海外プロモーションについて、PRの拡大として町のホームページで公開していただきたい。

答、市として英語バージョンはトラベルジャパンという観光情報サイトで、中国語バージョンはブーブージャパンという情報サイトにアップしている。ホームページについては検討する。

問、海外販路開拓等推進事業は、町長によるトップセールス実施で効果が期待されるが、今後の見通しと良好な関係の継続、情報交換等、状況をお聞きする。

答、現地の輸入業者は人とのつながりを大切にしている。現在は委託業者を介してのやり取りだが、今年度中に酒蔵と直接取引できるところまで持っていききたい。

問、花の里づくり推進事業について、件数が減少している花とハーブが感じられる町づくりは非常に重要である。今後の考えは。

答、県道沿いを主に進めたい。1丁目、2丁目は特に効果が見えるが、さらなる推進を進めたい。

問、三島市は花の飾り方に工夫がみられる。参考にしてみてもは。

答、視察も視野に入れて検討していきたい。

問、花とハーブの里再ブランド化事業の中で、企業連携のための体験ツアー20名参加で150万円の内訳と、ハーブガーデン植栽整備費の3種合計174万3,946円の内訳をお聞きする。また、まちなか賑わい拠点整備事業でビアガーデン事業の収支内容についてお聞きする。

答、後ほどお示しする。

問、賑わい拠点施設を利用したイベントで、カルチャースクール事業は参加人数が少ない

状態にある。交流センターかえでも講座等を開催しており、共通する部分がある。課を越えて連携をし、費用対効果を考えた運営が必要ではないか。

答、来年に向けて内容、予算見直しを検討していく。

問、ふるさと納税返礼で、お米のニーズがあり過ぎ、不足する事態となったが、今年については大丈夫か。

答、収穫期は相当量のストックは可能であり対応できるが、時期のずれた返礼については保管庫、冷蔵庫等の整備が必要なため、現在、厳しいものがある。

問、12月は特に多い月であるので、年内は確保してほしい。

答、対応できるようにしたい。

問、松川村で導入した猿捕獲装置を、池田としてはどう考えるのか。

答、松川村から情報をお聞きしている。移動設置等にコストがかかるようだ。費用対効果を考慮し、効果あるものを研究していく。

認定第2号 令和元年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について。

問、工場誘致は重要な課題であり、積極的に有効な土地利用を進めるべきと考える。今後の取組をお聞きする。

答、常に情報には敏感でいる。ハードルを下げることも視野に入れ前向きに取り組みたい。

議案第42号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第6号）について。

問、感染予防対策事業補助金について、対象となる方々が購入するに当たり、参考となる情報提供をしていただきたい。

答、対象品の選定については各店舗、各事業所が必要とするものにお任せしたい。また、対象期間は令和2年3月1日から10月30日であり、既に購入された方の申請も多いと思われる。

問、桑の乾燥機があるが、業務委託者以外の桑の乾燥と、桑以外の作物の乾燥はできるのか。

答、持込み者による乾燥はできない。乾燥委託での対応は可能である。

建設水道課関係について。

認定第1号 令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、除雪機設置事業補助の内容についてお聞きする。

答、広津、陸郷については辺地に該当し、300万円の除雪設備補助があり、広津自治会でドーザーを購入した。あとは鵜山と中之郷で残り58万円追加された。

問、ブロック塀等除却事業補助金について、まだ除去が必要と思われる場所があるのでは、再度、広報等で知らせていただけないか。

答、検討します。

問、町営住宅使用料の未納や町民税、水道料等の未納についても連携して取り組まれているのか。

答、課を超えた中で徴収員の方も含め連携を取り、取り組んでいる。

認定5号 令和元年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑なし。

認定6号 令和元年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑なし。

議案第34号 令和元年度池田町水道事業会計の余剰金処分及び決算の認定について。

問、経営的には健全な推移がされていると思われる。町民からのクレーム等に関する状況は。

答、クレームに相当する内容のものはないが、町外からの方からは、使用料が高いというお話は聞いている。

議案第42号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第6号）について、質疑なし。

議案第45号 池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑なし。

議案第46号 令和2年度池田町下水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑なし。
学校保育課関係について。

認定第1号 令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、減少傾向にある記念館への来館者を増加させるための施策やPRを考えているのか。また、資料館と併せての情報発信も重要と考える。

答、記念館と文化財が一体となったイベント等を考えている。広報も力を入れた取組をしていきたい。

問、文化財資料館の展示品について。まだ展示されずにいる文化財があると思われるが、今後の展示対応についてお聞きする。

答、確かに展示できずにある文化財はある。展示スペースの問題もあるが、ローテーションをしながら展示していきたい。

問、児童生徒奨学補助金や私立高等学校生徒奨学補助金等、非常にありがたい制度があるが、申請期間がとても短かった。せめて1か月以上の期間での情報発信をしてほしいが。

答、要綱では10月1日より基準日としている。今後、対象となる方々には余裕のある期間

を持ってお知らせしていく。

問、スクールバス運行業務委託について、随意契約とのことだが、今後は競争入札が必要と考えるが。

答、昨年来から御指摘されている業者が見つからない状態が続いている。コストを下げる検討をしていく。

問、新型コロナウイルス感染症対策として、保育園では園児の体調管理に御苦労されている。検温は1日3回行っているが、発熱等の実態をお聞きする。

答、登園前に家での検温も行っている。37.5度以上で保護者の方に連絡するが、このところ落ち着いており、そのような事例はない。ちなみに、マスク着用は3歳以上は基本着用としている。

問、就学援助について。コロナ禍の影響による申請はあるか。

答、1名の申請があり、対象となっている。

問、保育園のエアコン設置について。遊戯室には設置されたが、まだ保育室に設置されていないところがある。年々温暖化が進む中、設置は必要と思われるが。

答、会染保育園は老朽化もあるが、キュービクルを導入しなければエアコン増設できない。また、1,000万円以上の金額が発生する厳しい現状である。

要望、学校の教室にはあるのに保育園の保育室にはないということに疑問を持たれる声を聞くようになった。継続して可能性を探っていただきたい。

問、旧教育会館の跡利用が確定していないが、教育委員会が中心となって活用方法を見出していくべきと思う。この点について、どう決めていくのか。

答、今年の春先から全協を中心に町の考えをお伝えしているが、現在、有力な候補として役場の書庫として活用を考えるが、その他については明確なところまでは行っていない。ランニングコスト面の問題もあり、あまりお金をかけない方向で考えている。

議案第42号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第6号）について、質疑なし。

生涯学習課関係について。

認定第1号 令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、河川敷運動広場管理費のマレットゴルフ協力金で大きなアルプス広場があづみの広場の約半分の額である。この差の原因は。

答、アルプス広場は冬季閉鎖をし、その期間はあづみの広場に集中するため、このような差額となる。年によりばらつきは生じる。

要望、冬季の差を考慮しても疑問は残るので調査をお願いします。

問、美術館一般経費で委託料に加え、経年劣化等に伴う施設設備の修繕費用が大きくなってくる。今後の町の考えは。

答、老朽化が進行しているのは確かである。将来的に民間委託はすることも検討するようになる。

問、交流センターかえでは、誕生から1年がたったが、管理経費の電気料はどのような推移をしているか。

答、詳しいデータはないが、冷房を使う夏季よりも暖房を使う冬季のほうが電気料は高い状況である。

要望、来年からは管理経費の記載をお願いします。

議案第42号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第6号）について。

問、総合体育館の南に駐車場ができることは非常に期待している。駐車スペースの状態はどのような仕上がりになるのか。

答、輪止めの設置はせずに、一面平らな状態になる。また、既存の駐車場とは段差なくつなげるようにし、出入り口は東西に設ける。大型バスについては駐車できるスペースは確保する。

以上で、予算決算特別委員会における振興文教関係の質疑の報告を終わります。他の委員に補足があればお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

大出委員の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、総務福祉委員会の報告を求めます。

矢口稔総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 矢口 稔君 登壇〕

総務福祉委員長（矢口 稔君） それでは、総務福祉委員会の委員会審査の報告をさせてい

たきます。

開催日時、令和2年9月10日木曜日、午後2時45分、予算決算特別委員会終了後、場所は池田町役場2階大会議室、出席者は、議会側、総務福祉委員6名、議会事務局長、行政側、町長、副町長、総務福祉委員会に係る各課長及び係長であります。

今定例会で本委員会に付託された事件は、議案2件であります。

以下、提案説明を省略し、質疑について報告をいたします。

1、議案第36号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑はなく、採決の結果、全員の賛成で可決すべきと決しました。

議案第37号 池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

問、子ども・子育て会議委員20名、健康長寿推進協議会委員15名とした人数の根拠はあるのか。

答、議論をしてどのように進めていくかというところの人数を一番に考えた。また、各セッションでおよそどのくらいの人数がよいかというところで人数を決めた。

採決の結果、全員の賛成で可決すべきと決しております。

その他、閉会中の継続審査について、池田町の町づくりと住民福祉の向上について、デマンド交通を含めた公共交通のあり方について、気候変動に関する調査研究についてを継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、総務福祉委員会の報告を終わります。

他の委員に補足の説明がございましたらお願いをいたします。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、振興文教委員会の報告を求めます。

大出美晴振興文教委員長。

〔振興文教委員長 大出美晴君 登壇〕

振興文教委員長（大出美晴君） 振興文教委員会の審査報告を申し上げます。

日時は、令和2年9月11日、予算決算特別委員会終了後であります。場所、池田町役場2階大会議室。出席者は振興文教委員全員6名全員、行政側、町長、副町長、教育長ほか振興文教委員会に関係する課長、課長補佐及び係長、議会事務局長。

当委員会に付託された案件は議案4件であり、また、陳情1件、請願4件であります。

説明を省略し、主立った意見内容と審査の結果を報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合もあります。御了承ください。

議案第38号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

意見、連携協定を結ぶ期間が5年から10年になる規制緩和は子供にとってよいこととは思えない。また、ゼロ歳から3歳未満の子供の食について、外部搬入することは安全面で不安もあり賛成できない。

意見、現在、池田町は直接影響しているわけではないので、国の基準に沿った条例改正は必要ない。

採決の結果、賛成多数により委員会として可決すべきとしました。

議案第39号 池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、特に意見はありませんでした。

採決の結果、全員賛成により委員会として可決すべきとしました。

議案第40号 池田児童クラブ設置条例の制定について、特に意見はありませんでした。

採決の結果、全員賛成により委員会として可決すべきとしました。

議案第41号 池田町児童センター等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に意見はありませんでした。

採決の結果、全員賛成により委員会として可決すべきとしました。

ここより、矢口新平委員は所要のため退席となりました。

請願2号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める請願書について、特に意見はありませんでした。採択の結果、全員賛成により委員会として採択としました。

請願3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書について、特に意見はあ

りませんでした。

採択の結果、全員賛成により委員会として採択と決しました。

請願 4 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について、特に意見はありませんでした。採決の結果、全員賛成により委員会としての採択とすることに決しました。

陳情 5 号 コロナ禍で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活の保障を求める意見書提出の陳情書について、特に意見はありませんでした。採決の結果、全員賛成により委員会として採択することと決しました。

請願 6 号 種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める請願書について。

意見、種苗法の改正を取りやめるという言葉を使うと賛成できないところもあるので、慎重審議ということで提案するのがよいのではないか。

採決の結果、全員賛成により委員会として採択することと決しました。

その他、閉会中の継続審査について、コロナ禍により活動が停滞気味であるが、活動できることについては進めていくようにする。閉会中の所管事務の調査について、社会資本総合整備計画の進捗状況の見極めについて、少子高齢化に対応できる移住定住空き家対策の促進について、里山整備と松くい虫被害木の撤去について、花のハーブのまちづくりについて、保小中一貫教育について、交流センターの運営方法について、乾杯条例について、有害鳥獣対策について、以上、8 件について引き続き閉会中の継続調査としました。

以上で、振興文教委員会に付託された案件の報告を終わります。

他の委員に補足があればお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了します。

以上で各委員会の報告を終了いたします。

認定第1号より認定第6号、議案第34号について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程2、認定第1号より第6号まで及び議案第34号を各議案ごとに討論、採決を行います。

認定第1号 令和元年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

10番、服部議員。

10番（服部久子君） 認定第1号について、反対討論をいたします。

令和元年度一般会計の歳出は大型事業が重なり、60億5,383万円と町にとって非常に大きな決算額となりました。そのような中、専門学校に対して不適切な町の支出がありました。旧教育会館と公民館跡地にミニ公園の計画を進めていましたが、令和元年度に開校した専門学校から令和2年3月から旧教育会館を使用したいとの要望があり、町は学校からの急な申出に急遽計画を変更し、旧教育会館に237万4,247円をかけ、電気設備工事を行いました。しかし、令和2年2月になって、専門学校から旧教育会館の使用を令和3年3月に変更する連絡がありましたが、令和2年3月31日になり、専門学校から旧教育会館は使用しないとの通知がありました。結局、何のためにミニ公園計画を変更して旧教育会館に電気設備工事までしたのかということになります。専門学校の今回の町に対する姿勢は、独断的で常識では考えられません。しかし、町は専門学校の通知をそのまま承諾し、学校に対し何の措置も取らなかった姿勢は納得できません。今後、町は二度とこのようなことが起きないように、専門学校に対して毅然とした姿勢で臨んでいただきたいと思います。

また、会染保育園の改修について、保護者から幾度も改善を求められています。町は、会染保育園の劣化状況評価をCと判断しながら結論を伸ばしている町の姿勢は納得がいきません。現在、園で生活している園児のことを第一に考え、改修を早急にしていただきたいと思います。町の予算全て住民の利益のために使うことを求め、令和元年度一般会計の決算について反対いたします。

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 今の、服部議員の反対討論と若干、私の意見も含めて反対討論をしたいと思います。

もともと、この専門学校、旧教育会館につきましては、社会資本整備計画の中で、公民館とともに取り壊すと、それでミニ公園にするということで計画されたものでした。ところが、学校法人日本アルプス国際学院が旧教育会館を介護福祉学科として使用するという申出があって計画を変更し、改修費として町が237万4,247円を支出したという経過でありますけれども、本年3月31日に国際学院のほうから設置を見直すと通知があって使用しないことになったということであります。社会資本総合整備交付金事業は、事業費の約40%が国から交付されます。したがって、その際、取り壊せば町の負担は約6割で済んだわけでありまして、いずれ、町も旧教育会館については取り壊さなければならない時期が参ります。そういうことを考えれば、今回、町が損害賠償だとか、あるいは変更した分に対してはっきり物を言わないというような対応というのは、私、とても納得できるものではありませんので、肯定はできません。

以上です。

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

認定第1号を起立により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

議長（倉科栄司君） 起立多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第2号 令和元年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

認定第2号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第3号 令和元年池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

認定第3号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第4号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

認定第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第5号 令和元年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

認定第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第6号 令和元年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

認定第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

議案第34号 令和元年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第34号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第36号、議案第37号について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程3、議案第36号、第37号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第36号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第36号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第37号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第38号について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程4、議案第38号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

10番、服部議員。

10番（服部久子君） 議案第38号について、反対討論をいたします。

家庭的保育事業は、職員は保育士でなくても、町長が保育士と同等の知識、経験を有すると認める者となっており、保育基準が低くなるおそれがあります。また、給食は外部搬入を認めており、衛生面やアレルギー対応などが心配です。居宅訪問型保育は、保育者が保育される子供の自宅で保育するので、集団的な保育と違い、安全面で大きなリスクが伴います。池田町は、待機児童が生じていないので、家庭的保育事業の必要がなく、仮に待機児童問題が生じる場合であっても保育基準が低下するため、実施すべきでないと考え、議案第38号に反対します。

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第38号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第39号より議案第41号について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程5、議案第39号より議案第41号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第39号 池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第39号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第40号 池田児童クラブ設置条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第40号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第41号 池田町児童センター等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第41号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第42号より議案第46号について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程6、議案第42号より議案第46号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第42号 令和2年度池田町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第42号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第43号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(倉科栄司君) 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長(倉科栄司君) これをもって討論を終了します。

議案第43号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(倉科栄司君) 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第44号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(倉科栄司君) 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長(倉科栄司君) これをもって討論を終了します。

議案第44号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(倉科栄司君) 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(倉科栄司君) 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第45号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 令和2年度池田町下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第46号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情書について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程7、請願・陳情書について、討論、採決を行います。

請願2号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める請願書について、討論を行います。

まず、この請願に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この請願に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

請願 2 号を挙手により採決します。

この請願に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、本請願は採択と決定しました。

議長（倉科栄司君） 請願 3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書について、討論を行います。

まず、この請願に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この請願に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

請願 3 号を挙手により採決します。

この請願に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、本請願は採択と決定いたしました。

請願 4 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について、討論を行います。

まず、この請願に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この請願に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

請願 4 号を挙手により採決します。

この請願に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、本請願は採択と決定しました。

陳情5号 コロナ禍で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活の保障を求める意見書提出の陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

陳情5号を挙手により採決します。

この陳情に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定いたしました。

請願6号 種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める請願書について、討論を行います。

まず、この請願に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この請願に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

請願6号を挙手により採決します。

この請願に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、本請願は採択と決定しました。

この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 34 分

議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程の追加

議長（倉科栄司君） お諮りします。

追加案件として、同意 1 件、諮問 2 件、発議 6 件が提出されました。

これを日程に追加して、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

同意第 1 号の上程、説明、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程 1、同意第 1 号 池田町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 同意第 1 号 池田町教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

本同意は、令和 2 年 10 月 11 日に任期満了となる松澤範明氏を、引き続き池田町教育委員会委員に任命するに当たり、同意をお願いするものであります。

松澤氏は、昭和 44 年 1 月 8 日生まれの 51 歳。住所は、池田町大字池田 1208 番地です。

県立南安曇農業高校を卒業後、大手自動車会社勤務を経て、現在、地元で自動車整備工場を経営されている方であります。

現在、スポーツ推進委員として、住民のスポーツ、レクリエーション活動を積極的に推進されております。また、地元においても豊富なアイデアでユニークな地域づくりに取り組むなど、幅広く地域社会に尽力されており、人格、識見ともに優れている方でありますので、再任をお願い申し上げる次第であります。

なお、任期は令和2年10月12日から令和6年10月11日までの4年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議、御同意をお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

お諮りします。

同意第1号は人事案件であるため、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

同意第1号を挙手により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

諮問第1号、諮問第2号について、一括上程、説明、採決

議長（倉科栄司君） 諮問第1号、諮問第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 諮問第1号及び第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由の説明をいたします。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長は、当

町の住民で議会の議員の選挙権を有する者のうちから議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することとなっております。

当町の人権擁護委員3名のうち、今回2名が令和2年12月31日付で任期満了となりますので、委員2名を人権擁護委員として推薦したいと考えます。

諮問第1号では、住所、池田町大字池田4170番地7、氏名、縣美智子氏、生年月日は昭和32年9月19日であります。

縣氏は、町の民生児童委員や県消費生活審議会委員などを務め、人権擁護委員としては現在2期目をお務めいただいております。人格識見が高く、社会の実情に通じており適任と考え、推薦したいと考えます。

次に、諮問第2号では、住所、池田町大字会染10359番地、氏名、田中学氏、生年月日は昭和44年12月11日であります。

田中氏は、教育委員として町の教育行政の推進に御尽力されました。現在は保護司としても活動されており、人格識見が高く、社会の実情に通じた方で適任者と考え、新たに推薦したいと考えます。

なお、任期につきましては、両名とも令和3年1月1日から令和5年12月31日となります。議員の皆様の御意見をお願いし、御説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。議長（倉科栄司君）　ここでおわびを申し上げます。

諮問第1号、諮問第2号を一括して議題と追加したことに対してお諮りをしませんでした。一括して議題としたいということで、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君）　それでは異議なしということで、ただいまの提案説明を以上で終了したいと思います。

お諮りします。

諮問第1号、諮問第2号については、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君）　異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定いたしました。

発議第3号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程3、発議第3号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書についてを、議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番、大出美晴議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 発議第3号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について。

国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書、別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴。

賛成者、池田町議会議員、松野亮子氏。同じく、大厩美秋氏。同じく、和澤忠志氏。同じく、薄井孝彦氏。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣様。

国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書。

記、以下を読み上げます。

1、国の責任において、計画的に35人学級を進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月18日、長野県池田町議会、議長名。

議長（倉科栄司君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

発議第3号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第3号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第4号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程4、発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番、大出美晴議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書、別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴。

賛成者、池田町議会議員、松野亮子氏。同じく、大厩美秋氏。同じく、和澤忠志氏。同じ

く、薄井孝彦氏。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣様。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書。

記、以下を読み上げます。

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度の堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月18日、長野県池田町議会、議長名。

議長（倉科栄司君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第5号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程5、発議第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番、大出美晴議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 発議第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書について。

へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴。

賛成者、池田町議会議員、松野亮子氏。同じく、大厩美秋氏。同じく、和澤忠志氏。同じく、薄井孝彦氏。

長野県知事、阿部守一様。

へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書。

記、以下を読み上げます。

1、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給率をへき地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差にいわゆる相対的へき地性が一層拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年と以前の水準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月18日、長野県池田町議会、議長名。

議長（倉科栄司君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第6号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程6、発議第6号 コロナ禍で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活の保障を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番、大出美晴議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 発議第6号 コロナ禍で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活の保障を求める意見書について。

コロナ禍で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活の保障を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴。

賛成者、池田町議会議員、松野亮子氏。同じく、大厩美秋氏。同じく、和澤忠志氏。同じ

く、薄井孝彦氏。

内閣総理大臣、文部科学大臣様。

コロナ禍で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活の保障を求める意見書。

記、以下を読み上げます。

1、安心安全な少人数学級を速やかに実施してください。全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長も少人数学級の実施を求めています。早急に30人学級、その後、速やかに20人程度の学級へと移行を実施してください。

2、授業を詰め込み過ぎず、仲間との学びと豊かな学校生活を保障してください。文部科学省は授業の遅れは二、三年かけて取り戻せばいい、心のケアを大切にするという方針を示しました。しかし、多くの学校が土曜日も夏休みも授業をしたり、行事を削ったりしています。楽しい行事も大切に、子供たちに仲間との共同の学びと豊かな学校生活を保障するよう必要な措置を十分取ってください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月18日、長野県池田町議会、議長名。

議長（倉科栄司君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第7号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程7、発議第7号 種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番、大出美晴議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

7番（大出美晴君） 発議第7号 種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書について。

種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴。

賛成者、池田町議会議員、松野亮子氏。同じく、大厩美秋氏。同じく、和澤忠志氏。同じく、薄井孝彦氏。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農業水産大臣、消費者庁長官様。

種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書。

政府が3月3日、閣議で決定し、さきの国会に提出した種苗法の一部を改正する法律案は、種の多様性と食の安全安心、農業者の経営安定を損ねる危険性が高いものであり、農業者をはじめ市民の間に不安が広がっている。種苗法改正法案は、これまで原則として農家、生産者に認められてきた登録品種の自家増殖を許諾制にすることで、事実上、一律禁止し、農家の種取り、自家増殖の権利が著しく制限されることになる。同時に、許諾手続費用もしくは種子を毎年購入しなければならないなど、日本の農業を支える圧倒的多数の農家、生産者にとっては新たに大きな負担が発生する。一般品種は自家増殖が許されているので大丈夫との宣伝がありますが、今後、品種登録がより安価に、より簡単になされると大手種子企業によ

る登録品種が増え、育成者権の幅が広がることになる。同時に、農水省が自家増殖禁止の省令対象種を増やせば、農業者が自家増殖できる種と品種はより少なくなる危険がある。

今回の種苗法改正法案の影響は、果樹やイチゴ、穀類など一部に限られると農林水産省は説明している。しかし、農林水産省は、自家増殖ができない登録品種を毎年増やす意向を示している。国や地方自治体が育成してきた品種は、地域の農業者を支える公共の種苗事業としてこれまで当たり前のように普及が図られてきたが、こうした公的事业に支障が生じることが懸念される。

2017年に成立した農業競争力強化支援法により、公共の種苗の知見、公共の種苗の財産は民間に提供することが定められ、そこには外資も含まれている。これは公共の種苗が民間の種苗に将来代わることを意味する。このため、影響が直ちにでないにしても、今後、10年、15年先には国内の種苗会社や育種家も含め、公的な支えがなくなった農業者への影響がじわじわと出ることが懸念される。また、種苗法改正法案は大手種子企業や外資系企業による種子独占への道を開き、日本の食料安全保障と食料主権を脅かす可能性があるものとして強く危惧する。

池田町における在来種の生産が難しくなれば、農業の多様性や持続可能性が失われる。こうした種は、種子企業が育成したものでなく、地域の農家などが守り育ててきた。これを保護振興する法令がない現在、育成者権の強化に偏ることは、池田町においても、特に農業者の営みを損ねる危険がある。自家増殖禁止は地球規模での気象変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本において、食料安全保障の観点からも逆行している。よって、農業者に大きな影響を与えることのないよう、慎重な審議を行うことを求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日、長野県池田町議会、議長名。

議長（倉科栄司君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第7号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第8号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程8、発議第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

6番、矢口新平議員。

〔6番 矢口新平君 登壇〕

6番（矢口新平君） 発議第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出。

提出者、池田町議会議員、矢口新平。

賛成者、池田町議会議員、松野亮子、大厩美秋、中山眞、横澤はま、矢口稔、大出美晴、和澤忠志、薄井孝彦、服部久子、那須博天。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業

大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣様。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は福祉、医療、教育、子育て、防災減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。
記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め、弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な整備合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋、償却資産を含め断じて行わないこと、また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来を設け確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日、長野県池田町議会、議長、倉科栄司。

以上です。

議長（倉科栄司君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第8号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議長（倉科栄司君） 追加日程9、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続いてお諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（倉科栄司君） お諮りします。

議会運営委員会より、閉会中の所掌事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（倉科栄司君） 追加日程10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（倉科栄司君） お諮りします。

議員派遣の件について、日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議員派遣の件

議長（倉科栄司君） 追加日程11、議員派遣の件を議題とします。

この件については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定されていた会議等が中止または延期となり、現時点では報告の予定はありません。今後の情勢によっては開催されることも考えられるため、次期定例会までに急を要する場合は、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので、申し添えます。

町長あいさつ

議長（倉科栄司君） 甕町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9月7日から本日までの12日間にわたる長い会期の定例議会、大変お疲れさまでございました。

提案いたしましたそれぞれの案件につきまして、慎重に御審議をいただき、原案どおり認定及び御決定いただき、誠にありがとうございました。

本定例会の審議の中でいただきました御意見や御指摘は、今後の行政執行の中で生かしていくよう努力してまいります。令和2年度の事業執行後上半期が終了し、下半期の執行となります。

折しも、今月1日に元山崎池田町長が御逝去されました。総合福祉センターやすらぎの郷建設等、福祉の町の礎を築かれるなど、大きな功績を残されました。心から御冥福をお祈りいたします。職員一同、元山崎町長の、町民の幸福のために働く姿勢を見習い、計画された下半期計画執行に一丸となって取り組んでまいります。

新型コロナウイルスの終息は見えませんが、町も本議会で議決いただきましたように、感染防止と経済社会活動との両立を図るよう取組を進めてまいります。今後とも御協力いただくようお願いいたします。

朝夕、大分涼しくなっております。体調管理も難しい季節であります。議員各位にはくれぐれも健康に留意され、健康で御活躍されることを御祈念申し上げます。

定例議会の閉会に当たり、一言申し上げ御礼のごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

議長あいさつ

議長（倉科栄司君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、9月7日より本日まで12日間にわたり、令和元年度の一般会計並びに各特別会計決算の認定、令和2年度の各会計の補正予算等の重要案件を御審議いただきました。慎重かつ熱心に御審議いただいたことに、心から御礼を申し上げます。また、議員並びに理事者、関係職員の御協力によりまして、順調な議会運営ができましたことを厚く御礼を申し上げます。

令和元年度も財政が非常に厳しい状況の中、予算が執行されましたが、これからもなお、

この厳しい予算は続くことでもあります。例年でありますれば、この時期、実りの秋に感謝し、各地で例大祭が行われる時期であります。本年は新型コロナ感染の拡大防止のため神事にとどめるところが多いと聞いております。コロナ対策もなかなか難しい状況の中で、今もって毎日、感染者が報告される日常であります。第1波のときに、皆様をお願いしましたように、改めて、本当に原点に立ち返って、うがい、手洗い、そして3密を避けることを重点に日常を過ごしていただきたいと思います。コロナを防止しながら日常生活を送るという、そしてまた経済活動を推進するという非常に難しい日常生活がこれからも続くことと思いますが、どうか皆さん、健康に御留意いただきまして、これからも議会活動、そして行政の運営に御尽力をいただくことを心からお願いを申し上げます。9月定例議会の終わりに当たってのあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（倉科栄司君） 以上をもちまして、令和2年9月池田町議会定例会を終了といたします。大変御苦労さまでございました。

閉会 午後 零時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月18日

議 長 倉 科 栄 司

副 議 長 矢 口 新 平

署 名 議 員 横 澤 は ま

署 名 議 員 薄 井 孝 彦